

第七十八回
国会

参議院通信委員会會議録第二号

昭和五十一年十月十二日(火曜日)
午前十時二十分開会

委員の異動

十月八日

辞任

岡田 広君

補欠選任

迫水 久常君

十月九日

辞任

塩出 啓典君

補欠選任

藤原 房雄君

十月十二日

辞任

川野辺 静君

補欠選任

遠藤 要君

志苦 裕君

川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

森 勝治君

長田 裕二君

原 文兵衛君

最上 進君

西ヶ久保重光君

遠藤 要君

郡 祐一君

新谷寅三郎君

高橋 邦雄君

棚辺 四郎君

土屋 義彦君

案納 勝君

川村 清一君

森中 守義君

藤原 房雄君

山田 徹一君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

大蔵省主計局次

長

郵政大臣官房長

郵政大臣官房電

氣通信監理官

郵政大臣官房電

氣通信監理官

郵政省郵務局長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険

局長

郵政省電波監理

局長

郵政省人事局長

郵政省経理局長

常任委員会専門

員

説明員

大蔵省銀行局総

務課長

参考人

日本放送協会経

営委員会委員長

日本放送協会会

長

日本放送協会副

会長

日本放送協会専

務理事

日本放送協会専

務理事

日本放送協会専

務理事

山中 郁子君

木島 則夫君

青島 幸男君

福田 篤泰君

松下 康雄君

佐藤 昭一君

松井 清武君

佐野 芳男君

廣瀬 弘君

神山 文男君

永末 浩君

石川 晃夫君

浅尾 宏君

高仲 優君

竹森 秋夫君

宮本 保孝君

工藤信一良君

坂本 朝一君

藤島 克己君

沢村 吉克君

山本 博君

堀 四志男君

日本放送協会専

務理事

日本放送協会理

事

日本放送協会理

事

中塚 昌胤君

反町 正喜君

武富 明君

〇委員長(森勝治君) 参考人の出席要求について

お諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に

関する調査のうち、放送に関する事項の調査のため、

本日、本日の委員会に日本放送協会の役員を参考

人として出席を求めたい存じますが、御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長(森勝治君) 参考人の出席要求について

お諮りいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に

関する調査のうち、放送に関する事項の調査のため、

本日、本日の委員会に日本放送協会の役員を参考

人として出席を求めたい存じますが、御異議ござ

いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長(森勝治君) 御異議ないものと認め、さ

よう決定いたします。

坂本日本放送協会会長から発言を求められてお

りますので、この際、これを許します。坂本会

長。

〇参考人(坂本朝一君) 大変貴重なお時間をいた

だきまして、発言のお許しをいただきましてあり

がとうございます。

御承知のように、NHKにとりましては大変不

幸な事件がございまして、小野前会長が任期中辞

任するということのような事柄でございまして、そのこ

とにつきまして、私は当時補佐する者の一人とし

てそばにおったわけでございまして、私といたし

まして先生方にこの件について大変御心配をお

かけいたしましたことをこの席をかりて深くおわ

び申し上げます。

なお、その小野会長の後を受けまして、私、会

長の指名をいただき就任をいたしました次第でござ

います。まことに浅学非才ではございますけれど

も、大方の御期待に沿うために、公共放送の使命

達成の目的のために一生懸命努力したいというふ

うに考えておりますので、先生方におかれまして

も何とぞ御指導、御支援のほどをお願い申し上げ

る次第でございまして。簡単でございましてすけれど

も、ごあいさつにかえる次第でございまして。

なお、この際、一言お許しをいただいて、私の会

長就任に引き続きまして、副会長に同席しており

ます藤島前技師長、それから技師長に前技術本部

長の沢村理事を専務理事にいたしました技師長に

いたしましたことを御報告させていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〇委員長(森勝治君) 郵政事業及び電気通信事業

の運営並びに電波に関する調査を議題といたしま

す。

一

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森中守義君 ただいまごあいさつがありましたNHKの新三役、これからも全力を傾けて公共放送の使命に徹せられるようお願いいたします。

つきましては、いまのごあいさつに引き続いて少し協会にお尋ねしたいと思えます。就任のごあいさつの早々に余りいい感じの質問でもありませんが、今回の前会長の問題です。

深刻な衝撃を受けた結果、こういう新しい体制になったわけですが、私は、各公機関において最高の機関運営というものは一体どういうように行われているのか、その辺に協会については多少の疑問がある。つまり小野さんは個人の側面もあるし、しかしおおむね公人の立場が非常に濃厚だと思ふんです。したがって今回のような行動というものが、最高の機関運営等の中で、よからうとか悪からうとか、こういったようなことが議論をされるようなことがあるのかないのか。会長、副会長あるいは技師長という立場の人が思い思いに公人の立場をいつの間にか忘れてしまつて今回の行動になったのだと、この辺に、私は、協会のその役員会の首脳部の動きについて何か合議されるような機会があるのかないのか、その辺のことを最初何っておきたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 御指摘の小野前会長の事柄につきましては、まことに申しわけなく存じておりますけれども、正直言つて、事前に御相談を受けたという事実はないですね。したがって、正直言つて、事前に御相談を受けなければおめしたというふうな私考をおるわけではございませんけれども、残念ながらそういう経過でございまして、知いたしましたので、御訪問になった事後そのことを承知いたしましたので、いささかわれわれもその影響するところを心配いたしましたので、いわゆる小野会長の含めまして役員会での問題についての話し合いをいたしましたので、その際、小野会長御自身でにこの点についてはいささか軽率であつたとい

うことで釈明されておりますので、その後の行動についてはやはり慎重に御判断願いたいというふうに申し上げた結論として、最終的には辞意を決定されたというふうな理解しておる次第でござい

○森中守義君 あれです、できてしまったことを後でどうしようたつて、これはもう取り返しがつかない。だから、私が申し上げているのは、恒常的に、役員会というのか理事会というのか、そういうような運営が妙を得ているかどうか、これが問題だと思ふんです。

少なくとも協会を代表される立場にある場合には、私的な行動よりもむしろ公的な行動というものがすべてを律される。今度、小野さんの弁明によれば、人情の常として田中角榮を訪ねることは何が悪いんだと、こういうようなお話もあつたようですが、いささかその辺に問題がある。やっぱり会長、副会長あるいは技師長という、そういう最高の皆さん方というのは常に公人の方が先行する。ですから、私のうかがひ知るそれら公機関の最高の幹部の動きというのは、やはり私的なものであれ、公的なものの一部として扱われることが多いと思ふんです。また、そうあるのが正しいと思ふんです。だから、今回の小野さんの行動でも、ある意味ではそういう最高の幹部会等で議論をされておれば、こういうことに至らなかつたのではないかと、こういうことを考えるものだから、そういう意味ではやはり理事会、役員会というものはもう少し具体的な役員会の行動等についても調整の必要があるんじゃないか。逆説的に言うならば、そういうものがないというふうにならうかと思ふんですが、その辺のことが今回の事件の一つの反省、教訓としてどうされていくのか、そういう見解をちょっと聞いておきたいと思ふんです。

○参考人(坂本朝一君) その点はまさに御指摘のとおりかと思ひます。われわれ恒常的には役員会、理事会を定例の形で週に二回持つておりますけれども、事柄によれば緊急の集會ができる体制

に常になつておるわけではございまして、それはおむねNHKの事業運営の問題について協議する場ではございましてけれども、御指摘のような私的な行動等につきましても、それが公という形に影響あり得る場合も多々あるかと思ひますので、そういう点についてはやはりお互いに情報の交換しながら運営していくことにすべきだろうというふうな考へておりますし、現状では少なくともそういう形での心配をしておるつもりでござい

○委員長(森勝治君) 質疑の途中でござい

が、委員の異動について御報告いたします。

川野辺静君が委員を辞任され、その補欠として遠藤要君が選任されました。

○森中守義君 これは、会長、いまのお答へで大体これからのことがよくわかりました。義務的にやらはる理事会、役員会というものは一体として世間に責任を持つ、こういう姿勢で進めていただければ、再びこういったような不祥事件の発生も必ず防止されるであらう、こういうふうな思ひますんで、ぜひそのように強く要請しておきたい。

それから、せんだつての予算審議の際に、新しい将来の問題として、いままです免除されているたとえば厚生省、文部省、労働省、法務省、こういう関係についても極力負担をその方々で求めるようにという強い意見が聞かれたし、附帯決議にもそのことがちゃんと載せられていたわけですが、どうなんですか、いま来年度の予算の作業に入つておられますか。予算作業の状況と、その経過の中でいま申し上げた関係各省庁に対する財政負担の話はどうなつておるのか、これをひとつ御説明願ひたい。

○参考人(坂本朝一君) 附帯決議にもござい

何分にも国側にも国側の御都合、言い分もございまして、必ずしも順調にいつているというふうには申し上げかねるんでございましてけれども、なお、具体的なことにつきましては担当の理事から御答弁させていただきますと思ひます。

○参考人(中塚昌胤君) 五十一年度の予算を御承認いただきました直後の七月八日付で、会長名で先ほど御指摘の四省に對しまして受信料の免除についての国庫負担について要望書を提出いたしましたので、その後、関係者が直接出向きまして担当の方といろいろ折衝をいたしましたけれども、現段階ではまだ御了解を得るに至っておりませんが、先ほど会長から申し上げましたように、見通しにつきましては必ずしも明るいとは申し上げられ

○森中守義君 確かに御説明のように七月八日に書面が出ています。後、二回目に、書面ではなくて直接交渉をやっているんじゃないですか。その相手、たとえば厚生省はどういう程度のレベルを対象にしたのか、文部省はどうか、労働省はどうか、法務省はどうか、ちょっと個別に相手がどうい

○委員長(森勝治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(森勝治君) 速記を起こして。

○参考人(中塚昌胤君) 厚生省につきましては官房総務課の課長補佐、文部省につきましては社会教育局の視聴覚教育課長、労働省につきましては職業訓練局管理課課長補佐、法務省につきましては矯正局教育課の課長補佐の方にお話し合いをいたしました。

○委員長(森勝治君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(森勝治君) 速記を起こして。

○森中守義君 ああ、中塚さん、来年度の予算編成にはもう入つておるのですか。入つておれば、この四省の関係は予算の中でどうとらえようとしておるのか。

それから大蔵省主計局見えておりますね、主計局の場合には、いまの各省からこの件について概計の要求が出てくるかどうか、ちょっとNHKから順次答弁いただきます。

○参考人(山本博君) 予算編成作業はまだ最終段階に入っておりません。現在、まだ未確定要素がございまして、それを詰めて、十一月初めごろから最終の案をつくりたい、そういう作業の手順になっております。これはまだ未決事項というところで最終的に予算の中にどういう形で組み込むかということまでまだ決めておりません。いまだ折衝中という扱いでございます。

○政府委員(松下康雄君) 突然の実はお尋ねでございますが、私がたまたまのところ承知しておりますところでは、いま御指摘のございました個別の要求事項を私自身まだ見ておりません。ただ、各省の予算要求の中には大まかな方針を決めまして、金額の確定等が残っておりますものは一応詳細な内容を固めてから要求として正式に持ち込んでくれるものもございまして、私がまだ見ておりませんといふことは、各省がそれを御要求にならないといふことになるとは限りませんので、この点はお断りを申し上げておきます。

○森中守義君 NHKの場合に、厚生省関係で概算幾らぐらい、それから文部省、労働省、法務省で概算五十二年度予算の際に幾らぐらい金高がなるのかと示してください。

○参考人(中塚昌胤君) 厚生省関係につきましては、およそ二十六億七千万でございます。文部省関係につきましては十七億七千万。労働省関係につきましてはおよそ六千万。法務省関係につきましてはおよそ三千万でございます。これが現在免除しております金額でございます。

○森中守義君 大蔵省の場合、確かにまだ概計を整理された段階で個々の内容の検討はない、それはよくわかる。けれども、この趣旨からしまして、NHKの予算を審議する際に非常に大きな問題

点の一つだ。だから、関係の各省がいま協会から示されたような予算の要求を出してきた場合、ないしは出ている場合、承認されますか。

○政府委員(松下康雄君) 私どもの予算の編成に当たりましては、限られた財源につきまして、これを国民生活に密接な関係のあるものも非常にたくさん御要求に對してどういふふうにして割り振ってまいりましてその年の財政規模をつくるてまいるかというところは、総合的にかつ非常に時間をかけまして、よく検討して決めてまいらなければならぬことは申し上げるまでもないことでございます。したがって、御質問でございますが、何かある特定の項目につきまして、これをいまの段階でお認めをする、あるいはお認めをしないといふことを決めてまして御返事を申し上げることはなかなかできないのでございます。

しかし、各省からの御要求は私もいろいろこれを真剣に受けとめまして、内容につきましてもよく検討をさせていただき、全体といたしまして施策の優先順位その他各省との御相談を繰り返しながら、最後に予算の形にまとめていくものでございまして、御要求に對しましては、私も誠意を持って対処したいと思っております。

○森中守義君 いまの誠意を持って対処するといふのは前向きだろというように解釈しますが、ただ、この際、特に大蔵省で理解をしておく必要があるのは、皆さんが言われる受益者負担ということとは大分これは意味が違います。当然国が負担すべきもの、こういう認識を協会予算の審議の際にわれわれは認識している。したがって、いま財源を理由にあれこれ言われるわけですが、協会にとつてはかなりのこれはきしみますよ。だから通例の概念としての受益者負担じゃない、当然国庫で見るべきものだという解釈をする。

ですから、出てきたならば、いまの誠意を持って処理するといふことは、来年度予算の中では前進がある、こういうふうに私は理解しておきますが、いかがですか。

○政府委員(松下康雄君) 私、誠意を持ってこれに對処したいと申し上げましたが、先ほどお答えをいたしましたように、事柄の内容につきまして、また関係の各省の要求について持っておりまして優先度合いにつきまして、あるいは財源の配分につきまして、私も誠心誠意検討を加えてまいりたいといふことでございますけれども、果たして予算的にそれがどのような姿になってまいるかという点につきましては、予算編成の全体の過程の中で決めてまいらねばならないこととでございます。

○森中守義君 NHKの場合、厚生省が第二回目に話し合いに入つたというのは課長補佐、それから文部省が八月の六日に課長になっていまして、さつきお示しのとおり、課長補佐や課長というふうな立場の人たち、なるほどその実務担当の責任者であると思う。しかし、この段階で物事が片がつくとは私は考えない。これから、たとえば担当の理事あるいは副会長、会長というように、順次相手の方の責任ある立場を高めていって、最終的には政治的な問題に持ち上げるという、そういうことをおやりになるのですか。あるいは、ただ事務的に書面を出した、相手の課長ないしは課長補佐と話を進めるといふ、こういう程度で終ろうというのですか。これからのこの交渉のやり方、これと示してお示し願っておきたい。

○参考人(中塚昌胤君) この段階で事務局との折衝だけで終わるつもりはございません。さらに上部の方々と御相談したいと、このように考えております。

○森中守義君 会長がお出向になることもあります。

○参考人(坂本朝一君) 当然、会長みずからこの問題に對処する覚悟でございますけれども、会長といたしましては、一応、予算の点について郵政省、郵政大臣が最終的には意見書を付すというたてまえになっておりますので、郵政省とも十分連絡をとりながら御指摘の点について善処したいというふうに考えております。

○森中守義君 福田大臣、お聞きのとおり、これはせんだってから非常に大きな問題であります。しかも、来年度の予算編成という一つの限界があるわけですね、無関心ではおられないはずなんです。いつまであなたの大臣の任期があるかわかりませんが、これはやはり真剣に郵政省でも問題を受けとめて、大蔵大臣あるいは関係の四大臣、こういうところとの折衝にお入りになる考えはありますか。

○国務大臣(福田篤太郎君) 事務局がいろいろお互いに打ち合わせをするのは当然であります。御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

に折衝をする用意がございまして、御質問の場合によりましては関係省とも積極的

たがいます。私の方は、来年度予算のみならず五十三年度までの財政運営全体の状況の中で、その暫定予算期間中の百十二億の収入欠陥というものを解消して、五十三年度までの事業運営を何とか円満に順調にやっていきたいということを考えております。

したがいます。今後、予算編成を進める過程におきまして、明年度それから五十三年度、これを含めまして、方法論としては幾つかございますが、たとえばできるだけ事業運営の中でさらに効率化、合理化、節減、こういういろいろな方法の中でどのぐらいこれを吸収できるか。それからとりあえず、本年度、所有しております土地のうちの一カ所、約五億円ばかりの土地を売却しまして、これもそういう財源の一つに充てたいということも考えております。また明年度以降におきましてもそういう方法をとってまいりたい。かつ事業収支の差金が五十一年度には出てくるような計画で御審議をこの前いただきましたが、これの中には長期借入金返済の予定もございまして、それから財政安定資金として次年度以降に持ち越す予定の金額、こういうものを全体としてにらみ合わせまして五十三年度までの間に協会の財政というものを何とか安定させていきたいということ、今月いっぱいをめどにしまして最終案をつくり、それを来年度の予算編成と絡み合わせまして、最終的に十一月いっぱいには明年度以降の事業計画というものをつくり上げるつもりでございます。いま申し上げたような方法論と結びつけながら、収入欠陥というものを処理してまいりたい、こういう方向でいま検討中でございます。

○森中守義君 そうなると、その来年度予算というのは大体十一月ないし十二月いっぱいぐらいで終わりますか。非常に問題がたかさんあるわけですか。

特に、八月の四日に、小野会長名で例の基本問題調査会委員の全員あてに、提言内容はこういうように処理したいという幾つかの案を出されている。これもやはり予算に關係のあるものかな

あるんですね。しかも、その内容の中でいろいろな施策を協会の中でやりたいという内容ももちろんくっついていてわけですが、こういうものをとらえてどうなんですか、十一月あるいは十二月に予算の概計は終了いたしますか。

○参考人(山本博君) 今年度の予算の御承認をいただく前に、郵政省と連絡を密にいたしまして、郵政省に提出をいたしましたのが一月の十九日でございます。本年もそれに余りおくれのないようにめどをつけてまして作業を進めております。したがいます。時間的にはおのずから限度がございまして、余り緩いテンポで仕事を進めるわけにはまいりませんので、いまお答えを申し上げましたような作業手順、それに間に合うように終了させたいと思っております。勢い十二月中には最終的なものには近いものをつくり上げるということに努力をいたしたいと思っております。

○森中守義君 それが、山本専務理事、問題なので、いま日放労との賃金確定はいつの時期になるのですか。私が承知しているのは、その關係があるから年が越して二月ぐらいになると、こういうように非常におくれるわけですか。しかし、賃金確定の時期というのはもうちょっと早めていたんでしよう。そうならば、当然、これは国の予算と同じように年度内に作業が終わって一月の早々にも郵政大臣に出すわけでしょう。電波審議会に付されるという、こういうふうな早めていいのではないかと。これはひとつ国会の審議も御協力をお願いできないかと、ここの料金改定の問題なども非常に大きな内容をこれから残しておきますから、一層慎重に協会の予算は私も検討したいと思っております。時期的にはどういふことになりましか、もうちょっと早まりませんか。いままでおくれしていた理由は、賃金確定の時期がどうしても暮れになったと、で固まらなければ新しい予算が組めないという、こういう当時の事情として理解しておいたのですが、そのことから逐次御説明してみてください。

○参考人(山本博君) ただいま私が申し上げました

た一月十九日といふのは、例年に比べますと相当日にちを早めまして、約二週間近く早めました日程でございます。昨年度は特に受信料の値上げということがございまして、十分な御審議をいただくためにはならないということで、従来に比べますと相当努力をいたしました日にちでございます。

【委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席】
で、ただいまお尋ねがございました日放労との間の賃金交渉の日程と申しますのは、実は、昨年度からの日放労の賃金の決定の時期というのが、従来は十二月中にその作業を終えまして、それを予算の中に組み込んで国会に出しをするのが例でございしましたが、昨年度からは春闘の時期に日放労の賃金も決定するといふふうに変更になりましたので、昨年度の予算からは一応NHKなりの子算編成作業を賃金決定と切り離して終えまして、国会の御審議を得た後に、春闘の時期に改めて交渉をいたしました。そのときにおける弾力性の保証をいたしまして予算総則を変えまして、その春闘の時期に決定された賃金の内容に相応できるように予算総則の変更をいたしましたわけでございます。

したがいます。十二月中には概計を終りました。後は国の予算のうち、たとえば国際放送あるいは先ほどお話がございました各省の減免の額、あるいはその他政府からの交付金、こういうようなものを政府が決定をいたしますと、それに従いましてこちらの作業が最終決定をする。そうしますと勢い一月の中旬から下旬にかけまして最終決定という形になりました。昨年は一月十九日に従来よりも相当早いテンポでお出しをした、こういうことでございます。本年度も大体そのスケジュールで作業を進めるといふことを基準にしまして、いま努力をいたしておるといふのが現状でございます。

○森中守義君 いまの件は、できるだけ早目に措置できるようにお願いしたいし、だからといって内容が詰めるものも詰めないで拙速を重んずると

いうことでは困ると思う。
いまひとつ、いま賃金の話をちょっとお互いにしましたので触れておきますが、予算審議の際に、下限一％というふうな話を私は出した。それを当時の小野会長はそれとおりであると言われたし、当時、山本理事も同じように答弁された。ところで、いまの景気状態等々からしまして一般的に再びガイドゾーンを強化するというような話などがないでもないのですが、当然、次年度予算の中には春闘におけるべア、その率というものは下限一％は保証されますね。これはひとつ一言にあらぬようにしてもらいたい。

○参考人(山本博君) 来年度の予算を組みますときに、人件費をどのぐらいの率で見るといふことは、私の方でいたしましては、この前お示しをいたしました中期の事業計画の中では約一〇％というところで見えております。本年度も一〇％で予算を通していただいたわけでございます。明年度以降、どのぐらいのパーセントでこれを考えていかなければならないかということにつきましては、もう少し予算最終の決定をいたします時期まで、いろいろな方面の情報その他も参考にしまして最終決定をいたしたいと思っておりますが、具体的な数字というのにはちょっといま申し上げかねますが、社会的な水準から見まして、NHKの職員が社会的な水準のベースアップというものが保証されるように予算編成をいたしたい、こう思っております。

○森中守義君 それは、専務理事、ちょっとおかしいよ。もともと、賃金論争しようとは思わなけれども、日放労の掲げる方向というのは朝日、毎日、読売並みと、こういうようなことが一時は言われておったし、この前の審議の際にも一％は下限ですとところ私に問うたのに、そのとおりだと、繰り返し二回か三回は念を押した。いまのような答弁になると大変な後退ですよ。これは当時の会議録をもう一回私も読み直してみますが、やはり一％というのはいまが下限であるというだけ押しのもとに前回の予算審議等は進んできているわけですから、いま言われると何か大

ん。今月の半ば、十五日ごろに最終的に結果が判明するということでございます。

で六月、七月の第二期について、収納の状況を見てみますと、九五・八%の収納率でございます。で、前年同期に比べまして〇・八%の落ち込みと申すいうことでございます。で、このように若干低下いたしましたのは、受信料集金の際に料額の改定につきまして受信者からいろいろ説明を求められ、ることが多うございまして、一受信者当たりの応接の時間が増加した、そのために集金の効率が低下したというふうに考えております。で、この第二期、改定後、二カ月間の受信料を改定したことによります未収の数というのは、大体、二万四千件程度にとどまっております。このうち、すでに三分の一、約八千件は解決をいたしております。

て、残る三分の二についても引き続き収納に努力をいたしております。

このように、まあ私も当初もつと収納率が低下するのではないかとふに予想もしておいたわけでもありませんが、改定前からいろいろな手段を講じて、この受信料の改定についての理解をしていただくように努力いたしましたので、この程度の落ち込みにとどまったのではないかとふに考えております。

ただ、新規契約の増加につきましては、私も最大の努力をいたしましたけれども、収納の方に非常に力を入れましたこともございまして、契約の増加は前年に比べて非常に低調でござい

す。四月から八月までの五ヶ月間の契約の増加数は、これは約三万六千件でございます。これは先ほど申し上げましたように、受信料の改定時に業務の重点を収納に置いたこともその理由でござい

ますが、今後、下半期に向かって最大の努力を傾けまして、新規の契約につきましても所期の目的を達成するように現在すでに下半期の活動を展開中でございます。

○森中義君 ちよつとやはりいただきかねるの

は、料金関係に力を入れる、そのために契約が落ち込むという、この辺の理論はどういうように理解したらいいんですか。

私、集金業務も契約業務も、いずれも経営上のきわめて重要な核をなすわけですね、だから当然両立していくべきであらう。逆に、今度は、その契約業務に力を入れるために集金業務が落ち込む、こういう因果関係というものは在来のパターンとしてあったのかどうか。将来もそういうことが予測されるかどうか、その辺の見解はどういうことですか。

【理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席】

○参考人(中塚昌胤君) これは正直申し上げまして、同じ集金担当者が収納をし、かつ契約も取り次ぐ、で二兎を追うといいますが、どちらかに重点を置いて仕事をやりま

す、また契約につきましても未契約が一件もなすように一〇〇%の契約をするというのが、これはもう当然のことでございます。しかし、現実の問題といたしまして、同じ人間が収納をし、かつ契約も取り次ぐ、で二兎を追うといいますが、どちらかに重点を置いて仕事をやりま

す、また契約につきましても未契約が一件もなすように一〇〇%の契約をするというのが、これはもう当然のことでございます。しかし、現実の問題といたしまして、同じ人間が収納をし、かつ契約も取り次ぐ、で二兎を追うとい

は、料金関係に力を入れる、そのために契約が落ち込むという、この辺の理論はどういうように理解したらいいんですか。

○森中義君 どうもその言われる意味が、側面としてはわかるけれども、実際問題としては非常にこれは重要ですよ。で、むしろ私はその辺に協会の経営構造に欠陥がある、こういう指摘をして

もやむを得ないような気がするんですね。

お示しになった数字からいきましても、未収が二万四千、それで大体九千件は片づいたと、こう言われるから、あと一万五、六千件はしかし残る。片や新規契約はどうかといえ

ば一万三千件という数字が出ておられますね。五十年度が十六万九千件、これが一万三千という

ことになると、これはもう当然でござい

ます。四月から八月までの五ヶ月間の契約の増加数は、これは約三万六千件でございます。

これは先ほど申し上げましたように、受信料の改定時に業務の重点を収納に置いたこともその理由でござい

ますが、今後、下半期に向かって最大の努力を傾けまして、新規の契約につきましても所期の目的を達成するように現在すでに下半期の活動を展開中でござい

ます。

○委員長(森勝治君) 速記をちよつととめて。

○委員長(森勝治君) 速記をちよつととめて。

○森中義君 手元に十分な資料をまだ整備して

おりませんが、これはまた後日お尋ねすること

にしますが、こういうようなことが広く言われ

たがって、郵政省の場合、所定のその法律に基

うわけです。

それと、この問題に対してすでに何か措置とっているんですか。それとも、きょう、ああい新聞等で言われたことを契機にして新たに何か対応策をとる、事実であるのかないのかという、少なくとも世間に向かつてはそのぐらいのことははっきりしておかなければいかぬのじゃないですか、その辺の措置は様々はどうですか。

○政府委員(神山文男君) ただいま申し上げましたように、制限額の超過をしている貯金に対しては、まず郵便局に預入される際チェックするの、一つの方法かと思いますが、御承知のように、現在、全国この郵便局でも預入できるといふような措置をとっております。また外務員の募集にかかる預入もございまして、窓口の職員による預入の取り扱いは、窓口の職員による預入のチェックも重要ですが、それだけでは十分でないと思われるので、地方貯金局で毎年一定時期に名寄せの作業を行って、そして預金者別に現在高を調査いたしまして、三百万円を超えているものを発見したときは、それを通知申し上げて減額措置をとっていただく、こういうことをやっております。

それで本日の読売の記事に、国税庁から何か郵便貯金について一斉に調査をするというふうな協力要請を行ったと受け取れる記事がございまして、これは必ずしも事実を正確に伝えておりませんが、これは必ずしも、現在の税法上、税務当局は、所得税法その他の法律によりまして、納税義務者と取引がある者に対してその内容について質問、調査する権限が与えられております。で郵政省といったしましては、この権限に基づいて調査対象者を特定して照会を受けるということがあれば回答をするという態度で従来やってまいっております。それで、こういう特定の税務調査の場合の特定の通帳、特定の預金者についての照会があれば、その限度で回答をするという態度でありますが、現在までのところ、こういう国税庁が郵貯の全国的な

実態調査をするというふうなことで協力要請を申し出てきているという事実はございせん。

○森中守義君 これは来年度の貯金法の改正案というものが予定されておるようですね、制限額を幾らにするんですか。その場合、私は、これはなかなか庶民の零細な預金だから、やれ五十万やれ百万、二百万という、にわかに預金量が一人当たり増加するとも思えない。けれども、こういったものを多少とも回避できる措置は思い切って制限額を引き上げるといふようなことも一つの方法だろ

うし、それと日常の業務の運行の中に目立っているのは、目標の設定、これを現場段階でどう促進をするかといういわば勧奨というのか、この辺との兼ね合いが非常にやっばり大きな問題を残しているようにも思っています。したがって来年度予定されているのは五百万でしたか、五百万がそういう疑惑を晴らすに足るような措置になるかどうか、あるいはもう少し金額を引き上げた方がいいのか、その辺の検討もきょうの新聞等を一つの契機にして再検討を迫られるような気がするんですが、そういう見解についてはどう思われますか。

○政府委員(神山文男君) 郵便貯金の最高制限額は、現在三百万円でございますが、私どもとしては、これをぜひ五百万円まで引き上げていただきたいということで要求申し上げているわけでありまして、これは前回の引き上げ時点のいろいろの経済情勢その他、預金者の預金額に対する要望、そういうものを勘案しまして五百万というところで要求申し上げておるわけでありまして、これと制限額オーバーの防止と必ずしも全面的に結びついてい

るものとは考えておりませんけれども、預金者の要望が三百万円以上貯金したいという強い要望があれば、それに沿い得ることであるというふう

に考えて、ぜひこの程度はやっていただきたいと現在考えておる次第であります。

○森中守義君 要するに、疑惑を持たれないように、郵政省でも十分なる配慮を求めているとお

思います。それから、電波局長、十一月の一日、既存のテレビ関係のチャンネルの再免許を一斉に行うという、そういう予定のようですが、再免許に当たっての重点的な審議内容というものを何かお考えになつていますか。

○政府委員(石川晃夫君) お答えいたします。ただいま先生から御質問ありましたように、この十一月一日を期しまして放送局の再免許をいたすわけでございまして、放送局の再免許は三年ごと

にいたしておるわけでございまして、それがちょうど今度の十一月一日に当たるわけでござい

ます。今度の一斉再免許に当たりましての対象局でございまして、これはNHKが五千四百四十五局でございまして、また民放が百七社の二千二百七十九局、合計しまして七千七百二十四局という数になつております。

作業の仕方でございますが、これは放送事業者からいろいろの再免許に関連がございまして再免許申請書あるいは補足資料等が提出されまして、それについてわれわれ審査を行うわけでござい

ます。この審査に当たりましては、放送というものの公共的使命に当たりますので、放送というものの内容につきましても検討するわけでござい

○政府委員(石川晃夫君) ただいま申し上げましたように、今回の再免許につきましては、前の考案方を踏襲いたしまして、やはり重点としましては難視聴解消に重点を置きたいというふうには考えておりますが、先ほど申し上げましたように、地域との結びつきと申しますか、この点についてはわれわれとしては十分検討していきたい。これはいわれるローカル番組の充実というふうなものもございますが、ただ、この点につきましては、やはり順位といたしましては難視聴解消を第一順位、それから地域社会との結びつきを第二順位、このように考えております。

○森中守義君 個々の具体的に挙げるのはどうかと思いますが、いま言われる難視聴解消というのはこれはもう絶対的なものですが、そのほかには、たとえば株式の移動を禁止するとか、あるいは役員構成の制限事項を厳しくするとか、そういった特殊なものはないのですか、あるのですか。今度の重点審査の中にはそういうふうなものは考えていないのですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま御指摘の点につきましても、当然、地域社会との結びつきの中で検討するわけでございます。

株式の移動等につきましては、これは放送会社ができましたときの定款の中に入っておるところでございます。したがって、そういう定款が確実に守られているかどうかという点について検討するわけでございますが、やはりわれわれといたしましては、先ほど申し上げましたように、電波法というものが守られているかどうか、この点についても、重点と言えはちょっときついかもわかりませんが、われわれの作業としてはこういう点にも十分注目して検討しております。

○森中守義君 そうしますと、結局、電波法及び放送局の開設の根本的基準というのか、こういう一連のものを適用せしめて定められている事業計画以下必要な実情、これを写真写真とるような、将来全部提出させ新免同様の審査をする、こういうように理解していいですか。

○政府委員(石川晃夫君) この点につきましては、やはりわれわれといたしましては、再免許といたしましては新免同様という扱いをするわけでございまして、ただいま御指摘のような点につきましては十分審査をいたしまして、そして適切な方法をとりたい、かように考えております。

○森中守義君 いままで、その再免の際に、欠格事項のために免許が改めておりなかったという例は聞いたことないのですか。しかし、実際問題として、たとえば役員構成その他でかなり欠格的なものが指摘されることが多いんじゃないですか。あつた場合に免許をおろすのか、指導によって正させるのか、そういうことは実績においてどうなっているのですか。

○政府委員(石川晃夫君) 役員構成等につきましては、途中の再免許審査の時点に必ずしも適切でないというふうな申請が出てることがございますが、これはわれわれの方として十分指導いたしまして、そして適切な方法をとるように放送会社に申し入れております。

○森中守義君 免許の交付をとめるんでなくて正させる、改めさせる、そういう方式だね。

○政府委員(石川晃夫君) 私の方から相当強い指導を行ひまして、そうして是正した場合には免許を与えるというふうになっております。

○森中守義君 そういふものが再免の一つのルールといえはそれまででしょうが、私は、どうもやっぱり電波法それ自体に、免許の基準、こういうものに少し問題を感ずるのですよ。特にさっき申し上げた放送局の開設の根本的基準、これが事実上の免許基準になるわけですね。これは本法の中にどうして移しかえないのか。

要するに、一般的には免許の申請が出れば聴聞に付する、こういうのが一般的な免許の方式に私はなると思ふんだけど、電波法の場合には、異議の申請があつて、それに基づいて聴聞に付するということや、あるいは後先になつてくる。そうじゃなくて、やはり電波法それ自体の中に、六条でしたか、六条の中にこの根本的基準というものはきちんとうたい上げるといふやり方、こういうことが望ましいと思うのですが、どういうようにお考えですか。むしろ電波法の改正が必要じゃないのですか。

○政府委員(石川晃夫君) 先生がいま御指摘ありましたようなやり方もあるかとは思いますが、ただ、われわれとしましては、この電波法が昭和二十五年にできましたときの考案方といたしましては、やはり電波を国民一般に使っていただくという趣旨でこの電波法をつくつたわけでございまして、したがって、やはり異議申し立てにつきましても、異議の申し立て、あるいは先ほどの根本基準、こういうものにつきましても、これを全部省令にゆだねまして、そして法律の中ではその最小限度を押さえるという形でこの法律をつくつたわけでございまして、したがって現在もこの法律で行つていくわけでございまして、いまのことろはさして大きな問題というのはいくらもありませんが、やはり時代の進展に伴つていろいろふくあいな点も出てきておりますが、この点につきましても、われわれとしましては検討いたしまして、できるだけ現状に合うような形にしていきたいと思つておりますが、ただいま御指摘ございました点につきましては、われわれ現在の方法で適切な行政ができる、かように考えております。

○森中守義君 できるからやつていふと云々、そう思ひませんか。

たとえば電波法六条の「(免許の申請)」、七条で「(申請の審査)」と、ところが、実際問題として、免許を申請しようという側は、こういう内容についてほとんど問題ないと思ふね、いかなる申請者といふことも、恐らく。たとえば書面の出し方がよかつたとか悪かつたとか審査の過程で明らかになろうし、相当申請をしようとする人の場合には、すでにその創設された法人あるいは個人、いろいろな内容のものでしょうが、いづれも相当知識を持つておる、あるいはこれに該当し得るような体質

を備えたものが申請をするわけでしよう。ほとんどこれだけのものじゃ問題ないと思う。だから、その後が問題なんですよ。

たとえば一つのチャンネルをもうのに相当数の競願があつた場合に、一條、六条、七条でとらえられるかどうか、みんな並列になるんじゃないの。これが私は問題だから言ふんです。六条、七条によつて郵政大臣が認可権を持つておる。持つておるにかかわらず競願の措置が大臣の特殊な権能、法律上の措置としてとられていくかどうか、実態は違ふんじゃないですか。そういうことを考えるので、もう少し電波法それ自体を強めて、少なくともその調停をだれかに委任するといふ、そういうことがないような、権威あるやうな免許でなくちゃいかぬというふうに思ふんです。実態とかなりかけ離れているところ。これは電波法上の欠陥がある。申請、審査というこれだけのことで満足していいのかどうか、こういう問題になるんですが、競願の場合、どうしているんですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま御指摘ございましたように、確かに最近のこの新しい放送局の申請に対しては、非常に多くの数の申請が出てきていて、これが現状でございます。これはわれわれといたしましては競願処理をするわけでございまして、非常に数が多くなると、その競願処理というものが非常にむずかしくなつてまいります。したがって、われわれとしましては一番やはり要点として考えておりますのは、その申請してきている会社、各申請者がその地域との密着性が十分にあるかどうか、こういう点をわれわれ非常に気にしております、その点についてわれわれとしてはまだ知識が十分なものではないです。それから、地元の方の意見などを十分聴取いたしまして処理をするわけでございますが、確かに先生御指摘のように、われわれ事務局といたしましては現在のように非常に数が多くなつてまいりますと、この処理に苦慮しているわけでございます。

この点につきまして、内々、われわれの方とい
たしましてこの点の解決を考えているわけでござ
います。現在の時点では、これが適切である
という方策がまだ考えられていないというのが現
状でございます。ことにここ数年と申し上げますが、
二、三年来、この競願と申しますか、非常にたく
さんの申請が出てくるという現状になりましたの
で、この点の原因などがどこにあるのか、結局や
はりわれわれの処理方法の問題も含めまして、現
在、検討中でございます。

○森中守義君 これから三局化あるいは四局化と
いう方向がいずれ大きな問題になるでしょう。そ
うなると、現実的にこういう問題にぶつかること
になるんですよ。

現実、静岡テレビジョンの場合、どうなりま
す。しかもこの中で総理それから郵政大臣、内閣
官房長官及び副長官に対して、申請者のある代表
が公開質問状みたいのを出しているのです。その
中でこう言っているのですね。「一本化調停の行
政指導は違法であるとともに、郵政相が県知事に
一本化した法的根拠および妥当性を明らかにせよ」
「こう言っている。どう答えるんですか、答
えられますか。非常に問題がある。」

これはなるほど申請事項あるいは審査事項です
ね、こういうのを見ても、郵政大臣がいかなる根
拠によつて知事等に調停を委任しているという条
項があるのか見当たりませんよ。見当たらないけ
れども、チャンネル交付の複数申請に対する恒常
的な手段としてこういう措置がとられている。こ
れに対してどういうように判断するんですか。こ
れは小林武治という昔の郵政大臣のときに、非常
に複数申請が複雑な状況を醸したのだから、こ
ういう措置をとったのが始まりだと私は聞いてい
る。確かにこの異議を申し立てた申請者が言われ
るように、何をもちつて法的根拠ありと答えるの
か、答弁ができますか、非常に大きな問題です
ね。これがこれから先三局化、四局化に入ってい
く場合、必ず大きな社会問題になる。
だから認可権者、免許権者である法律上の郵政

大臣がびしっとこれをやっていくには、申請、審査
というものの、それと聴聞という、こういうものが
重なり合つて権威ある免許でない、いままでと
られてきたものは全部これは政治免許ですよ、そ
ういうところに疑惑があるんです。だから、具体
的に知事に一本化の調停を委任する、依頼する
という法的根拠は、一体、何なのかということをし
ゃと教えてもらいたいと思います。

○政府委員(石川晃夫君) 法律の中には、知事に
調停を依頼するということは何もございません。

われわれといたしまして、このような数で競願
が出てきた場合に、どのように事務的に処理をす
るかということに苦心しているわけでございます
が、この点につきまして、われわれとしましては
地元意向をくみ上げようというのが大きなねら
いでございます。したがって地元の状況とい
うことにつきましては、中立的立場である県知事
というのが一番その地元の状況をよく知っている
ということ、われわれは知事にそのようなこと
をお願いするわけでございますが、ただいま申し
ましたように、これは別に法的根拠はございま
せん。したがって知事といたしましては、そ
の土地の状況等を判断して、そして結局はテレビ
の局ができるということは地元民に対する恩恵を
早く施すということでございますので、そのため
に知事は一本化の調停をやるわけでございます。

〔委員長退席、理事最上進君着席〕

静岡の例をとりまして、結局、最後には三つ
の申請者が残りました。この三つの申請につきま
して、郵政省といたしましては、競願審査をいた
しまして、そして今回の放送会社に予備免許をお
ろす、こういうことになったわけでございます。
したがって知事に対して、われわれは、地元
にどの会社が一番密着しているか、あるいは密着
するように、それぞれ地元の各申請者について知
事が早くテレビの免許がおりるようにひとつ働き
かけてほしい、こういうような意味でございます。

○森中守義君 電波局長ね、そのいまおっしゃる
ように、何の法的根拠もないんだね。しかし、チ
ャンネル一本というものは、これはもう非常に重要
な免許ですよ。それを法的根拠も持たないで調停
を委任するということは、見ようによっては郵政省
ずるいと思うんだ、私は。むずかしいからだれか
に任せる、任せて調停してもらつて一本化して認
可をする、こういうような、これはやっぱり改
めた方がいいんじゃないですか。

もちろん、それは公人としての知事をその対象
にされることは当然でしょうが、一体、公人であ
る知事が名実ともに公人としての措置をしている
かどうか。いま局長の言われた側面もあるでしょ
う、地元のことだから。ね、だから事情のわかっ
た人は県を代表する知事さんである。しかし知事
も知事次第じゃないでしょうか。特定政党に所属
する知事もおるでしょう、あるいは特定政党に所
属はしなくても傾いている人もいますよね。

競願者はいろいろある。さてどちらに薄く、どち
らに濃いかということも言わなくても大体見当つ
くわけですね。そういう場合でも県議会に諮ると
か、あるいは知事が調停を依頼されて県の中で公
的な機関をつくるのか、そういう措置をした例は
ないんですね、ほとんどこれはない。そうすると
公人である知事なのか私人である知事なのか、か
なりその辺には実態として私はむずかしいです
よ、非常に疑いがある。これはもう私は言わなく
てもおわかりだと思ふ。

ただ、郵政大臣、電波監理局長がもうこんな複
数なものが出たんじゃないかというところでもない
やうに切れない、だから知事に任せてそこで一本に
しほつてもらおうというこのやり方は便法であ
り、ある意味では非常に正しい。そこで、私は、
大臣あるいは電波監理局長がその所管として電波
監理審議会というものをもちこなすのが、この機
能をどう一体この中で生かしていくのか。今日の
電波審議会というものがそういう機能を果たすに
私は十分足り得る法律上の権限を持っていると思
いますよ。もし、そこに調停あるいは審査等に満

足できないとするならば、別途に法律上のそうい
う調停機関あるいは審査機関をこさえる方がすつ
きりすると思ひますね。少なくともテレビの免許
を法的根拠もないのに知事に委任して、そこで一
本化してもらおうというやり方は非常に問題があ
る。

ことに今回のロッキード事件などで、これから
先の一つの方向としては許認可制度をより厳密に
厳格に公平にという、こういう一つの問題がいま
出ているわけですね。行政管理局あたりでも二回
にわたる許認可整備法というのをやりましたか
ね、これでも十分じゃない。残された免許、認
可、許可というものはもう少し権威あるものに
した方がいいと思うんです。それなるがゆえに
電波法上申請、審査、これが緩い。電波監理審議
会の機能が十二分に機能していない。聴聞制度が
必ずしも完璧でない。こういう法律上の問題があ
るのではないかと。

だから、私は、何も調停を依頼して地元の意思
を知事にやらなければならぬということじゃな
いでしょうね。ちゃんと審議会の委員がだれそれ
を呼ぶなりあるいは聴聞にかける際に十分そうい
ったものは消化できるんじゃないですか。そうい
うことを考えますので、この際は、三局化ある
いは四局化の方向に向けて、当然、こういう受け
ざらというものをより完璧にしておかないと、とか
く世間の疑惑を生むようなことがあってはならな
いし、しかし、このまま放置するとあり得るよう
に思ふんですよ。もう一回、電波監理局長、いま
にわか法律改正——私はやるべしという主張な
んだけれども、考え方としていまままでやってた
ような知事に調停を依頼するという方式を踏襲し
ていくのかどうか、これにかかわるべき何かの方
法をおとりにするのか、その辺のぎりぎりの見解を
承つておきましょう。

○政府委員(石川晃夫君) 郵政省といたしまし
て、知事に一本化調停を依頼ということはやって
おりますし、また、その地元におきまして知事が
何らかの機関をつくつてという実例は現在ござい

ません。しかし、われわれとしましては、知事に、その調停につきましては中立性の確保という点については、お願いするときに強く要望しているわけでございます。したがって現在まで、われわれがやっていた知事の調停はおおむねわれわれの考えていた線を満足をしているというふうには思っておりますが、しかしながら、先ほど申しましたように、最近の申請は非常に数が多くなっているわけでございます。

〔理事最上進君退席、委員長着席〕
その数が多くなると同時に、この競願審査というものが非常に複雑になってきているということも事実でございます。

ただいま御指摘のように、電波監理審議会を使ってそういうような方法もたれないかという点につきましては、われわれといたしまして、さらに検討する余地があると思いますが、われわれとしまして、そのほかいろいろこのやり方についていろいろな方から示唆がございまして、その点なども考えまして、われわれ今後この問題に取り組んでいきたいと思っておりますが、ただ、現在のこの申請の状況のままで監理審議会に直にかけるといふことは非常にかえって電波監理審議会を混乱させるということでございますので、もう少し事務的にも監理審議会が審議しやすいようなかつこのものも考えていかなければいけないかと思っております。現在までのところは、先ほど申しましたようなやり方で、一応、新局の免許については円滑に実施されてきておりますが、この点につきましても必ずしもまだ完全というわけではございませんので、今後とも、その点についてわれわれの方の内部でも検討しながら進めていきたい、かように考えております。

○森中守義君 局長、要するに法的な根拠をはつきりさせたいんです、知事に調停を委任すること。根拠のないことを知事に委任する。しかも知事の今日の存在というものはさつき申し上げたように特定政党に所属する知事もある、所属はしなくても寄り過ぎている者もある、これはも

う態様いろいろですね。

同時に、また、申請者の場合には、放送とは一体何なのか、それはもうだれだつて口を開けば公共性というのを主張するでしょう。しかしチャンネルというのはいざりぎりのところ、この申請者からするとこれは一種の権益であり企業ですから、それだけに非常にしつこいのです、非常にむずかしい。同時に、さつき申し上げたように、適法に申請を出す場合には、それぞれ適正に申請し得る実は団体でありグループになるでしょう。この申請審査、ということはおおむねやつぱり並んだものと見るべきでしょうね。非常にむずかしい、実際問題として。

だから、電波法創設以来、今日までかなりそういう放送界、電波界の事情というものは大きな変化を遂げたわけですね。もう少し合理性を追求するようないざり方を、いま私は具体的なものとしては監理審議会を活用しないかと、聴聞制度を活用しないかと、こういうような現行の制度上の問題を述べたにすぎませんけれども、もっと何か新しい体制に対応できるような方策というものがこの際は真剣に検討される、それが実行に移されるといふことにならないうそじゃないですか。

私は、どうしても法的根拠を持たない知事に便宜上、便法上調停を委任するということは釈然としませんね。もし、これが行政訴訟等に持ち込まれたらどうします。行政訴訟に持ち込まれた例はまだないようですね。恐らく高裁あるいは最高裁にその判決を求めるような場合には、法的根拠のない地方知事への正確に職権の委任とまではいかないでしょうけれども、これはやっぱりどういふ判決が出るか見えないような気がいたします。要するに、いろいろな角度からだれしもが納得のできるようなそういう免許の体制に至るような新しい検討を加える時期に来ています。そういうことを懸念するがゆえに、かようなことを重ねて問うているわけですが、もう少し真剣に検討しませんか。知事への委任、調停依頼というものは非常に問題が

ある。

○政府委員(石川見夫君) 先ほど先生から、まあ郵政省はするまいというふうなお話ございましたが、確かに、われわれといたしまして、かような数になりますとなかなか審査というものが困難になってまいります。ことに、その審査の書類だけを見ましてその差をつける、競願処理をするといふことは非常にむずかしいといえますが、ほとんど書類を見ますと差がないというふうな状況になっております。したがって知事等、地元の方にお願いたしましてこの調停をしていただくわけでございますが、その調停の仕方につきましてもただいま御指摘いただきましたように非常に問題点もございまして。

したがって、われわれといたしましては、先ほどからの先生の御指摘なども含めましてさらに検討を進めたいと思っておりますが、先ほど御指摘ございました、直ちにこの監理審議会をすぐ利用してということこれはなかなかむずかしい問題だと思っております。ことに監理審議会といふのは大臣の諮問に答えるという仕事を持っておりますので、やはり諮問をする側の態度を先に決めるべきだろうと、かように考えております。現在の法律ではそういうことになっておりますので、さらにこのような混乱が起きないようにわれわれ十分今後検討を進めていきたい、かように考えております。

○川村清一君 きわめて重要な問題だと思えますので関連してお尋ねしたいと思いますが、非常に似たような問題が漁業にあると思えます。漁業法の中に、定置漁業の免許の問題でございしますが、いまと同じように定置漁業権を五年ごとに免許を更新することに漁業法では規定されているわけですね。相当競願があるわけですが、その際に、どういふような方法によって審査されているか、これ電波監理局長、御承知かどうか。いまの問題と非常に似通った問題だと思えますので、電波行政を民主化する上において漁業法に規定されているこの問題は参考にしてきわめていいことでは

はないかと思えますので、ちょっとお尋ねします。御承知ですか。

○政府委員(石川見夫君) まことに申しわけございませんが、漁業法の方はまだ研究いたしておりません。

○川村清一君 参考になればと思つてちょっと申し上げますが、いわゆるサケ・マスのような定置網によって漁業を営む定置漁業につきましては、これは免許というものがあつて五年ごとに更新されるわけです。これは法律によって海区漁業調整委員会——これは漁民の構成員あるいはまた知事が任命するそういう人たちによって構成されておりました、この海区漁業調整委員会において十分審議して、それを知事に答申して、知事が免許をされるといふようなことになりましたが、もしもその漁業者においてその行政措置に対して不満な者は改めて農林大臣にさらに訴願する道も開けておりました、こういうようなことはいわゆる免許事務というものが民主的に行政が行われまうように漁業法ではきつと規定されておるわけです。

したがって、いまのいわゆる電波法に基づいて民放の再免許をする場合には、私は、森中委員のおっしゃっていることはまことに当然だと思えます。そうでなければ民主的な電波行政というものは行われないうちでございまして、こういう点は十分ひとつ参考にしてやっていただくことがきわめて至当ではないか、こう思いますので、ひとつ漁業法を研究されまして、森中委員のおっしゃっているような意見が十分組み入れられるようなそういう行政をしていただきたいと思います。ぜひひとつ参考にしてください。

○政府委員(石川見夫君) その漁業法につきましても、早速勉強させていただきますと思ひます。

○森中守義君 これは、局長、もう少し内容的に検討を加える必要があるのは何と云つても新聞関係です、これを無視してできない。新聞とチャ

ンネルをどういったように一体理解していくのか、これは非常に重要な政策決定だと思うんです。ですから、報道関係と民間放送というこのかわり合いというものをある程度この機会にすっきりさせた方がいいんじゃないですか。

さつき私が申し上げた役員の制限事項などもある意味ではそういうものをチェックしようということでしょうけれども、これだけではどうしてもやっぱり抜け切れないんですよ。むしろ電波監理局の申請、審査、ここにおいて問題なのはこれだと思う。ですから、新聞とチャンネルというこの一つの定見をこの際明らかにした方がいいんじゃないですか。そういうものがなくて、やや公共放送というものを前面に押し出して、これにどういうものが必要かという、そういう根本的な基準を決めているその背景の最大のものはっきりしていないんですよ。それを役員の制限事項などでチェックしようとしても、これはなかなか簡単に解決する問題じゃないと思う。幸いなことに新聞協会もありますし、そういうところとある程度議論をしながら、どういうような措置をとっていくのか、場合によっては新聞の方にも自粛を申し出るとか遠慮してもらうとか、一定の条件などを付与してもいいような気がしますよ。

もう既存の放送局の中に各社ともそれぞれ権益を確保しているわけですから、その権益の確保がどの分野にどの程度のシェアにとどまるべきなのか、しかし言論、報道と言えは新聞、テレビと、こ言われるわけだから、これは無視できない。この辺がやはり免許基準の中で具体的に詰めの段階にきているんじゃないか、これに答えを出さなければ、幾ら私が議論を進めていっても簡単に片がつくとは思えない。全部否定するわけにはいかないでしょうね、そういうことなども大きな問題だと思ふんですがね。この際検討を加えるというお答えです。それから理解してもらったと思っておりますが、この新聞関係についてはより慎重に配慮しながら、言論、報道、すでに新聞の果たしてきた貢献の度合い、持っている要素、それがチャンネル

ルとどういうように乗り合うのか、乗せ合いをしていくべきかというようなことが急速に与えられる答えであるべきだと、こう思うんですが、どうですか。

○政府委員(石川晃夫君) いま御指摘いただきました点、われわれとしても非常に重要な問題だと考えております。一応、新聞と放送との問題につきましても、免許基準等におきましてある一線を画してその問題について検討することにしておりますが、やはり一般的にその仕事に似通っているという点からどうしても不明確になってくる点があるわけがございます。この点につきましても、われわれといたしまして、十分、今後、新しい免許につきましても、あるいは今後の再免許等も含めまして、検討を進めていきたいと思ひます。ただいま御示唆ございましたので、その点についても十分検討を進めていきたいと、かように考えております。

○森中守義君 それから、いま静岡、長野、新潟、この三地区あたりが多局化の方向に向かうであろうというようなことがしきりに言われる。そのほかに同じ水準にある県の中でも幾つか挙げられておりますが、要するにUを中心にして三局あるいは四局という方向にこれから持っていくお考えですか、それとも今回の再免許一つの区切りとして三局、四局というのは考えないということなのか、その辺はどうですか。

○政府委員(石川晃夫君) これは先般の昭和四十八年の再免許のときに、現在の静岡、長野、新潟、そういうようなところを準基幹地区という形で構想を出したわけですが、今回、静岡は第三局の予備免許をおろしまして、残り長野それから新潟というところがまだ現在地元で調停中でございます。

われわれといたしましては、やはりその地元の民力度と申しますか、いろいろ経済的な事情あるいは県の力、そういうようなものを参考にしながらテレビ局の配置というものを考えていかなければいけないと思ひます。また同様に電波の物理的

な問題もござります。したがって、現時点におきましては、現在の計画で一応再免許を終わらせて、さらに次の段階の状況の進展によって考えなければいけないと、かように考えております。

○森中守義君 ちょうど持ち時間が少し過ぎてしまつて恐縮ですが、あと二、三問お願いいたします。

それで、郵政大臣、非常にこの問題重要なんです。早くから知事への調停委任というものが法的根拠があるのか、ないのか私は非常に議論がある、現実的に問題がある。したがって、いま電波局長と私の間の問答でもおわかりのように、きわめて濃密な政治性が動かないように、電波法及び関連の規定もしくは規則等によって権威ある大臣の権限の発動ができるような、こういう措置をとるべきだと思ひます。そういう趣旨を十分理解していただいて、いま局長から答弁が幾つかありまして、前向きに検討する内容も出てきたから、大臣としては、そういうことで事に当たるといふ、こういうお考えをこの際明らかにしてほしい、それと四局化あるいは三局化という将来の方向につきましても、とかく波が立たないよう、規律ある、統一ある、権威ある方法をおとりいただきたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(福田繁雄君) 免許の問題は、御指摘のとおり、きわめて重大な権益の伴う問題でございまして、したがって、いまのところ、地元の調整を法的根拠のない知事に依頼しているのが実情でございまして。

確かに一つのやむを得ざる、客観性を保持するには適当ではないか、地元の事情もよく知っておりますし、一応の便法としていまのところやっておりますが、私は、あくまでもこれは客観性のある、一点の疑いも持たせないように、客観的に見ても公正なそして適切な措置だということを考えますので、たとえば例を挙げられました電波監理審議会の議に付するといったことも私は一つの方

法じゃないか。いろいろ手続上その他むずかしいことが事務的にあるようではございますが、一段と前向きにこれは工夫いたしまして、少しでもガラス張り、そしてまた万人が納得できる、また公平を貫く結果をもたらすような方向で、今後、検討させていただきますと思ひます。

○森中守義君 郵務局長、諮問百三十七号というのが六月二十一日に審議会に出されておりますね。これは郵便法を改正されて、なお経過した時間もないので、こういうのが出された理由、背景はどういうことですか。

○政府委員(廣瀬弘君) ただいま社会経済環境と申しますか、郵便事業をめぐります環境がきわめて変化をいたしております。このような状況のもとにおきまして、今後の郵便事業はどのようにあるべきかという基本的な問題について改めて問い直す時期に来ておるのではないかと判断に立ちまして、去る六月二十一日に「社会経済の動向に対応する郵便事業のあり方について」ということで諮問をいたした次第でございまして。

で、この郵政審議会の中に、この問題につきまして特別委員会がつけられまして、この問題に現在取り組まれているわけでございます。大体、いままで審議会の中で過去いろいろと議論はされてきておりますけれども、このような事情の変化に対応した郵便の需要というものがどのように変化するのであるか、あるいはこういう必要の変化に対応して郵便事業はいかに対応すべきか、あるいはどのような対応が可能であるかというようなことについて基本的な検討をいたしたく、こういう場を設けるために郵政大臣から諮問をいたした次第でございます。これは約一年間の期間において、そういう基本的な郵便のサービスのあり方の問題等につきまして議論がなされるという予定になっております。

○森中守義君 この中で特別委員会をつくって、中間報告をその特別委員会がまとめるという、こういう特別委員会の取り決めもありますね。これは答申が全体的におくれる場合には中間報告でか

える。もつと具体的に言うならば、五十二年度の予算化あるいは政策ベースに移しかえるというものは非常にむずかしい。それじや五十三年度をねらっているというふうに解しているんですか。五十二年をねらっているのか、あるいは五十三年度をねらっているのか、これはどっちを意味しておりますか、中間報告というものは。

○政府委員(廣瀬弘君) ただいまの五十二年度をねらうか五十三年度をねらうかということよりも、むしろ、先ほど申し上げましたように、基本的に今後郵便事業はどのようなあり方が正しいのかという問題について基本的に掘り下げていただくというのを目的といたしておりますために、時間的に短期間にねらいをつけると申しますよりも、今後の基本的なあり方というものを重点を置いておるつもりでございますが、先ほどの中間報告という御議論ございましたけれども、これは特別委員会において中間報告をすることはあるという規定でございますが、今回の場合は約一年を予定しておりますために、特に中間報告を求めるような機会はあるいはなからうかと思っております。で恐らく一年間の審議期間ということが予定されておりますので、その結論は五十二年の夏ごろに出されるものと私も期待いたしております。

○森中守義君 それで時間的に見れば六月ですから、これから一年間といえども来年度の夏ごろ、そうなれば出された答えがどういうものであるかは別として、想定をされるものからいけば恐らく立法化もしくは改正あるいは予算措置、そういったようなものに連動しますね。ただ目安、方向を求めるだけのものではとまらないでしょうね、恐らく諮問、答申というものはそういうように動く政策というものをねらうものでなければならぬというふうな認識を私は持ちますから。

そうすると五十二年でなくて、五十三年以降、予算なり法律改正なり、そういうものに移しかえる可能性がある。もちろん中間、これは必要でないかも知れぬというふうなことに解釈していい

んですか。

○政府委員(廣瀬弘君) これは答申の内容がどのようになるかによつていろいろ変わってくるかと思ひます。ただいまの御質問は大変むずかしい問題かと思ひますが、内容によつては、あるいは五十二年の施策の中で直ちに実現し得るものもあるかと思ひます。しかしながら問題が基本的に非常に大きい場合は、これは若干の時日をかけて省としても十分検討をして、将来に誤りなきを期する、そういった方向でなお検討に時間を要するものも出てまいらうかと思ひます。

ただ、いまの段階では、私も、まだいま郵便事業の実態を審議会に説明している段階でございますが、まだその中で基本的な討議という段階にまで至っておりませんので、その内容を十分伺つた上で五十二年度にできる施策であれば五十二年度に反映する、あるいはそれ以後の長期政策の中でそれに反映すべきものはこれにまた反映していかうかと思ひます。ただいま五十二年度、五十三年度というふうな御質問ではございましてけれども、これは問題の性質によつてあるいはそういう異なつた態様が出てきうかと考えております。

○森中守義君 この中で言われている将来の経済予測、在来の量的拡大からこれからは質的な充実の方向に転換するであろう、それに伴つて需要がどう変化するかというのを問ひたい、こう言われるのだけれども、郵政でも一つの見解をお持ちなんですよ、こうあるべきだといふ。全くいかにも見当がつかないから審議会でも何かにも検討してくだささい、教えてくだささい、示してくださいということなのか、あるいは何か郵政は郵政として独自のものをお持ちなのか、どちらですか。もしお持ちになっておれば、この際、ひとつ御披露いただきたい。

量的拡大から質的充実といふこの経済予測については、私も、一つの見解を持つておる。必ずしもそういくかどうか、ことに経済企画庁は現実の政策日程としては非常に低率なものを出していま

すけれども、一番必要な基本計画というものは依然として九・四%ですよ、修正加えられていない。そこに量的拡大が質的充実かといふのは、まだ正確に政府一体のものとして経済の指向性といふものははっきりしていませんよ、非常に疑問がある、そういうふうに私は思ふんですがね。一体、郵便事業の将来といふのはどういふように見ているのか、郵政は郵政なりに一つの見解をお持ちだと思ふので、この際、大綱的でも結構ですから、お示し願つておきたい。

○政府委員(廣瀬弘君) 確かに御指摘のように、今後の経済情勢がどのように展開するかということについては、先生御指摘のように私問題があるかと思ひます。ただ、そういう情勢を長期的に見た場合には、私も今後の郵便事業というのは過去における高度の収入の伸びというものは余り大きく期待できないのではないかと一ううな考へております。したがらしまして、この郵便事業の伸びといふものを過去よりも若干低い形で毎年見ていかなければならぬという情勢に來ておるのではないかと、こういう前提に立つておるわけでございします。

そこで、そういった単なる過去の郵便の伸びをそのまま将来に向かつて伸ばして考えていくというのではなくて、新しい目でもう一回経済環境を見直すという必要があるかという意味で申し上げたわけでございしますし、この諮問の中でそれを受けて委員会ではいろいろ討議されるわけでございします、その郵便事業の置かれておる前提につきましても、やはり諸委員のお考えというふうなものについても十分伺つてまいりたいと思つておりますが、一応、私も私としては、そのような安定的な伸びといふものは今後期待できるのではないかと一うう考へておるわけでございします。

そうなりますと、たとえば年平均いたしまして三%の伸びぐらゐが期待されるとすれば、そういった前提の中で一体郵便のサービスはどのようにあるべきかといふことでありますけれども、これは私も自身をいたしまして、たとえば郵便の

配達度数を現在二度やつておりますけれども、これを一度化するといふような問題、あるいは窓口の開設時間というものは果たしてそういうものに対応してどのようにあるべきか、あるいは局舎の改善の問題だとか、それぞれいろいろ問題があるかと思ひます。そういった問題を省内外にいたしましてはそれぞれ研究いたしておりますけれども、事柄がきわめて大きな問題でもありません。また、先ほど先生御指摘のように、社会経済の変化といふものに対する見方といふものも非常にこれも大きな問題かと思ひます。そういった問題を含めまして基本的などうあるべきかということになりますと、やはり部外の衆知を集めてこの際いろいろ忌憚のない御意見も伺う、そして私も事務的にいろいろ検討いたしておりますけれども、そういったものをどのように判断され、また、どのように郵便の将来を考へるかということに對する重要な資料としていただきたい、こういうふうな私も心づもりでおるわけでございします。

○森中守義君 私は最初申し上げたように、郵便法が改正されて約半年たつてこういふものが出た、多少奇異な感じを持つています。しかも来年度の六月までぐらゐに答えを得たい、こう言われる。しかし、いま郵務局長のお話を聞いていて、大分私の考へも変わりました。

そこで、これは折々審議会に諮問をされてきたわけですね、いままで郵便事業の問題で、しかし、この機会にやっぱ非常に大事な時期ですから、余り先急ぎをしないでもう少し厚みのある、幅のある、具体的に言うならば現在の郵政の機構あるいは制度、そして経済の事情によつて事業が左右されることがないように、そういうものを実行するにはおのずから提供するサービスにもよるでしょう、どういふサービスをすべきであるか、そういう内容の開発等も非常に重要な問題になつてくる。そういうことで、この内容を徹頭徹尾充実したものとして、むしろ相当長期にわたつて、出される答えといふものが動かすものでないような、そういうものを私は期待をしておきたいと思

うのです。

それから、例の来年予定をされる設置法の改正ね、この中に情報通信振興局か、こういう新しいものが表に出てくるようですが、これもいまの諮問第三十七号、これは郵便を指しているわけでしょうが、あと通信全体の動き方がこの振興局によってどういうふうな方をしようとするのか、何を目的として。確かに今日の通信需要というものは異常な拡大と変化を遂げておりますから、その可否は別なものとしても、どういふものをどうやって見ていこうとするのか、その辺の大綱的な見解でいいです、時間も余りありませんから、ちょっとお答えを願っておきたい。

○政府委員(松井清武君) 情報通信振興局の新設の点につきましては、目下、関係各省と連絡中でございます。

先生も御案内のとおり、この電気通信監理官室、昭和二十七年に発足いたしました今日までで二十余年を経過しているわけでございます。その間におきまして電気通信の分野における発展は、御存じのとおり、まことに目覚ましいものがあるわけでございまして、そういった現代の諸情勢に対応いたしまして適切な電気通信行政を展開するために機構の整備を図ろうとするものでございします。

現代における通信行政の中で、情報通信振興局がいかなる役割りを果たすか、新しいという展望を持つておるかという御指摘もございまして、ただいまのところ、機構等につきましては現在の電気通信監理官室をそのまま継承する、そういった中で内容の充実を図ってまいりたいというふうな考えております。

○森中守義君 これはいすれこれからの問題です、ひとついまお示しのような構想が当を得ておるかどうか、これからの議論にいたしておきましよう。

きょうは、以上でお尋ねを終わります。

○委員長(森勝治君) 午前の調査は、この程度にとどめます。

休憩は約一時間ということで、午後再開目標を一時半ということにいたします。暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時四十分開会
○委員長(森勝治君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○案納勝君 私は、ただいまから一般質問ということで、大臣も新しく就任をされました。さらにNHKも新しい会長が就任をされました。そして御見解を承っております。

まず、大臣に伺いますが、去る七日のこの当委員会で大いさつをいただきました。しかし、その前に、さらに九月の十六日に大臣就任の記者会見で、五つにわたって大臣は抱負を述べられております。私がここでお願いしたいのは、この抱負の中に、郵政事業、電波放送等について新しい方向を見つけて新機軸を出したい、こういうふうに言っておられます。

いま、郵政事業や電波放送の抱えているそれぞの事業やあるいは運営についてきわめて大きな課題があることは私も十分承知をしております。しかし、そこで言われる大臣の思い切った新機軸というのは何を指しておられるのか。いま問題になっている幾つかの問題について、たとえば郵政審議会の構成や運営等も含めて、あるいはNHKの経営委員会等も含めて、あるいは電通関係の問題も含めまして、こういった面も含めて新機軸というものを打ち出されているのか、その新機軸は何なのか、ひとつこの辺御見解をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(福田篤泰君) 就任直後の記者会見で

ございました、具体的ないわゆる新機軸の内容については別に述べたことはありませんが、私の立場から申しますと、郵政事業というものは国民生活に密着した仕事である、したがって、いわゆるお役所仕事では本當の機能は発揮できないという考えを持っておられますので、従来の慣習にとらわれないで新しい考え方をあるいは新しい方法について検討しまして実行に移したいということを申し上げた次第でございます。もちろん、その中には、いままでの郵政審議会のあり方とか機能等についても、私の立場からいろいろと再検討を加えている段階でございます、具体的に今後煮詰めまして実行したいと考えております。

○案納勝君 大臣ね、大臣はいままでも各種長官等を歴任されてこられた。さきの村上前郵政大臣は、よく大臣とは半期一期の期間しかないんだと、しかし、その間精いっぱいやると、こういうことを盛んに言われました。半期一期の大臣だということ方、決して私はこのことを批判しているのじゃありません、その間に、やっぱり大臣としての役割りを十二分に果たしていかうと決意を述べられていたものだと思います。

そこで、いま聞きますと、従来の慣習にとらわれないで新しいもの、まだないんだと、中身は。こういうお話だった。だとすると、大臣、国会の状況はすでに御存じのとおりであります。大臣として、この新機軸なるものを、じゃいつごろまでに、あるいはどのようにならうと考えているのか、あるいは省自身の方針を出そうと考えているのか、もう少し承りたい。いまはない、しかし大臣の抱負として検討したい。そうすれば、そういったものが、いま先ほど同僚議員が質問した中に、郵便事業自体について、基本問題について検討を郵政省はしている、そういうものの検討が行われている中で、これはもつと早く具体的なものを出さなくちゃならぬ時期に来ている。私は郵便だけでなくて貯金も保険もあるんであります。大臣はそれらを踏まえてのお話だと思いますが、もう一歩突っ込んで大臣としてはそういった新構想なるものを

をいつごろ出そうとするのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田篤泰君) いませっかく勉強中でございまして、衆議院で終えましたが、いま参議院で重要法案ということで御審議を煩わしておりますが、その中におきましても非常に貴重な御意見も具体的に御提案もしばしばございました。私にとりましても貴重な参考意見、資料として、具体的になるべく早くひとつ対策なり新しい施策というものを決定したいと考えております。

○案納勝君 それじゃ大臣のできるだけしも速やかに従来の慣習にとらわれない新しい方針に期待をいたしておきます。具体的なことは後日改めて事務当局等に聞きますが、きょうは、その点についてはその程度にしておきます。

そこで、もう一点あります。七日の所信表明の中で、郵政事業は三十五万の職員を抱える幅広い行政機関である、国民の事業に果たすために真剣に取り組み必要がある、労使の正常化を図る、こういうふうにならうとされました。労使の正常化、信頼関係の回復、事業が本當に真の国民の事業として国民の福祉を増進をし、国民に欠かせない通信手段としての郵便事業の健全な発展を期する基本であることは言うまでもありません。

そこで、私は大臣にお聞きをしますが、少しひねた聞き方かもしれませんが、お許しをいただきたい。労使の正常化とよく言われる、だれでも言われる。しかし、大臣の言われる労使の正常化とは何を指しておられるのか、どういう立場から物を見られて正常化と言われるのか。この辺は大変ひねた質問になるかもしれませんが、大臣はどういうふうにお考えになっておりますか、御見解を伺いたい。

○国務大臣(福田篤泰君) 郵政事業は人力にきわめて多く依存していることは御案内のとおりでございます。したがって、いわゆる組合の協力なくしては円満な郵政事業の遂行はとうていできません。こんな意味合いで、私も、就任早々、いわゆるストライキ回避の問題について組合の代表の諸

君ともしばしば折衝いたしました。その間にも私の信念として申し上げたことは、組合とかあるいは政府側の管理職とか、めいめい、職場職場、持ち場持ち場で任務は違いますが、あくまでこれはパートナーシップとしてお互いに助け合ひ、そして職場において自分の本来の任務を絶えずお互いに提携しながら、円満な安定と申しすか、協調によってやるのが一番大事だということを申し上げたわけでございます。いまでもその信念に変わりはありません。

したがって人的要素にきわめて依存度の高いこの事業は、あくまで組合の考え方、主張というものを絶えずわれわれがこくくみ取る、同時にまた、われわれの考え方なり施策に対しても絶えず組合側の理解を求めるという態度が必要ではないかと考えておる次第でございます。

○案納勝君 私、新大臣でありますから、具体的な個々のことをここで取り上げて細かく大臣の見解を求めようという気はさきようはありません。ただ、いま大臣が言われましたように、郵政事業の真の発展というのは、職員が打って一丸となつて使命感を持って職場で信頼としてお互いのきずなを築き上げていくことだと思ひます。

私の義父を初め、きょうだいの郵政従業員の一人であります。そこで私は大臣にこれだけは申し上げておきたい。今日まで郵政の労使関係というのは多くの問題を提起されてきています。あるいは本になつても「郵政残酷物語」などと言われているくらいであります。三十六年から約十五年間今日になお続いているのが、郵政事業の中においての不当労働行為、あるいはこれの疑わしき行為あるいは人事権による不正、差別の問題あるいは訓練による良識あるいは不良職員の識別の問題、あるいは処分の方針やそれに伴う不正、職場での断絶とそして不信感、具体的に個々に挙げると言われれば幾つも挙げられる問題が今日まで数多くありました。これらの問題について郵政当局と私は生臭い問題を委員会二年間やつたことがあります。しかし、それはやらなければならないと

いうんじゃない。ある程度は、のみ込むものはのみ込んできました。しかし、依然として、なおかつこれらの問題が本当にある意味では解消したという事態にはないことを私自身もよく知つてゐる。

いま職場に行きますと、働く人たちに郵政職員としての使命感があるかと聞いてみても、三十六年ぐらゐまでのときにはお互いに使命感を持つてゐるということを認識することができました。最近では、不信感だけでありまして、断絶だけあります。私は、これは四十五年、郵政の皆さんと一定の約束をし合ひながら、前向きでこれらの問題の解決に取り組もうと約束をしました。この中でも、当時の井出郵政大臣は、なおかつ親の心子知らずということで、厳しく当局の姿勢を批判をされたこともありました。それらの四十五年以来の

一二・一四確認というものの定着も今日少しづつは進んでいるやに私も認識をします。しかし、本質的解決は一つも進んでいないと言わざるを得ないのであります。

そこで、私は、大臣のいまの御答弁に対して、真のお互いの信頼関係というのは、お互いに約束し合つたことを守り合つていくことだ。それから実際に管理する者と使われる者の立場がある限り、働く者の心情というものを理解をしてくみ上げていく労務管理といひますか、姿勢というものがなければ、私は信頼関係は生まれなかつた。常には、労使の正常化といひます言われてきました。その正常化については、当局の一方的理念だけの押しつけの正常化では正常化しない。このことだけを、私は、明確にこの際新大臣であられる——今後とも大臣として続けられるであられ

う、そういう大臣に対して、きょうは、こゝでいまの御答弁を受けて、私の方から私の経験として実態として申し上げておいて、個々の具体的なことについてはきょうは省きますから、肝に銘じていただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(福田繁雄) お互いの使命感に徹することは、私どもが郵政事業を完全に行う最大の

前提であることは御承知のとおりであります。時間が許すならば、一日も早く、私は一度現場も視察しまして、環境改善ぐらゐの細かい点までも身近にひとつ勉強させていただきたいと考えておるわけでございます。

○案納勝君 大臣に対する質問を、本日は、これで終わりますが、続いてNHKの問題について、きょう大変お忙しい中を御足労いただきました工藤経営委員長にまずお尋ねをいたしたいと思ひます。きょうはあがりとうございました。

八月二十四日に端を発しまして、NHKの会長が任期の途中で交代をするという異例の出来事がありました。これは国民の側から多くの批判が生まれ、あるいは抗議が起り、世論の高まる中でNHKの内部からもこれらの問題についての多くの批判が生まれ、三十一日に小野前会長が辞表を提出をする。その辞表の中にも、今回の私の行った行動は、それによって生じた事態は内外の現状にかんがみて会長の職責を行うことが困難であるといふことが書かれていたやに報ぜられていま

す。以来、経営委員会としては九月の二十一日まで御審議を重ねられたやうであります。私は、このような事態を招いたといふのはNHK始まつて以来のことだと思ひます。しかも、その国民の批判と世論によつて会長が交代をせざるを得なかつたといふのも私は初めてのことであります。私は、これはわが国の民主主義の一定の定着といふことについて評価をするのであります。これは単に小野さんが田中前総理の自宅を訪ねたからといふことだけによつて起こつたのでなくして、今日までのNHKのあり方あるいは公的権力の介入の問題あるいはNHKの機能といふところまで深く立ち入つた問題がこの背景となつて今日の事態を招いたと思ひます。

私は、五月の委員会の席上、予算の承認を審議をしたときに、長時間にわたつてNHKのあり方についてお聞きをいたしました。まことに失礼な質問になりますが、今回の事態をどうのような認識を持って受けとめたか、新会長の起用に当たつた

れたのか、この辺について委員長の御見解をお聞きたい。

○参考人(工藤信一良君) 小野前会長があいつた事故を起こしまして、これは私もにとつても全く思ひもかけないことであり、かつ非常に遺憾千万な出来事だと存じております。小野前会長としては、このNHKとは何のかかわりもなく、個人的な行為といふふうな御説明があり、同時に軽率であつたと国会においても陳謝されたように承つておりますが、われわれとしても直接NHKの会長としての行動ではなかつたというところは理解できますけれども、その行為が非常に軽率であり、かつ世論の非常な反響を受けたということに對しては痛切に反省をいたしておるものでござい

ます。

それで三十一日に、小野前会長が辞任届を私に御提出になりました。自発的に御提出になりました。事態を自分の軽率のせいであると陳謝をされて辞表を提出になつたのでございしますが、これは私個人がお受け取りしてそれをすぐに公表すべき性質のものではないといふふうに判断いたしましたので、小野会長にもその旨を話しまして、三日がまあ経営委員会を招集する最短の距離でございしたので、三日までひとつ小野さんも伏せていたのだと、三日までひとつ小野さんも伏せていたのだと、私もお預かりしたといふことで、発表は委員会においてといふことで、まあ辞表は即日これを受理したのでございします。各委員とも、非常に残念に思つて深く反省をしたといふ点では、各委員とも、十二名ともに、まことに残念であつたと、残念な出来事であつたといふ反省はいたしました。

○案納勝君 工藤委員長、私は、小野さんの行為を——まあこゝで、おられませんかこれ以上余り突っ込んで批判めいたことを言う気はありませんが、軽率な行為だといふことだけではなかつたといふのは、NHKの社会的使命、公共放送として国民が委託をしておるその社会的、要するに公権力からの中立、言論をして表現、編集の自由、真実の

報道、これを守っていくNHKの体質に深く根ざした行為であっただけに、実は、国民の批判がこれだけ高まったと私は理解をする。

そこで、私は重ねてお尋ねをしたいと思います、今回の新しい坂本会長起用に当たりまして、三週間にわたって御審議をいただいたようであり、委員が、たとえば私の聞くところによりますと、経営委員長がひそかに郵政大臣を訪ねて意向をお聞きになったとか、また内閣周辺に接触をされていたとかいうお話が実は聞こえてくる、また新聞にもこの新しい人事については与党初め相当な圧力が、特に自民党通信委員の皆さんからの圧力、難色を示し、反発をした。陰に陽に経営委員会に働きかけが行われたようでございます。これはNHKの予算が国会の承認を必要とするから、それを握っている与党側の立場からこれが行われただけに、経営委員会としてはその取り扱いに苦慮したのは疑い余地はない、こういう新聞報道もあるわけなんです。私は、こういうことが現実に行われたか、選挙の過程で郵政省へ経過の報告に委員長がおいでになって、委員長の意向を大臣にお伝えになったとき、何らかの意思表示が行われましたか、この辺について、まことに失礼かもしれせんけれども。

○参考人(工藤信一良君) お答えいたします。私は、率直に申しまして福田郵政大臣とは昔からの友達でもあり、就任をなすつたときに、翌日です。翌々日ですか、これは秘書を連れまして郵政省へ五分か十分間就任の御祝辞を述べに上がったことはございます。それ以外には何らの接触もございませんし、かつ後任の会長についての具体的な示唆とかあるいは要求と申しますか要望とか、そういうようなことは一切、私自身に関する限り、ございませんでございました。

そしてまた、各委員も、これはいろいろな御関係があって、いろいろのところからインフォメーションは得られたと思います。あるいはいろいろな人とお話し合いがあったというところはこれは否定申すわけにはいかぬと思いますが、これは全部自分の中で消化されて、そして十三名が、そのうち二人欠席はしましたが、最後に二十一日に十一名の者が四時間にわたりまして慎重に検討いたしましたときには、だれだれ委員がこう言ったからとか、あるいはだれだれがこういう推薦をしたというふうな言葉は一言もどんな委員からも出ませんでございまして。みんな自分の意見というものを述べ合って、慎重審議の結果、坂本新会長を最善の人として選出したんでございます。御了解願いたいと思います。

○案納勝君 これ以上は突っ込みませんが、もう一つお聞きします。天下り会長に対し三週間の選挙過程できわめて反対をする世論というのが高まりました。これらについて今度の坂本新会長は内部起用、天下り会長ではない、こういう意味での一定の評価も聞いている。この辺について、従来から会長として天下ると言っては失礼ですが、ほとんど天下りだった、言うならば、そうですね。しかし内部から会長を求めるという、そういう声が一つの世論的に高まってきたという。今回も選挙の過程でそういう世論が高まったという点について、経営委員長としては、今後の経営委員会としての会長の選任その他の問題について関係がありますが、どういうように受けとめになっておられますか。

○参考人(工藤信一良君) 今回の会長の人選というものが二つの意味で非常に私重大だと考えておりました。一つは、先ほどのお話しのように、小野前会長が辞職せざるを得なくなった事情ということによって巻き起こされた世論というのに対して、NHKの公正な立場を堅持しなければならぬというところが一つございまして。もう一つの意味は、御承知のように大きな赤字を背負い込んだNHKと相なっておりますのでございまして、これは今後NHKといたしましては、本当に人心を一新しまして体制を強化しまして、この赤字を克服して、公共放送であるにふさわしい経済的基盤をつくり上げるといことが非常に大事なことであり、非常に

むずかしいことである。これを会長はNHK一万七千人を率いて陣頭に立って、これを實現していくというためには、非常に重大な人事である。この二つの観点から、今度の会長人選というものは大いに苦慮したのでございます。

そのために、これは早く決めた方がいいという説もずいぶんございましてけれども、特にお許しを得て、三日小野会長の辞表を受理いたしましたから、七日に一度会議を開き、さらに二十一日まで相当長い時間をちょうだいいたしましたして、その間委員がよく勉強もし情報も集めて、二十一日に腹藏ない意見の交換をした、特に長時間にわたって紆余曲折を経た議論の末に坂本会長を最善として選んだのでございます。

その間、天下りということが非常に問題になりましたが、私どもの理解いたします天下りというのは、外部の圧迫、ことに政府筋、与党筋というところの外部の権力、あるいは労働組合も入るかもしれない、外部の権力の圧迫によって決めるという、そういう意味の天下りならば、これは絶対反対である。われわれはかつて、私がここで申し上げたかと記憶いたしておりますけれども、経営委員会が自分たちの良心と良識によりまして自主的に決定するということだてまえを崩さずに、これは考えなければならぬという意味で相当議論を尽くしました。その間、内外から会長の適任者はいないかという点を考え抜いたわけでございまして。

内部から出すあるいは外部から出すというふうなことにこだわらずに、内外を問わず、最適任の人を選ばなければならぬ。その意味は、先ほど申しました二つの理由から、この際、どうしてもむずかしいけれども最適任者を選ばなければならぬというので、内外を問わず考えまして、紆余曲折を経た結果、坂本新会長が最善、最適の人であるという結論に達したのでございます。これがたまたま内側からの人ということになりまして、内部においては、それがまた非常に部内の士気を高揚したということも聞いております。これは部

内は部内でそういうふうにおとりになって結構でございますが、われわれとしては、内部から採らなければならぬというふうな原則に立ってやっただことではございませんが、紆余曲折を経て、最後には最善の人として坂本会長を選んだわけ

です。私が発表しました新聞記者会見では、紆余曲折を経ている人々を考えたあげくと言ったら、ある新聞記者がそれでは次善の人選ですかという話がありまして、人事に次善というものはないんだと、最後に選んだのが最善であると申しまして、まあその記者はそれはまことに礼を失しましたと、こう言われたんですけれども、われわれとしては最善の人を選んだつもりでございます。それがたまたま内側からであったということとは、われわれとしても、私自身としては満足の結果だったと思っておりますが、これが原則であるというふうにかけるのは、これはちょっと間違いかと思

います。NHKは大きな公共機関でございますし、で、やっぱり会長というものは、内外を問わず、その時点において最善の人を選ぶというのが原則ではなからうかと存じます。

○案納勝君 いま委員長からお話がありました、NHKの会長は政府が選ぶのではなくて、経営委員会が選ぶ。これはNHKというのは国民の放送機関として、国民から委託をされて運営をされるという一つの性格をあらわしているものだと思います。

私は、いま工藤委員長の言われた中で、ちょっと気にかかるところがあるので、ぜひひとつ伺いた。今後、経営委員会ももっと機能や中身について、五月の委員会でも指摘をしたように、再検討といえますか、検討をしていただきたいと思います。たとえば経営委員会の委員のあり方、運営のあり方等について新たな立場から考え直す必要がある時期に来ているんじゃないか。これについて、大臣は、慎重に検討したいと。工藤委員長は将来の運営については、八月ですか、委員に諮った上で

答弁をするということで保留をされた。私は、そういう面で、経営委員会の持ち方、運営、あり方についていま問ひ直されている時期にもあるのです。

そういう中で、いまも言われましたように、会長人事を決め、あるいは運営その他について経営委員会として最高の決定をする際に、ぜひ私はこの辺は頭に入れていただきたいと思つてゐるものですから、これは私がせんだつても申し上げました。ここに五月の議事録があるのですが、私は、こういうふうに申し上げました。これは前段で小野会長と民主主義のやりとりをやった。すなわち民主主義というものを本当に継承、発展をさせる任務がNHKにあるんだ、これが社会的任務なんだ。でNHKがその面で国民の手によって運営をされる、国民の手によって構成される放送局としての役割を持つものだ。だから公的な権力の介入はもちろん、不偏不党の立場に立つて言論の自由をそして編集の自由、真実の放送というものを守り抜いていく。こういう場合に、できるだけ権力の側から、公的権力の遠いところに離れて、額に汗を流して働く国民の側に立つてNHKの運営というものであるいはNHKの使命というものを果たしていく。そういう立場というものを明確にしてもらわなくちゃならぬ。これがいまやNHKにかけられ国民が委託をしているNHKの機能であり使命なんだということ、小野会長もそのとおりですと、こう言っている。私は、この辺を会長を選任する場合においても、あるいは放送法の中で経営委員会が行わなければならない任務が規定してありますが、これを進める場合においてもぜひひとつ頭の中へ入れていただきたい、お願いをしたいのです。

いま説明がありました、たまたまこの新聞に工藤委員長が「経営危機に直面したNHKの非常時にあたり、思い切った人事の若返りに期待した。現在の理事諸君が若い力を結集し、そのリーダーとして坂本君を全員一致で推すことになった。芸能畑出身であるという経歴上のかたよりがあることは承知しているが、全理事ならびに全職員が新会長をより立ててくれることに期待したい。われわれ経営委員会も、外からの圧力に対しては、番犬の役目を果たす決意だ」というふうには、私は、その外からの圧力、番犬の役割というものは、常に公的権力側からきわめて遠いところにおつて、国民の言論の自由や出版の自由を守つていくという、額に汗して働く国民大多數の立場に立つたことこの立場で言われたと私は理解します。どうか、これは真実素直な心境だというふうに理解をいたします。

そこで、どうか経営委員会が今後最高決議機関として意思決定機関として、国民の前に開かれた組織機関、国民の世論の支持の上で運営をされていく、こういう経営委員会のあり方について一層ひとつ御検討いただきたいのです。きょうは、これらについての申し上についてはこれ以上申し上げません。このことを強く工藤委員長に要請をしまして、いまこそチャンスだと思ひます。一つの区切りをつけなくちゃならぬ。いまだかつてない異例の事態が発生をした。とにかく国民の世論の上でそういう事態になったということもある意味では評価できますが、そういう事態の上で、ひとつ今後真の経営委員会、あるいは国民の委託にこたえるNHKの経営委員会としてのあり方について御検討をいただくことをお願いをしまして、工藤委員長に対する質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

次いで、私は、坂本会長に御質問いたします。私は、ここでいま工藤委員長に申し上げました。あるいは五月の委員会等で長時間にわたつて申し上げました問題については繰り返しません。それは皆さん一番よく知つておられることだと思ひます。で美辞麗句を並べるよりも、どろどろ臭くてNHKが問われ期待されているNHK像というもの、国民の支持の中でNHKというのが運営されていくことが一番大事だということであり、今回の出来事はまさに象徴的な出来事だと私は思

うのです。そこで問題の所在は坂本新会長よく御存じだと思ひますので、まさにこの時期はNHKがどうなるか、どういうことになつていくのか、こういう面での正念場でもあると思ひます。その意味での新会長の御見解をまずお承りをいたしたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 先生御指摘のように、非常に現在のNHKが正念場であるというところは、私も十分心得ておるつもりでございます。なお、私が会長に選ばれました経緯について、工藤経営委員長からのお話にもございましたような次第でございます。私としては非常に責任の重さを感じておる次第でございます。しかし、せっかくの御指名でございますので、何とかこの点御期待に沿う努力をしなければならぬ。そのためには、私を中心として、役員職員の一致団結によって世の中の御期待に沿う努力をしたいと思ふ次第でございます。

その抱負と申しますか、経緯と申しますか、そういうことにつきましては、私は、まず放送法に示されております第一条の公共の福祉に沿つて、言論の自由を守り、放送の自由を守り、民主主義の発達に資するといふ目的を達成すること、それに力をいたすことが私に課せられた第一の責務だといふふうに認識しております。なお日本放送協会といましては、その第一条を受けて、公共の福祉のために全国あまねく受信できるようにしなければならぬといふ目的も明示されておりますので、それらのことを踏まえまして渾身の努力をしたいといふふうに決意を新たにしておる次第でございます。

○案納勝君 それで坂本新会長はその決意の上に立つておられると思ひますが、部内への公式発言の中で、管理職、職員への訓辞の中で、小野前会長の路線は全く正しい、これを全面的に踏襲するといふふうに言われたと聞いています。

私は、この言われた真意というのは何を指すのか。口先は別にしまして、NHKの運営が国民の不安と期待というものを互いに交差させながら

わめて多くの批判を招いてきましたね。この間の審議のときでも、受信料の値上がりということでもなくて、NHKの体質、あり方の問題がまず今日のNHKの危機だといふことを――まさにそういうことになりましたと、その象徴的な出来事であった小野会長の辞任問題というものを、この裏側に、その後ろについているきわめて大きい根の深い背景というものをそのまゝ是認することになる。こういうことになると、私は、今後NHKはますます国民の期待を裏切り、国民の批判の前に立たされることになると思ふ。この辺について真意をお聞かせいただきたい。

○参考人(坂本朝一君) 小野会長の問題につきましては、小野会長御自身の処置について私はとやこや申し上げる筋合いではないと思ひますけれども、ただ、私が小野会長を中心として五十一年度以降の事業計画を策定するに当たりまして、小野会長の御指示を中心に計画を策定し、当委員会でも御承認いただいた路線といふものは間違つていないんではないかと思ひます。したがうして、その路線はやはり踏襲していくべきであらうと、そういう趣旨でございましたが、いま先生の御指摘のように、ある意味で国民から持たれている疑惑等についての点について私の説明がいささか不足らず御疑念を与えたとすれば、その点は申しわけなく思ふ次第でございます。

○案納勝君 次いで、堀総局長ですか、お見えになつておられますか――それじゃ省略します。それでは、小野会長問題に関連をしまして受信料不払い問題が顕著にあらわれてきております。この実情に対して、今後、どのように対応されようとしておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。簡単にいいですよ。

○参考人(中塚昌胤君) 小野会長の問題が発生いたしましたから、東京の相談センターあるいは全国の相談室に対して数多くの批判、抗議が参りました。八月の二十四日以来九月の三日まで、およそ千五百件程度のそういう抗議あるいは批判が参りました。その中で約三分の一程度の方がこう

いうことでは受信料は払えないということがございました。その後、三日に小野前会長が辞任されました。それ以後はずっとこの不払いの意思表明の方は少なくなりまして、小野会長の辞任によって受信料の不払いは撤回するというふうな電話もございました。

で、現在、私どもの方では鋭意その説得に努めてまいりまして、ほとんどが解決している。この小野会長問題についての不払いというのは私どもの見えております限りでは一過性の問題でございまして、ほとんどが解決しているというふうに見えておりますが、さらに努力をいたしまして、私どもがこれから受信者の期待にこたえるような経営姿勢をとっていくことによりまして、この問題は解決してまいりたい、このように考えております。

○案納勝君　そこで経営姿勢なんですが、坂本会長、小野前会長の今度の事件発生以来、NHK理事会は全く社会的に説明も行わず、社会的にこれらについてのその責任を果たすという姿勢が全く見られなかったのは残念なことです。ただ九月の三日に、九時のニュースセンターで磯村キャスターが、これは上司と相談して放送したものでない、こう言って陳謝をされました。大変識者には好評でした。しかし理事会から何らのこれに対する、要するに国民に対して今回の問題について、その釈明、陳謝あるいは国民の不安に対してあるいは憤りに対してこたえる態度が全く見られなかったのは私は責任の放棄だと思ふ。その辺について、もうすでに過ぎ去ったことと言ってしまうばそうですが、私はそうは思いません。

いま質問しましたが、受信料不払い問題というのは依然としてまだ大きな課題になっております。本当に理事者、会長以下がその姿勢、誠意を国民の前に披瀝し、国民にこたえていく具体的な実践と行動が反映してこそ、私は受信料不払い問題が解決する。これらについてどのようにお考えになっているか。またこの三週間の経営委員会の審議の過程の中でも理事会としての意思表示がなされたのか、私はなされていないと思う。また悪い

言い方をすると、まさに困難その極に達した状態じゃなかったか、こういうことを考えざるを得ない。それでは理事会全体の責任にかかわる。どういうようにお考えですか。

○参考人(坂本朝一君)　その点につきましても、確かに先生の御指摘のように、あの三日以後において、小野会長の問題についてどういうふうな聴視者に御説明するかということも、実は、役員会、理事会でかなり議論をいたしました。ただ現実の問題として、次なる会長の選任ということがございまして、それは次なる会長の選任されたときにその会長の聴視者へのごあいさつの中でその間について触れるのが一番適切ではなからうか。私が、その間、会長代行ということを経営委員会でございまして、事務が事柄で、次期会長を選考するという経営委員会の仕事が発足しておる時期でございましたので、理事者としての聴視者への小野会長問題についての釈明をいたしませんでした。私は、会長に選任されましたその翌日の早朝のあいさつの中で、そのことについて聴視者にも深くおわびした次第でございまして。

なお、経営委員会に対して、理事会としてどういうふうな働きかけたかということにつきましては、これは御承知のように会長選考の経営委員会でございまして、理事会という形でこれに当たるといふのは必ずしも正しくはないのではないかと判断で、私が会長代行としてそれなりに各理事者の御意見を伺いまして、そして私の口から経営委員長に公正な人事をお願いしたいということとを申し上げたわけでございます。

○案納勝君　私が後段に申し上げた経営委員会に意思表示というものは、会長個人の問題というよりも、それを包む理事会全体の私は責任問題があると思うのです。その意味で理事会として小野さんの問題のこの一連の事件についてその責任の所在を経営委員会に明らかにするというのは、私は、当然、あつてしかるべきだと思います。私はこのことを指摘をしたい。今後の問題もありますが、

十分にその辺は理事会としてその責任、機能が果たせるように私は心して取り組んでいただきたいと思ひます。

そこで、もう一点お聞きします。小野前会長をNHKの名譽顧問に迎えるという考えがあるやに聞きますが、この辺はどうなんですか。

○参考人(坂本朝一君)　これは会長の職にあった方をいわゆる名譽顧問という形でお迎えするという一応の制度がございまして、そういう形での処遇をしたいというふうに考えておる次第でございまして。

○案納勝君　これはいま前田さんも名譽顧問になつておられますか。顧問というのは何人おられるのですか。

○参考人(坂本朝一君)　現在、御生存中の前会長ということで古垣さんと前田さん、今度は小野さんと、こういうことになるかと思ひます。

○案納勝君　その顧問というのはどういう任務があるんですか。

○参考人(坂本朝一君)　協会の運営等について、先輩として会長が時に応じて御出向願つていろいろお話を承る、あるいは出向いてお話を承るといふようなことで、協会についての一種のアドバイザーと申しますか、そういう形でございまして。

○案納勝君　私は、いままでの慣例、いきさつがどうであらうと、これだけの、いまだかつてないNHKに異例な事件が起こつたわけですから、私は一定のこれに対する反省、しかるべき一定の時期というのには必要だと思ひます。直ちに名譽顧問に迎えますという、そういうやり方については納得できません。十分にその辺は、国民のNHKに寄せる期待というものの、あるいは置かれてあるいまのNHKの状態というものをよく考えて対処をしていただきたい。これは改めて今後の課題として残しておきたいと思ひます。

時間ありませんから、私は、きょうは実はまことに坂本会長以下上藤委員長に申しわけないんですが、質問の中身についてはお二人の気持ちなり見解なり決意なりをお聞きするという意味で、

具体的なことについての中身の通告をしませんでした。

そこで、細総局長の話が出たんですが、これは私は質問というよりも意見にとどめておく。細総局長が新聞紙上で、これは朝日です、NHKには新聞に比して言論の自由は十分でなくともよい、こういう発表をしたやに報ぜられております。私はこれはきわめて重大なことだ。何のために今日までNHKの予算の問題にしてもあるいは運営についても、国民を代表する場としてこの国会で論議をしてきたのか。私は理事者としてどう考えているのかきわめて不可解でならないので、もう一回ここで繰り返し、いま国民がNHKに期待をしている期待像というものについても一回ここでやらなくちゃならないのかとぐらひ思つた。私、この報道が事実とするならば、まさにNHKのあり方——小野事件だけでなく、根本的にNHK自体の自壊作用につながつていく問題だと思ひますが、この辺は、きょうはお見えになっていませんし、質問内容の通告をいたしませんから、私はこれはこの程度にとどめておきます。改めて決算問題等ありますから、この辺については指摘をしていきたい。

会長は、これらについて、どのようにお考えになつておられるか、お聞かせをいただきたい。

○参考人(坂本朝一君)　放送の自由というのは、放送法でもはつきりうたれておりますし、そのことについて何ら疑う点はないというふうに私は思つております。

ただ、放送というものが、ことにNHKの場合、二千六百万という非常に膨大な世帯と契約を結ぶ放送であるということ、それから電波というものが国民の財産である限られた電波を免許を受けて運営する事業であるという二つの点から、放送法の中でも特に不偏不党という点から、格段の配慮をするという点から、そういう点に格段を配するということであらうかというふうに考えておる次第でございまして。

○案納勝君　改めて、この問題はしかるべき時期

う肩書きを持たなければ取材やNHKとしての役割を果たせないか、大変疑問なんです。NHKが持っているいろんな言われてきているような役割やその他を考えた場合に、私は国民の知る権利にこたえていくという意味からも、肩書きがなければNHKの仕事ができないといったものじゃないと思うのです。私はここで本心に新しい、この際みずから墓穴を掘ることのないように、理事者が。もう一回たずなを締め直して出直す時期だと思ふのです、今回は。これは経営委員会も含めてですね。だから、この六十三の肩書きければ何でもいという問題じゃないはずですから、私はこれは十分に検討してもらって、本心にNHKが求められている放送機関という役割を果たせるように専念をするために御検討いただきたい。これはあわせてひとつ答弁してください。

○参考人(坂本朝一君) 前段の西ヶ久保先生の御指摘はそのとおりだと思います。そして私も理事その他の職員の方にも、この際、一致団結してNHKのために事に当たってもらいたいというふうに要望もし、指示もしておる次第でございます。それから案納先生の御指摘につきましては、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○森中守義君 ちよつと関連。

会長の肩書きの問題、それからいままでの会長の顧問の問題、ちよつと私も少し疑問があるのです。会長のその多くの肩書きというものはちよつと兼職じゃないですね。だだけ、有償か無償かという問題にもひっかかってくるが、会長の兼職の禁止事項、これらを厳密に見ていけば、さてどうなのかという六十三の肩書きの中にはいろいろ抵触するのが出てきやしませんか。

要するに、日本放送協会が対社会的に、しかもその社会にはいろんな分野がある、かわりがあるから、協会ちよつとひとつ顔を出してくれ、その看板を借りようじゃないかといううのが多いので、こういう数になっていると思うんです。したがって、そういうのが会長の職務ないし権限

を阻害することにはならぬのか。恐らくどなたか代理で会合等には出られるわけでしょう。しかし、やはり今回新たな出発点に立っているわけですから、広い各界各層が協会の名前が欲しい、会長の名前が欲しいといううなことにつきましてもかなり吟味をして、少なくともこういう禁止事項に触れないような整理、検討ということもこの際は考えていいんじゃないですか。六十三あればいろんなものがあるんで、ことに部内の外郭団体等については、正確に定款上、会長が理事とか何とかということになっておりますと、無償であったにしてもやっぱり問題があるんじゃないですか。だから部門部門の責任者がおられるわけだから、その辺のことなども一遍ひとつ役員会でちゃんと検討を加えて、答えを出してください、それが第一。

それからいま一つの問題は、これも放送法上、協会の役職の中に顧問であれ名誉顧問であれ、さてそれならば定款の中でもそういうものがあるのかどうか、それは定かじやありませんが、恐らく心情的には一期ないし二期、長い期間会長という要職を務めていた人には、ただもうやめられたから、これで縁もゆかりもありませんよといううなことじやまずいんで、ひとつ名誉顧問という名前でも差し上げようかといううなところだと思うんですが、しかし、さつきちよつと坂本会長から、名誉顧問には協会の運営、こういうことについて助言を求めるようなこともあるというお話がありましたね。しかし、そういうことになると、これはちよつと問題ですね。おのずから会長以下の役員についてはきちんと任務が決められている。放送法にはそういうのありませんよ、顧問、名誉顧問でも、もし定款にあるとするならば、放送法を受けるのが定款だから、定款が間違っている。

だから、どうでしょうね、これ、そういう会長経験者につきまして何か肩書きを差し上げておかなければ、縁が切れても無縁の者といううことにはならないんでしょね。こういうことも、やはりこの際は、私どもとしては、電波法並びに放送

法、一連の法規典礼によって日本放送協会を見ているわけですから、そういうものに準拠しないものを協会が身勝手につくるといふことは、これは適当な措置とは思えませんがね。直ちに罷免しなさいと言わなければならないけれども、やっぱりよりどころを何か必要じゃないですか。ことに、いま案納君が言うように、じや前田さんはよかったです、小野さんはどうだという、こういう理屈もちよつとこれはどうかと思うけれども、やはり通信委員会という立場からすると、法規典礼に合う合わないかということになると、これはやっぱり問題が残るでしょうね。だから、ただもう気持ちばかりです、長年の功労者だから、会長であらうと副会長であらうとどなたであらうと。何かの形で日本放送協会と関係を持っていくという、それはもうわかるけれども、しかし、それが当たらない物差しにはまったんじやちよつと困る。

そういう意味で、これはひとつ役員会等でも整理しませんか。もちろん、経営委員会、そういうものが相談の上でそうなるというのかどうかよくわかりませんが、少なくとも顧問、名誉顧問、要するに放送法以外に役職はあり得ない。あり得ない人たちにいろいろ相談するということは、これはもう越権のさたであるし、そういうところに協会の節がつかないといううなところでしょう。これは大変厳しい言い方ですが、その辺で顧問、名誉顧問という問題も、会長のこれも言ってしまうは名誉職みたいなものでしょね、六十三の肩書きは。しかし、会長の兼職禁止事項がある。そういうものに触れたら大変だと思ふので、これもえりを正すという一つの素材としてぜひ検討していただくことが今日必要じゃないか、いかがでしょう。

○参考人(坂本朝一君) 大変有益な御示唆をいただいて、ありがとうございます。そういう点について、私も新しい会長としての第一歩を踏み出すわけでございますから、十分検討させていただきます。たいというふうに思う次第でございます。

ただ、名誉顧問等につきましては、御指摘のように、先輩を遇するという趣旨でございますので、いささか私の答弁の中で不適当な点があれば、それは改めるにやぶさかじやございませんので、御了解いただきたいというふうに思います。

○案納勝君 それじや時間がありませんから、最後に一言だけ申し上げておきたいと思ひます。

大変新しい期待を持って坂本会長を迎えているわけですね。それで、いままでのまあいりあるあつたにしても、かつての指摘をされたものは反面教師的に国民もとらえているわけでありまして。私は、NHKはどろろ臭くてもいい、必要になれば権力とも胸を張って立ち向かっていく、ずけずけ物を言う、はつらつたるNHKとしてその機能を十分果たしてもらいたいというのが国民の気持ちだと思ひます。私は、これには単に理事者だけじゃなくて、職員もその使命感を持って全力を挙げて取り組んでいるがゆえに、この小野さんの事件については職員内部からも多くの批判が出てきたのはそのとおりです。磯村ニュースキャスターが上司に相談せずに陳謝したのも、その心情のあらわれだと思ひます。

私は、坂本会長が経営手腕は未知数だと、あるいは芸能一筋でと、こういうふうにならぬように、気がする必要はないと思ふ。前段申し上げたように、しっかりとNHKの使命、社会的使命を果たすという、そういう信念といたすか、姿勢に勇気を持って対処をしていっていただくという限り、国民は限りなき期待をするでしょう。私たちもそのことをしっかりと見守っていきたいと思ひますので、どうかいろいろ今日までNHK問題についてかなり長時間、さきの五月の国会あるいはその前の閉会時に、きれいな美辞麗句を並べるだけでは解決をしない今日のNHKの問題を抱えているわけですね。その辺を特段に要望しまして、時間がありませんから終わります。長時間ありがとうございます。

○参考人(坂本朝一君) 大変有益な御示唆をいただきました。ありがとうございます。当委員会

○藤原房雄君 いまお話のございましたNHKと民放との共同置局に中継局設置の企画があつて、

その申請とか、いま郵政省電波監理局長からお話
ございましたが、検査手続の簡略化とか検査手数
料の軽減、これいろいろ検討なさっているように
ありますが、やはりこの中で言われておりますこ
とは、技術的、経済的な問題もさることながら、
行政的な問題のいまだお話のあったようなことが中
心になるわけでございまして、その行政当
局の配慮によってこれからのNHKと民放との共
同置局というものが推進されるというこのお話は
私も当然のことだと思ひます。

これは個々にそれぞれの立場でやっておること
もまた大きな経済的な負担もありますので、NH
Kも限られた予算の中で希望どおり全部が全部い
くわけではないだろうと思ひます、やはりまだ
まだ難視聴問題というのは大きな課題でありま
す。現在、もう難視聴の地域という世帯は非常に
少なくなつたと言ひながら散在しておる現状
は、これはよく御存じのとおりであります。これ
から特にNHKと民放とが共同置局ということ
話し合ひをどういうふうにつけるかといひますか
折り合ひを進めるかという、こういうことが一つ
の隘路になつて、だから進んでいないという、こ
ういふこともしばしば聞かれておりますが、いま
まあ局長からお話ございましたけれども、どうか
難視聴解消というのは、特に現在僻地におきまし
て文化的な面の非常に享受の少ない、そういうと
ころに問題が山積しているわけでありまして、こ
れは都市の難視聴も決して見過ごすわけにはいか
ない問題でありますけれども、特に、今後、ま
あ行政面でこういうことが非常におくれておる、こ
ういふことの言われたいと思ひますし、ま
た難視聴解消に対しては、NHK共同置局に
対しての推進というのについて、行政面でお
くれをとらないような施策をひとつ積極的に進め
ていただきたい、こう思ひますが、大臣、どう
でしょうか。

○国務大臣(福田繁春君) 難視聴解消の問題は非

常に大きな問題になりまして、山間僻地もだ
成績を上げていますが、大都市にはビルが激増
たしましてますますふえていけるような現状でござ
います。

そこで、省内に、昭和四十八年六月に、学識経
験者等から成る「テレビジョン放送難視聴対策調
査会」を設置したことは御承知のとおりでござい
ます。二年半にわたりました検討を経て、大体、
報告書を提出を受けたわけでございまして、この報
告書をもとにいたしまして、現在、事務次官を長
とする「難視聴対策委員会」を設けるなどいたし
まして、私も具体的な検討を進めております。
現在までミニサテを実用化したほか、これを契機
として郵政大臣から一般放送事業者に対して
難視聴解消の一層の促進を要請した次第でござ
います。

なお、いずれにいたしましても、現状において
は民放が自力で難視聴を解消すべき余地がまだま
だ多いと考えられますので、NHK相協力して、
むずかしい問題であります、一日も早く解消す
るよう促進方を考えたいと思ひます。

○藤原房雄君 時間ありませんから、私も詳しい
こと本日は一つ一つ申し上げたいことたくさんあ
るんですけれども、大臣、あの大都市の難視聴に
ついては、これはもう地域住民の強い要望やなん
か、またやっぱりすぐそういう問題については、
まあ大都市ですと住民パワーといひますか、反応
があるわけですから、僻地におきましては、
やっぱり住民が散在しておるということや、世帯
は多い世帯ではなくなりました、だいたい解消しま
したから。しかしNHKしか見えないとか民放し
か見えないとか、それぞれにいろいろな物言わね住
民でも申しましたか、密集地帯ですとすぐ住
民の声も大きな声となつて聞かせるかもしれませ
ん、それだけに、たとえ一人でも二人でも、また
一カ所でも二カ所でもそういう声があったら、行
政当局としては謙虚に耳を傾けてそれに対する対
処の仕方という、こういうものを私申し上げてい
るので、大都市も決してこれは難視聴だでもない

ということじゃない、これもまた深刻な問題で
はありますけれども、まだまだ僻地においての難
視聴の解消はできていないし、これからの取り組
まなきゃならない重大な問題であるということ
私は申し上げておるわけであります。

何年前からいっている推進しておるか、そうい
うことは私もよく承知しておりますけれども、個
個のことについてはまたNHKの決算とか、また
今後質疑する機会もあるだろうと思ひますが、い
ずれにいたしましても、私ここで申し上げているの
は、NHKが云々ということもさることながら、
行政当局の強力な、NHKと民放の共同設置に對
しましての行政当局の積極的な姿勢、そしてまた
この難視聴解消に対する行政の力の入れ方とい
うことが非常に大事になつておるということをし
上げておるわけですね。大臣さつき答弁なさいま
した、どうかひとつそういう点で、大臣もこの民
放大会には御出席になつてお聞きになつておるは
ずですから、どうかひとつこの解消のためにがん
ばっていただきたいと思ひます。

それから、時間もありませんから、ちょっと飛
ばして、まあ災害時にいろいろな問題があるわけ
ですが、これは災害対策特別委員会じやありません
が、災害のときに放送の担うべき役割といひま
すか、こういうことについて気のついたことがあ
るものですから申し上げるわけであります。

今度の十七号台風のときに、私も災害対策特別
委員会なものですから、四国の方へまいりました。
土砂崩れのために通信網がずたずたになつた。
しばらくの間通信が途絶した。しかし電電公
社の移動電話交換機ですか、それによつてその時
間もかからずに電話が復旧することができた。こ
か、いろいろなことを私ども現場で見てもいいま
した、その中で兵庫県とか岐阜県とか、長良川の
ように大きな堤防が決壊する。それからあれに準
ずるような川のはんらんがあるかないかという、
台風が近づいておる、停滞しておる、それで集中
豪雨が起きておる、川がどんどんはんらんしそ
うである、こういうことについてその部落なりまた

は市町村なりでそれぞれ情報を集めて、そして避
難をさせるとか、こんなことはしてはいるわけであ
りますが、そのときはテレビはニュースまたは緊
急の場合には字幕で速報として知らせられているわ
けですけれども、いざとなつたとき電源が切られて、そ
して本当にいざとなつたら携帯ラジオ、これは災
害時には必ず携帯ラジオといふことも言われてい
るわけですから大抵のうちに用意してあるんで
けれども、この携帯ラジオが、ラジオ放送が実際
ああいう異常事態のときには非常に大きな役割
を果たすと思ひます。

ところが、これがレコード音楽なんか番組に
従つて、いま放送局が大きくなつてますからね、
ある県のある地域の問題という、そういうことを
詳細に放送するということはなかなかでき得な
なつておる、こういうことも一つあるんだらうと
思ひます。このローカル放送といふのはだんだ
んだんだん地域が限定されつつあるわけですね。
それでそういうこともあるんですけれども、川が
はんらんしそなたとか、そういうようなことで住民
の人たちは非常に不安がついて、現状はどうなん
だらうかという正確な情報を知りたい、こう思
うんだけれども、それが的確にラジオから流れて
くれば、それで県警本部なり県なり、または土木事
務所なりそれらの権威あるところの情報としてそ
れが放送されれば、皆さんもこれは大変なんだな
とか、じゃまあ大丈夫なんだなといふことの判断
がつくわけですから、非常にいいので、のんき
なときに、なかなか情報が得られないで、のんき
だなんて言つたらこれは申しわけないですけれど
ども、音楽放送なんか流れておたりする。これ
は全部が全部そういう危機にさらされておるわけ
じゃありませんで、集中豪雨ですから、河川の流
域とか——まあ一級河川が中心になるだろうと思
ひますが、今回は特に二級河川、都市河川のよう
なところのはんらんしましたので、そういう一本
一本の川についてその情報を提供するということ
は非常にむずかしいことかもしれませんが、災害
に対する対処の仕方というものの、この放送の担う

役割りは非常に大きいと思います。

市町村の無線とか何かについては非常に論議されておるわけですが、NHKや民間放送、それらのラジオ放送でもっと詳細に地域のきめ細かな情報というものを住民に知らせる、こういう体制がないと、災害時の用意するものとして携帯ラジオというのは入っていても、実際ラジオから流れてくるのは情報でなくて音楽であるという、それでもあるところでは堤防が決壊しそうになったというところで、これはみんな非常に緊張して避難しなきゃならないと大騒ぎしたんですが、実はそれはデマであつたということが後になってわかつた、デマというか、まあ誤報であつたということがわかつたというこんなところもございまして、これは何もNHKの取材とか何かじゃなくて県庁とかまたは市町村とか県警とか、そういうところとの情報網というものを、絶えずそういう異常事態のときには緊密にとつて、それで刻々危機の迫つていっているとか、そういう予測のできるところについては情報を流す、そしてやっぱり住民に正確な情報を周知徹底する、こういうことが非常に大事であるということを私も視察に行つて痛感してまいりました。

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

それでいま大地震ですか、地震問題もいま大きな問題になつていられるわけですが、これ実際もう身近にきませんとなかなか真剣に取り組み得ない、こういうことじゃならないのでありますけれども、これも事前から相当そういう住民に対する的確な情報をどう流すかということを検討しておりませんと、これから過密化した大都市の中で多くの人たちが判断を誤つたために多くの犠牲者を出すなどという、こういうことになりかねないという、こういうことを痛感しました。これまた集中豪雨ということですが、雨や台風がどういふふうには、また前線がどういふふうにはどの地域にいま降り出している、こういうことが大体予測できるからいいんですけれども、地震なんかの場合ですと、一瞬の間といひますか、本当に瞬時の間に

災害がやってくるわけでありまして、これはぜひNHKを中心として民放ももちろんですけれども、そういう異常な事態になつたときにはやっぱりこれを並行していただいて、その情報を的確に流すシステムというものをつくつていただいて、せっかく異常事態のための携帯ラジオをみんな持つていられるわけですから、これをやっていただかなきゃならないという、こういうことを、私は当然そういうことは予測してやつていられつとると思ふんですけれども、今回の場合に、どういふところでどういふ問題があつたかというところをお調べになつたかどうか。恐らく具体的な問題についてはお調べになつていらつしやらないと思ふんですけれども、ぜひこれは緊急なことであり、人命にかかわる重大な問題であり、真剣にひとつ取り組んでいただきたいし、またNHKと民放それぞれ

の立場で、行政当局としてもこれに対処する真剣な検討を加えていただきたいと私は痛感しておるものでありますけれども、これについて今日までどんなふうになつていらつしやつたか。また、今回の災害、十七号台風を中心として、こういうことについて何かお聞きになつていらつしやるかどうか、これからのまた検討、こういうことについてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石川昇夫君) 先般の台風十七号の災害の状況について申し上げますと、これは放送関係でございますが、NHK、民放を含めまして平素使つております商用電源が停電になりますので、そのために手配したものがテレビ・ラジオを含めて五百七十七局でございます。このうちNHKの八十一局と民放の五十局は予備電源を設置しておりましたので、これは商用電源が停電した後、直ちに切りかえをいたしまして、そして放送は復旧いたしましたしております。それで現在までもうほとんど復旧したわけでございますが、ただ一つ鹿児島県の中ノ島の局が、これ離島でございますが、これがまだ一局だけ復旧いたしておりません。

その五百七十七局の内訳でございますが、NHKの局がそのうち四百五十二局と、それから民放が百二十五局でございます。NHKの方につきましてはNHKの方で御報告いただきたいと思いますと思ひますが、民放の方はテレビジョン局がその百二十五局のうち百二十局とラジオが五局、この百二十五局とNHKの四百五十二局合わせまして五百七十七局が被害をこうむつた、このような報告がまゐつております。

○藤原房雄君 いま被害があつたじゃないで、各地域における被害状況を、放送局が県庁なり災害対策本部とかそういうところからの確に情報をもらつて、そして電波に乗せて住民にその状況を的確に放送しなきゃいかぬということを言つてゐるんです。いま結局おつしやつたのは被害を受けた放送局の話でしょう。放送局が被害を受けたというのじゃなくて、何聞いているのかな。

○政府委員(石川昇夫君) 放送局からの被害状況の報告と申しますのは、これは県とそれから放送局が連絡を取りながら、その状況をそれぞれの放送局から流しているというのが現状でございますが、その内容につきましては、私どものところで、つまびらかにしてはおりません。

○藤原房雄君 だから、それをしっかりと把握して調べてもらなさいと言つてゐるんですよ。ニュースなどでやることはわれわれ知つています。それ以外に集中豪雨というのはいくら状況が変化するわけですから、それに対処して異常事態のときにどういふ対処の仕方をしておるかということも現状をもう少ししっかりと把握して、これをもしできてなかつたら——これはできてないんだから、実際、そのことのために多くの住民が右往左往したところがあるんです。そういうものをこれからどうするかということもNHK、民放それぞれ立場で検討してくださいということを言つてゐるんです。

○参考人(坂本朝一君) 藤原先生御指摘のように、今度の十七号台風というのは、われわれの予想を上回る集中豪雨その他ございましたので、送り出す方の側の態勢をいたしましては、かなりきめ細かにやつたつもりでございますけれども、現

実問題として必ずしも十分でないという御指摘があつたかと思ひますが、そういう点につきましては、いま現在報告を集めて総局の方で検討しておりますので、できるだけそういう点について十分な情報サービスができるという態勢をとるべきだといふふうな考えでいる次第でございます。

○藤原房雄君 ニュースの後の、気圧配置がどうか全国的な天気予報、こういう全国的なやつはこれは毎日やつてます。そしてまた災害のときもこういうことをやつてゐるんですよ。

知りたひのは、自分のところのあそこが川が丈夫かという、それとどぶ川じゃありません、一級河川とかそれから都市河川でも大きい川ですが、そんな一本一本日本じゅうの川の状況なんか把握できないかもしれないけれども、やっぱりその地域の問題について、これはさつき申し上げたようにローカル放送もだんだんだんだんNHKですと集約しておるものだから、NHKだけの的確に把握するということではできないだろう、民放がそれをカバーするとしまして、急にできない面は、ですから、当然これは災害対策本部、県とか市町村とか、そういうところと連絡を取らなきゃならないと思うのですが、気圧配置がどうで何がどうでということより、どここの河川について非常に危険状態にあるということは市町村を通じてそれぞれ住民に訴える、避難するとか何とかというふうなことでやつてゐるわけですが、やはりそういうことは対策本部の情報をキャッチすれば、どここの河川が危ないかということはおかるわけですから、ですから住民はそういう自分の命にかかわるこういう重要な問題、非常にこれは正確な情報を迅速にキャッチしたいという、こういう気持ちでおるわけでありまして、そういう異常事態のためにどう対処するかというところを検討していただきたいと思います、のんきな音楽が流れてきたんじや困るというところを言つてゐるんです。

のんきなと言つたら申しわけないのですけれども、NHK、民放それぞれの立場で異常事態のと

きはどう対処するかという態勢というものを——これは市町村の間で電話連絡でできなくなる、それを無縁でどうする、こういうことはいままでいろいろ御検討いただいてきたと思うのですけれども、今度の十七号台風、こんなことはしょっちゅうあることじゃ決してないと思うのですけれども、こういう異常事態、さらにまた関東を中心にする地震ということがいまだ議論されておる。来るだろう来るだろうといううちに来てしまう。ところが、もっと事前にいろいろな情報が住民に徹底されておれば被害がもっと少なくて済むと、後から後悔しても始まらないわけでありまして、こういう台風もあつたことを中心として、どういうふうになつていくのか、どういう時間帯でどういうふうな情報が流れたか、各民放さんなりNHKさんにそれぞれの立場でその地域ごとにいろいろな情報をひとつキャッチしていただきまして、これを一つの教訓として今後改善するところは改善し、態勢をつくるものは態勢をつくるというところでお考えいただきたい、こう申し上げているんです。おわかりでしょうか、大臣、どうでしょう。そんなことはあたりまえの話ですが。

○国務大臣(福田繁憲) 私、実は、同僚からいまのような御指摘の点を伺ひまして、局長が申しましたのは災害状況あるいは復旧といったような問題で少し御質問とはずれておりますが、私、全く同感で、できれば平時に一度消防みたいに通信関係の災害周知方をNHK、民放とよく御相談しまして、一度演習と申しますか、そういうふうな訓練、こういうものを早速やってみたいと実は私考えておるわけでありまして。

何といひましても、いまおっしゃつたように的確な情報を早く伝える、その方法を自治体あるいは建設省、関係省という連絡会議でやっているか、一応今般の災害では郵政省関係は内部の連絡会議をやっておりますが、関係方面との連絡がどうもまだ十分ではなかつたかと心配しているわけでありまして、早速にも、いま御指摘の点で平時において一度関係者を緊急に集めて周知方の点

について演習と申しますか練習と申しますか、やってみたいと考えております。

○藤原房雄君 私ども、国土庁にも、災害委員会でこつちの方の調査をして一つの項目として申し上げて、国土庁でも各省にまたがることでありますので集約しなければならぬということもおっしゃつておりました。いま大臣郵政省内部でというお話ですが、これはそういう情報収集のために建設省とか市町村、自治体、そういうところの方が的確な情報を持っているわけでありまして、それをどう流すかということだろうと思うのですけれども、ですから、それだけに国土庁が中心になつてこの災害の問題についてはやることになつておりますので、ぜひひとつこの問題に取り組んでいただきたいと思ひます。よろしいですか。大臣のおっしゃるとおりだろうと思ひますが、国土庁中心になつていきますからね、各省にまたがる問題は。

これは異常な状態のときでありますから、しよつちゅうじや決してありませんけれども、やっぱり電電公社なんかは災害があつたときに電話故障になつた、そのたびにどうするかという訓練はときどきやつていられるのでありますから、NHKにしましても民放にしましても電源切れてテレビが見えないということになると、やっぱりラジオということになるのでしよけれども、また災害のときには携帯ラジオが携帯する必需品の中に入つていられるのですけれども、それがさつぱり大事な情報が出てこないというんじやしよやうがないということを私は言つていられるわけでは。

臣よくおわかりだと思ひます。ひとつこれ後日もまたこの問題どういうふうになつたか聞きますから、しつかりひとつ取り組んでください。

次に、郵便貯金の金利政策のことについて、これもちよつと後もう十分そこそこ時間ないのではありませんが、これは触れずにはおられない問題なので二、三お尋ねいたします。

この郵政省の今後の郵便貯金のあり方について、いろいろな角度から御検討はしていられしやうであります。郵便貯金に関する調査研究会というものを設置して、それで新しい時代に即応した郵便貯金のあり方について御検討なさつていられるのであります。この調査研究会の設置の目的とまた現在の調査の状況等についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(神山文男君) 最近におきます経済基調の変化とか社会意識の変化というようなことが言われておりますが、そういう環境の変化に伴ひまして、国民の金融サービスに対する要請もだんだんと高度化するいは多様化しつづつあると言われております。

このような背景のもとに郵便貯金のあり方につきましましては、従来から各方面の関係の場におきましていろいろと議論が行われてきたことでもありますが、郵政省としましては、これまで部内においていろいろ議論も重ねてまいつておりますが、今回、広く経済学、金融論、社会学等、各学界的専門家の知識を求めまして、郵便貯金の社会的機能のあり方等について学術的な立場から基本的な調査研究を行うという目的で、郵便貯金に関する調査研究会を設けた次第でございます。この調査研究会は学者の方々のグループでありまして、郵便貯金とこれを取り巻く経済金融環境について学術的専門的立場から、社会科学のさまざまな分野における理論とか分析手法を用ひまして総合的科学的に調査研究を行つていただくということにいたしております。

たが、ここでは調査研究会の運営の進め方を討議いただいたほか、郵便貯金の現状について説明を申し上げたわけでありまして、本格的な活動はこれからでございます。で大体の期間でございますが、今年度と来年度いっぱいぐらいを目途としておりまして、毎月一回ぐらい、忙しい先生方でありまして、集まつていただいて研究をしていっていただきたい、こういうふうな考えております。

○藤原房雄君 郵便貯金の問題で、大臣、一番大事なことは、金利決定のことだと思ひますけれども、これに対して大臣どのようなお考えでいらつしやるのか、金利決定は非常に重要な要素だと思ひますけれども。

○政府委員(神山文男君) 私からお答え申し上げますが、郵便貯金の金利問題は、御指摘のようにな、郵便貯金のあり方を検討する上でもきわめて重要な要素であると考えております。郵便貯金法第十二条では、預金者の利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機関の金利についても配慮しなければならぬ、こういうふうな規定しておりますが、郵政省としましては、この基本ののつとり対処すべきものと考えております。

○藤原房雄君 この問題については、ある新聞に報道されたところによりますと、銀行預金とそれから郵便貯金の金利一元化について、大蔵省と日銀と郵政省の三者で検討に入つたというのか、入るというのか、こういうことが報道されておるんですけれども、こういう事実があるんですか。大蔵省の方でなにかしらつちやつていますか。

○説明員(宮本保孝君) 先生御指摘の点につきましては、私どももいたしまして、金融政策的に言わさせていただきますと、郵便貯金とそれから銀行預金の金利を一元的にすることが望ましいということでございます。関係の皆様方の御理解を得たいと思つておりますけれども、新聞に報道されましたような事実は全然ございません。

○藤原房雄君 いま局長のお話がありました十二

条の精神から言ひまして、当然、銀行預金と同一に見るべきものじゃない、その趣旨から言ひまして、しかし国全体の経済ということから考へると、全然無関係でないというところはこれはわかれもわかれな事柄だけれども、まあ去年の金利引き下げですか、公定歩合の引き下げに伴いこの問題が起きたときに、村上郵政大臣が言はれたのか、がんばらなかつたのか、ああいふ結果になつたことは大分この委員会でも問題になりました。

しかし、これは郵便貯金の金利決定というのは郵政大臣の専管事項になつておるわけでございますし、それだけに、これはもう確かに日本の経済、財政に大きな影響を及ぼすほどの金額であることは御存じのとおりであります。それだけに無関係ではないのかも知れませんが、しかし、これは本来郵便貯金をなされた預金者の立場に立つた動かし難いものでは、余りにも法的な趣旨の上から言ひまして、やっぱり郵便貯金の法律に基づいて専管事項として郵政大臣が決定すべきことは、これは大前提というか当然のことでありまして、協議とか、そんな問題について話し合うことは当然として、一元化なんてことは、これはわれわれは絶対こんなことを口にすることも、またこんなことが新聞に出ることすらも遺憾であると私どもは思ふわけです。いま大蔵省のお話ですと、お話はあつたけれども、そういう新聞に出たようなことはないというふうなことであります。が、大臣、これどうなんですか。

○國務大臣(福田繁泰君) 話し合ったことはございません。

また、いまの御指摘の点は、郵便貯金は、御承知のとおり、郵政審議会の議を経て、諮問によつて政令で決めることに相なつております。決める方につきましても、利率決定の現行の仕組みを要する考えは持つておりません。

○藤原房雄君 大蔵省としても、あなたの立場でどこまで発言できるかわかりませんが、もしかし、こういうことが新聞に報道されたというこ

とは、私どもとしては、これは見過ごすわけにいかない重大な、記事そのものの内容から言つて全然これは否定し得られるものではないだらうと思ひます。そういう方向で何らかの形で話し合いを進められてゐるのか大きな疑義を持たざるを得ないのであります。いま大臣から非常に力強いお話しを伺ひました。

ひとつがやっぱり郵便貯金なされてゐる郵便貯金の預金者の立場に立つて、郵政当局ひとつ主体性のある方向でこれはきちつと主張していただきたいと、大蔵省それから日銀、郵政省、これらのもので郵政省が全然無関係ではないのかも知れませんが、一元的にこれが動かされるということになりますと、本来の郵便貯金の預金者のこれは考へ方から言つて百八十度違ふ方向に行つてしまふというところで、ひとつ預金者を守るという上からがっちりやつていただきたい。

それから、時間ありませんから、もう一つだけお伺ひしますが、定額貯金の預けがえ問題ですね。これも前々国会ですか、うちの山田委員からこの問題については質疑がございました。私も一つずつ申し上げたいと思ふのですが、時間もありませんから、この定額貯金の預けがえについては、当初、一遍に窓口に来たら大変なので順次やりますと、それはまああてすうでつか、いろんなことを言つておつたんですけれども、現在の預けがえの進捗状況はどうですか、あともう何カ月もないですよ。

○政府委員(神山文男君) 四十九年九月の利上げの際における定額貯金の預けがえの特別措置でございますが、預金者から請求があつたものに限られ、四十九年九月二十四日にかのぼつて預けがえされたものとみなされるということにいたしましたわけでありまして、郵政省といつたしましては、この利率改定後、直ちに新聞広告あるいは郵便局におけるポスターの掲示あるいは窓口職員、外務職員を通じて周知に努めてまいりましたが、この結果すでに対象数の約七割が預けがえの処理を済ま

せております。今後とも引き続き各種の周知施策を継続的に実施いたしまして、預金者に十分周知徹底を図り、一人でも多くの預金者の方が預けがえをされるよう努力してまいりたいと、こういうふうに考へております。

○藤原房雄君 七割と言ひましたね、東北郵政局の調べではまだ三五%というんです。これは地域的なやつでは大分アンバランスあるんですか。

○政府委員(神山文男君) これは私どもの方で全国的に集計した数でございますけれども、本年九月末現在で約五千万枚というふうに見込んでおります。これは四十九年九月以前に預入された定額貯金で本年九月末現在においてなお継続して預入されてゐる七千万枚の約七〇%に当たる、こういうことになっております。それから、なお二千万枚程度のものが残つておるといふことになるわけでありまして、この中には来年一月までに払い戻されるものも当然ありまして、対象数はさらに減るものと考えられておりますが、最近の情勢は、月平均約五百二十万件程度の預けがえになつておりますので、残る三千万枚の間に対象となる証書のほとんどが預けがえになるものとわれわれは考へております。

○藤原房雄君 地域格差というのか、地域でのアンバランスは。

○政府委員(神山文男君) ただいま手元に詳細な資料がございませんので、地域的なアンバラといふものは申し上げることができませんけれども、全国的にはそういう情勢になつております。

○藤原房雄君 まあ大都市とそれから山間僻地というのか、なかなか郵便局の利用——遠隔地にあつてということや、また周知の徹底の仕方とかいふこともあるんだらうと思ひますけれども、最近、新聞や雑誌を見て広告の出ているのはわれわれも目につきますけれども、よっぽどこれは気を付けてないとかわからない。まあこれから外務員の戸別訪問とか、それから市町村の広報紙とか町内会の回覧板とかきめ細かにやりますと、これからはの伸びというのはいさなかな大変なんじゃない

か。いままではある程度知る範囲の人たちは——やっぱりこれしつかりいたしませんと、不公平といひますか、預けがえの届けをした人。これは当初いろんな論議がございました。しかしPRを徹底してそういう事態の起きないようにしようといふことでありますが、実際、東北全体ですとまだまだ非常に低いというのが現状のようです。

こういう地域的な等況等も勘案しまして、後からこういう不公平さ、不平等さといふものが住民の批判を浴びないようなPRをひとつしつかりやつていただかないとならないと思ふんです。それだけの地域ではそれそれいろいろ工夫をこらしてやつてゐるようでありまして、やっぱりいままでは自動的になつてゐるといふこういう觀念があるものですか、自分で持つていかなきゃならないという、これはだれから言われなければならぬか気がつかない。郵便局に行きますと必ず張つてある、新聞にもときおり出ておるといふことでありますが、いままでのあり方を変えたわけですから、これを周知徹底するといふことはなかなかきめ細かにやらないとできないんじゃないか。そういうことから外務員の戸別訪問とか、それから町村の広報紙や町内会の回覧板とか、こういう最大限ひとり一人の方々に目の届くようなPRの仕方をいたしませんと、一月十四日ですか、あと三カ月しかありませんから、当初私どもが主張しましたように、こういう制度を変えたといふことで不合理さのないように善処するといふ大みえを切つて御答弁なさつたんでありますから、後になつて問題が起きないように、この問題もひとつ各地域別にもう少し細かに御検討いただいて問題の処理に当たつていただきたい、こう思ひます。

時間も来たようでございますので、この貯金の問題につきましても、金利のこともさることながら、新しい制度、件数が多いだけにこれは徹底するといふことは非常に骨の折れることだらうと思ひますが、やっぱりこれは制度を変えたからにはそういう周知徹底をすることは郵政当局として全

力を尽くしてやるのはこれは当然のことだと思ひます。それだけにひとつ、進捗状況は決して、三カ月残して現在七割で、これはいいとは言えないと思ひますので、ひとつ徹底的な調査をし、またPRもしていただきまして、利用者に不公平なことのないように善処していただきたいと思ひます。ひとつ御決意のほどを、大臣——これわかるだろうね、何のことだか、大臣。

○国務大臣(福田繁泰君) これからもPRについて継続し、強力に実行いたします。一人でも多く預けがえが多くなるように預金者のために呼びかけるつもりでございます。

○山中都子君 新しく就任されました大臣に、所信の一環として、私は、郵政行政の中心的な主要な一つである郵便事業の財政問題に絡んで一言初めに質問をいたします。

郵便料金の値上げが行われたと、これが国民の暮らしに大きな影響を与えているということはずでに明らかですけれども、去る十月七日の衆議院の通信委員会、また物特委員会との連合審査で、郵便料金を五十三年度まで値上げしないというふうに大臣は発言をされた、だけれど、その後の同日の通信委員会でそれを訂正したという報道がされておりますけれども、実際のところはどうかであったのかということをお伺いいたします。

○国務大臣(福田繁泰君) 初めの答弁は少し舌足らずでございます。誤解を招く点がございましたので、訂正発言をいたしました次第でございます。少なくとも来年度は絶対回避できるという私は見通しを持っておりまして、次年度——二年後も何とかして回避の方向で努力したいということでございます。

○山中都子君 これは朝日の報道なんですけれども、一応値上げをしないでいきたいというふうに述べたけれども、しかし郵便財政は五十二年度には早くも大幅な赤字となるため、五十三年度には再値上げが必要だとの考えが郵政省内部には強く、このため郵政相が訂正したと、こういう報道がされているんですが、私は、まず郵政省の内部にそ

ういう強い意向があるのかどうか、そしてまた、いまの御答弁は五十三年度もあわせて値上げをしないと、そういう決意がはっきり郵政大臣としてはあるのか、その二点についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(福田繁泰君) 回避に最大限の努力をいたしたいという意味でございます。ただ事務的に報告を受けまして、なかなか人件費のことについては、いまから絶対値上げやらないと、やらなくてもよろしいという結論を出すにはいささか不正確であるというので、回避に努力するという意味でございます。

○山中都子君 そういう本当にそうしたものに基づいた姿勢であるならば、最初の発言を何らその次に続いて訂正なさるということは必要ないというふうに思ひます。で、その訂正をなさったことが、やはり郵政省はまた郵便料金の値上げを考えているんだと、こういうことを国民に思わせる、そういう要因になるということは郵政大臣はよく御存じのはずだというふうに思ひます。

で現在、臨時国会では電信電話料金の値上げ、それから国鉄運賃の値上げ、これが大きな課題になっておりまして、そしてまた消費者物価指数も上がっている。そういう事態のもとで、まさに郵政大臣がそうした発言をされることは、郵政省としてまたまた郵便料金の値上げを考えているのかという国民感情を逆なでするものであるというふうに言わざるを得ないと思ひます。で、私はもしいま大臣が言われたように、値上げは回避するというのはあくまでも基本的な郵政省の姿勢であるというならば、そのことは明確にして今後ともいつていただきたいというふうに思ひます。

それで、そのことに關して、私はまず新大臣にお考えを伺いたいんですけれども、実は、ことしの一月に値上げされました郵便料金の値上げの問題に絡んで、昨年の通常国会、臨時国会を通じて、実に膨大な時間を費やしているいろいろな質疑が交わされました。その中の一つの大きな課題は、郵便事業が受益者負担ということで、人の力

に頼らなければいけないからいずれにしても経費がかさんでどんどん高くなってくる、で当然赤字が出てくる、この赤字は全部利用者の負担で賄わなければいけないのだ、こういうことをいرونな方面から、私もいたしましたし、ほかの議員の方たちも質問をいたしましたけれども、政府は、そして郵政大臣は、そうした姿勢を変えずに、かたくなにその問題については新たな打開の道を探ろうとする積極的な姿勢が見られなかった。私は、このことは大変残念だというふうに思ひます。で、細かい一つの問題ならいいです。だけれども、郵便事業の財政というのは郵政行政の中での主要な大きな問題点の一つです。このことについてぜひとも郵政大臣が新機軸を持って郵政事業に当たりたいとおっしゃるならば、少なくともいままでの姿勢について再検討する、つまり赤字になるから郵便料金をまた上げるんだと、またどうせ赤字になるからまたそのとき上げるんだと、こういう安易な姿勢はやはり検討をしていただかなければならない。私は、新しい大臣が新機軸を生み出すと、こういうふうに抱負を語っていらっしゃる以上は、その中にその問題は大きな課題として認識しておられるというふうに思ひますけれども、その点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田繁泰君) 最初の発言は、いわば利用者といいますが、そういう立場からの感覚が私は強過ぎたわけでございます。しかし郵政大臣の立場になりますと、もし値上げをせざるを得ないような状況が出た場合には、いろいろとまた責任問題も起こりますし、私にいたしましては、五十二年度は絶対回避に近いほど値上げの必要なしと、また抑えられる、しかしその次には人件費その他のいままでのデータを調べまして、果たして値上げをしないでお済むということをお断言はできないということでございます。極力しかし回避の方向で努力することは当然でございます。

○山中都子君 私がいま質問しているのは、極力回避の方向でとおっしゃるけれども、もし赤字になつたらどうなさるんですか。やはり赤字になれば、当然、だから上げなきゃならぬ、こういうことですか。

○国務大臣(福田繁泰君) これは将来の問題で、いわば仮定の場合にはつきりしたことはどうかと思ひますが、やはり原則としていままでの赤字対策をやつてまいりました対策を考えますと、やはり受益者負担で上げるという状況に追い込まれると私は考えております。

○山中都子君 私はそのところをお伺いしているんです。いままでのこの通信委員会の審議でも、本当に何十回、何百回となく審議が交わされたことは、公共事業である、そして国民の基本的な権利に關する郵便事業に当たって、もしそのような事態が起こつても、国がやはり一定のお金を出して、そして国民の利益と権利を守るべきではないか、これが繰り返して質疑をされたわけなんです。私はいまこの場でそのことについての新たな見解を述べよとは申しませんけれども、そのことについては何らかの積極的な姿勢でもって研究もするし、考えてもいきたい、こういう御答弁はぜひいただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(福田繁泰君) 心構えとしては十分御意見わかります。その心構えで努力を重ねていきたい。ただ、赤字が出たから一般会計で繰り入れるとか、あるいは借りるといったような方法は私どもはとらないということだけを申し上げておきたいと思ひます。

○山中都子君 後ほど、また郵政省に対する質問はいたしますが、次に、新しく会長に就任されたNHKの会長に対して質問をいたします。

けさほど来から小野前会長の辞任問題については質疑が交わされました。しかし私もやはりどうしてもこの問題について触れないわけにはいきません。ぜひとも率直にお話を伺いたいと思ひます。

で私が一番明らかにしてほしいことは、小野前

やなくて、そのことが基本的に確立されていなければ報道の公正というものは確立できないんだ、このことを明確にしたいというふうに思っているわけですよ。その点について御異存はないわけですか。

○参考人(坂本朝一君) 確かにいかなるところにもニュースは存在するわけでございますから、存在したニュースが報道する価値がありとすれば、いかなるところに報じられても報道するということとはあり得るかと思えますけれども、赤旗ないいは社会新報その他政党の機関紙ということになりますれば、当然、その政治的なお立場での報道というところもあるかと思えますので、それを取り

上げるということになりますと、公正中立というたてまえからいってよほど慎重に扱わなきゃならぬというふうな考え次第でございます。

○山中都子君 慎重であることはすべてについてそうであり、私は一般論として申し上げましたので、その点は御異存のないところだというふうに理解をいたします。

それで、これも新聞などでも報道されるし、私も直接組合の方からも伺っているところなんです。が、一つは、第一線でロッキード取材のために本場に苦勞していらした記者の方たちとか、現場の人たちが自分たちの苦勞が一体どうなるんだと、本当にもう歯がみをする思いであつた事件を受けとめた。それからまた委託集金人の方たちは、もうそこへ行くこととNHKの会長は何だ、もう払わないぞというところで不払いも多く出るし、不払いまで至らなくてもたくさん苦情や批判を受けなきゃいけない、こういうふうな事態が起こったということはよくもろん御承知のところだというふうに思います。

で私もこれはこれからの問題に大変大きな影響がある。現実の問題としてたとえ不払いの問題なんかで影響が出ていますし、これはまたもちろん解決しない問題です。それから今後の国民のNHKに対する見方ですね、NHKがいりいな、さまざまな点で努力をして、そして国民のための開かれたNHK、中立公正の報道ということに努力をしてきたことに対する国民の不信ですね、そういうものがやっぱり一挙にこれでもって後退をしなきゃならないような事態になつてきている。これは私は否めないというふうに思っています。

そこで伺いするんですが、これは午前中の質疑にもたしかあつたと思いますが、もし把握されているならば、この前の小野会長の問題に関して具体的に関連して不払いというふうな状況がどのくらい生じたのかということ、それから私が申し上げましたような国民の、いままでもそれはNHKに対する批判とかいろいろあります、人それ

ぞれの考え方があります、だけれども、このことについて本当に大きく不信が広がつてきておるということをどのように認識していらつしやるかというところについて伺いをいたします。

○参考人(中塚昌胤君) お答えいたします。

小野前会長が田中郎を訪問されたのは二十四日の朝でございます。その夕方、新聞に報道されましたので、その直後からNHKの東京の相談センターあるいは各放送局の相談室にいろんな形の電話がございました。もちろん、軽率な行動で許せないというふうな非難、攻撃の電話がほとんどでございました。で九月の三日までにおおよそ千五百件程度の電話がございました。

その中で、NHKを信頼していたが今度のこととNHKは信頼できなくなった、受信料は払えないというふうなことも。あるいは会長が辞任しない限り受信料は払わないというふうなのが約三分の一、五百件程度ございました。その後、九月の三日に小野前会長の辞任が発表されました。その後は急にそういう電話による非難、抗議等は少なくなりまして。しかし、会長がやめたからといってNHKの姿勢を信頼するわけにはいかないというふうなものもございました。しかし、逆に、辞任されたのであるから不払いを撤回するというものも出てまいりました。そういうことで、現在までもそういう方々に対応いたしましていろいろ御説明もいたしました。それで現在ではほとんどこの問題についての不払いが解決しているというふうに考えております。

それから、この件数は、相談センターあるいは相談室に電話でかかってきたものでございまして、それ以外に、先ほど御指摘のように、委託の集金の方々が出先で受信者の方からそういうふうな言われたものも相当数ございます。それらについてもほとんどは解決しています。

で、私どもといたしましては、この小野会長の問題についてのこの不払いの意思表明というものは、ほとんどが一過性のものであるというふうに考えております。しかし、これで会長辞任によつ

て一〇〇%解決したというふうには考えておりません。先ほども申し上げましたように、会長がやめたからといってNHKを信頼するわけにはいかないというふうにお考えの方もおられることは確かでございます。そういう方々に対しては、

は、先ほど会長からも申し上げましたように、私も不偏不党という姿勢を徹底させていくことによつて解決を図りたい、このように考えております。

○山中都子君 先ほど、会長に、国民の気持ちをどう受けとめるのかという質問も一緒にいたしました。それをお答えいただく前にちょっと申し上げたいんです。

私は決して言葉じりをとらえるつもりは本当に毛頭ありません。だけれども、やっぱり一過性の現象だということにおつしやることは私は問題があるというふうな言わざるを得ません。一過性というの、ばつと起こつてそれでそのまま消えちゃうということなんですよ、そうではないんです。この問題はそうじゃないんだということを私が最初から申し上げているということはおわかりいただいているというふうに思いますが、その点の指摘を初めにさせていただいてから会長の所感を伺いたいと思います。

○参考人(坂本朝一君) その点につきましては、私どもも十分この問題は深く考えるべきであらうというふうに思っております。したがって、再々申し上げるようになります、今後の番組の制作等において聴視者の御意見を晴らすという努力をしたというふうなことを考えておる次第でございます。

○山中都子君 そうしますと、先ほど申しましたように、職員の方とかあるいは委託集金人の方々に對してやはり幹部として、会長として謝罪をなさるべきだというふうに思っております。あるいはなさったかもしれません。その辺のところをお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(坂本朝一君) 私、事件が起こりましてから、NHKの仕事に従事して、あるいは働いている方々にその間のことについて、当時、私は直

接補佐の任にある者であつたわけでございますので、そういう立場からいろいろと心配をかけたというところについて深く陳謝の意を表した次第でございます。

○山中都子君 先回の国会でNHKの予算が承認をされて値上げが行われたわけですが、値上げ後の財政状況、まあ収入状況ですね、のいろいろ心配もされました。受信料が上がることで収入が減る、減るというよりは件数が減るといふような問題とか、不払いがふえるという問題とか、そうした疑念も多く出されておりました、NHKの方としてもそうしたことは頭に置きつつがんばつていきたいというふうな見解が出ておりました、その後の大きな状況について御報告をいただきたいと思ひます。

○参考人(中塚昌胤君) 六月から新しい料金で収納を始めたわけですが、六月、七月、この二カ月、今年度の第二期の集金期でございますが、この六、七月の第二期におきまして収納率では前年同期に比べて〇・八%の落ち込みと申します。その程度でとどまりました。この程度にとどまりましたのは、私どもが当初予想しておりましたよりはるかに少ない落ち込みにとどまつたわけでございます。もちろんこの中には値上げを理由にして払わないという方もおられることは当然でございますけれども、ほとんどは集金の日に回りました際に料金の改定について説明を求められるというふうなことで、一件当たりの応接時間が非常にふえた、このために集金の効率が低下したということが大きな理由というふうに考えております。

で改定を理由にいたします未収の数、これはこの六月、七月で約二万四千件程度になつております。この二万四千件のうち、すでに三分の一につきましては解決をいたして収納されております。さらに残る三分の二につきましては引き続き納に努力しているところでございます。

○山中都子君 落ち込みの回復の見通しと、それから直接的に値上げを理由として払わないという

ふうに把握できている件数が具体的にどのくらいかという事は、おわかりいただいたら聞かせてください。

○理事(西ヶ久保重光君) 速記をとめて。

(速記中止)

○理事(西ヶ久保重光君) 速記を始めて。

○参考人(中塚昌胤君) この二万四千件の中で二万一千件余りが払わない。それから二千二百件ぐらゐが新料金は払わない、もとの料金なら払うけれども、新しい料金は払わないという方でございます。それから約三百件の方が前納の精算はやらない、そういう方でございます。

○山中郁子君 次に、私は先回の国会で予算案の審議に際しまして幾つかの点を質疑し、そして要望もし、NHKからも約束をいただいたことについてその後の経過並びに実施状況についてお尋ねをいたします。

一つは、番組審議会の構成についてです。いろいろな観点から申し上げましたけれども、私がとりわけ強調したのは、たとえば視聴者、機械的に言っても国民の半数以上は女性が占めているし、テレビを見る人たちの率というのは女性の方が圧倒的に多いというものもいろいろデータから出ている。したがって番組審議会の構成は、たとえば女性の比率を高めるとか、そういうことで真に国民の声を代表できる、そうしたものにすべきではないかということでも申しました。そして小野会長もそれはもつともなことであるというふうに言われましたし、また坂本さんも当時その任期の交代期に改善していくということになりました。ようかと思ひますというふうに答弁をしておられます。五月から九月までに任期が来たところもずいぶんあると思ひますが、具体的にどのよう改善をされたか御報告をいただきます。

○参考人(堀四志男君) お答えいたします。

五月以降に来た方もいらっしゃるが、われわれといたしましては、その都度後任を定めているわけでございますが、そのたびごとに国会の御意向を具体的に反映するというものもさることな

がら、去る七月に、今後の番組審議会の構成についてのあり方について全体的に検討いたしました。そして大体構成の目安等を決めまして、さらに年齢の若返り、婦人についての評価を決めまして、これを七月ごろ各地方番組審議会の今後の運営として各地方に徹底をいたしました。したがって、その後の新しい委員の任命はこの線に沿って行われたと思ひますが、何と申しまして中央番組審議会委員の選定が具体的な地方の番組審議会委員の選定の基準になりますので、現在、鋭意新しい委員の選定に努力しているわけでございます。

と申しますのは、従来、中央番組審議会委員十五名以上というふうに法律で定められておりましたが、いままで大体二十四、五人でございました。それが現在二十名ということに相なっております。そうしておりますゆえんのは、国会で約束したようなものになるべく早い機会に近づけるために任期の来た方につきましても直ちに後任を補充することなく、今年度中にある程度まとめてこれを任命したいということ二十名にしているわけでございます。

それで、いまここで計画を発表するのはいかかと思ひますが、少なくとも今年度中、早ければ第一陣はことし中にお願ひしたいというふうに思っております。その際に山中先生の御意向を反映できるものというふうに思ひます。ただ、いままでのところ、準備行動をしているという段階と御了承願ひたいと思ひます。

○山中郁子君 中央番組審議会についてのお考え

はいまの御答弁でわかりました。地方番組審議会が現実に任期が終わって新たに選出された、任命された人がいらっしゃるわけでしょう。そのことは具体的に何人の任期が終わって、そこに国会で約束いただいた線に沿って何人の婦人を入れました、あるいは青年代表として何人入れましたというふうにお答え願ひないものでしょうか。

○参考人(堀四志男君) 残念ながら、いまのこ

ろ、すぐ資料を整えて後は資料として差し上げたいと思ひます。いまここにちょっと手持ちの資料がございませんで御容赦願ひたいと思ひます。が、婦人の一名の増加については東北にあったということだけはお伝えしたいと思ひます。

○山中郁子君 私は番組審議会の構成の問題について事前に御質問いたしますからというふうにお伝えしておいたんですよ。それで大してそんな何百人、何千人もいらつしやるわけじゃないでしよう。そういうのをやっぱり調べておいていただかないと困るし、本当にそういうふうにしていないんじゃないかと疑つちゃう気分になりますけれども、本当にそういうことを実際にやつていらつしやるんですか。後で資料をもらつたら結局は一人ふえたけれども、一人減つたりしてちつとも変わつていなかったというところにならないのですか、その点はどうなんでしょう。

○参考人(堀四志男君) そういうことにはならないと思ひます。

○山中郁子君 じゃ、いまのお言葉を信用しまして、期待をして、資料を後ほど提出をしていただきたいと思ひます。

それから同じく番組審議会の問題に関連して、私は公開の問題を提起いたしました。これはやはり開かれたNHKということのまず第一の要件ではないか。経営委員会の問題とあわせてですが、いまここでは番組審議会の問題についてのみ質問いたしますが、この点についても小野会長は積極的に対応したいというふうにお約束をなさつたわけですが、どのように取り運んでおられるか、どのような考え方があるか、お伺ひいたします。

○参考人(堀四志男君) 公開につきましては、記者会見の席で審議内容を明らかにする、必要とあれば文書も求めに応じて配付する、あるいは番組等において番組審議会のあり方についてあるいは審議について国民の前に明らかにする、こんなことがあろうかと思ひますが、第一の記者会見については、それ以後九月の番組審議会の経過について私の記者会見でこれを報道いたしました。それ

からさらに放送を通じてこれを明らかにすることにつきましても、九月中旬にNHKの放送を通じて東畑番組審議会委員長のお話を直接電波に乗せました。

なお、申し添えますが、番組審議会の公表については、審議会委員の先生方も積極的にこれに賛成したことを申し添えておきます。

○山中郁子君 御答弁があつたことを私は評価しないわけではございません。それはそれで結構ですが、もつとはつきり言いますと、視聴者はやっぱり一つの側面としてNHKは表向ききれいなことを言つて、ごもつともなことがばっかり言っているけれども、実際はどうなんだろう、何でもきれいごとにかくやつて、表に出てるものはきれいがと出てくる。実際、国民の放送機関だといふならば、全部を国民の前に明らかにしていいではないか。一番関心のあるたとえば番組の問題についても、番組審議会はどういうことを審議しているのかということについて知りたい、また知る権利がある、またNHKは知らせなければならぬ義務がある、こういうふうに通じているわけですから、そういう観点から言いますと、いまの御答弁はかなり違うのです。

たとえて言うならば、堀さんが記者会見なさる。だけれども都合のいいことだけをおっしゃるかもしれないんじゃないかというふうに思われても仕方がないでしょう。だから一番の公開という問題は、議事録を公開するとか、あるいは実際に審議会の会場を公開してジャーナリストの人たちも関心のある視聴者の人たちがそれを傍聴できる、こういうことにならなければ本場の公開にならないというふうには私は考えますが、そうしたところさらにアプローチしていくという積極的な姿勢をぜひ持つていただきたいと思ひますが、会長の見解をお伺ひいたします。

○参考人(坂本朝一君) 審議会の先生方はもちろん御見識のある先生方の集会でございまして、全く文字どおりオープンに公開してもそれは差し支えないという御見解もあろうかと思ひますけれども

ども、できますれば自由闊達にお話し合いを願うというたてまえからいきますと、そこまでの公開ということにつきましては多少私なりにやや問題があるのではないかとこの点に思っておるわけでごさいますけれども、この点につきましても、今後、審議会の先生方等とお話し合いを進めながら、さらに検討させていただきたいというふうに思ふ次第でございます。

○山中都子君 自由闊達に大いにやっていただいているのであつて、そのことは何らかのやっぱり検討しなさいいけない部分がそれは私は出てくるかもしれないと思ふんです。つまり具体的にはたとえば人数を制限しなさいやらないみたいなことが起こつてきたり、そういうことがあるかもしれないけれども、結局、いままでの一歩前進だといふふうには思いますが、そういうことではやはりNHKが恣意的に知らせたいことだけ知らせるというふうな国民が思うことだってできるわけですね。そういうふうな思つちやいけない、NHKの言うことを全部信用しなさいということではできないわけですよ。そういう点で私はいまの会長の答弁をさらに積極的な今後の検討課題として、いつまでもということではなくて、早期に進めていただくよう要望をいたします。

次の問題ですが、予算の審議に当たりまして、大変いろいろわかりにくいし、視聴者が一番大きく関心を持つてはいるけれども、それでも予算のあり方がわかりにくい、NHKの経理の内容がどうなっているのか、そうした点について関心を持ち、希望する人が常に経理内容についてたとえは閲覧できるように放送会館にそういうものを設備するとかというふうな要望をいたしました。この点についてもNHKは積極的に取り組みますと、こういう御答弁だったわけですが、どうなつておりますでしょうか。

○参考人(山本博君) 今年度は、前年度に比べまして、受信料の値上げという事情もございましたが、お話がございましたような観点からも、できるだけ国民の皆さんにNHKを理解してもらいた

いということに重点を置きまして、予算全体が事業支出として約一四〇%程度の増の今年度の予算におきまして、約四三%増でそういう経費を見ております。

で具体的に国民の皆さんにNHKの予算あるいは決算、こういうものをわかっていたらどのくらいは決算は有効なものが、この委員会の内容をテレビで映すというところが、これは方法としては一番効果的でございますが、これは方法としてその方法を実施いたしておりますが、さらに本年度の予算、それから五十年年度の決算、それから暫定予算、それぞれの時期のときに中央紙、地方紙それからスポーツ新聞、あるいは場合によりましては週刊誌、そういうところの相当大きな広告といひますか広報関係の記事を出しまして、その中にNHKの金の使ひ方あるいは使われ方ということや今年度実施いたしております。なお放送会館あるいは中央の放送センター、そういうところのパンフレットを置きまして、ごらんになりたい方にはいつでも御説明もし、パンフレットも自由にお持ちいただけますように、そういう措置がございいたします。

○山中都子君 次に、日芸労の方たちの待遇、処遇の問題について、まあ誠意を持って対処しますと、こういう御答弁だったんですが、私はあのとき三〇%アップという方向を、何とか要求を実現するよう努力をされたというところで、前向きに対処いたしますという御答弁だったというふうに思いますが、実際には、ことしの出演料のアップ分ですね、具体的にどうなっているのか。そして来年度の契約についていま交渉が行われているはずだと思ひますが、その辺の実態、実情と、それからNHKの今後の考え方ですね、それをお伺ひいたします。

○参考人(堀四志男君) 日芸労を含みます大衆出演契約者との交渉は去る四月に一応完了いたしましたして調印いたしました。その結果、年間支払い総額改善額として一三・四%ということで着着をいたしました。なお来年度当初についてはなく、今年度のその後日芸労を含む大衆出演契約者

の活動等につきまして関係者からの要望事項があり、それについては目下討議、話し合いが行われている段階でございます。

○山中都子君 三〇%アップとは大分は遠い一三・何%かのアップなんですけれども、これをもう少しとにかいくいま行われている中で消化して要求を実現していくという方向の可能性あるいは考え方について聞かせてください。

○参考人(堀四志男君) まずお言葉を返すようにでございますが、三〇%アップということにつきましては速記録等をわれわれなりに調べさせていただきますと、たとえば最低一般出演契約者についてランクの千円アップ等についてはお約束どおり実現いたしました。その結果、本年実施時期を二つに分けて、一つは四月から実施いたしました。もう一つの個人的な出演料のアップ等は予算がおりませんでした関係で六月からいたしました。その結果、いわゆる今年度の一般的な出演料のアップは二〇%を超えたという段階でございます。まず、それをお含みおき願ひたいと思ひます。したがって一三・四%のアップということは必ずしも一般出演者との間の大きな落差はないと思ひます。と申しますのは、それまでの本年度までに至る段階におきまして大衆出演契約者等については例年大体一〇%を超える改善を行つてきており、その他につきましてはなかなかそこまで至らなかつたという状況があるからでございます。

○山中都子君 確かに三〇%アップでできるなりするなりというお約束をなすつてはいらっしゃいません。それは私もよく存じております。ただ、そのことを私は繰り返して申し上げて、そしてそれを前提として誠意を持って対処いたしますので、そのように理解をしていただきたいと思います。こういう坂本さんの御答弁があつたわけですね。そのところを重ねて申し上げておきまして、今後の姿勢、また対処をしていただきたいというふうに思ひます。

でNHKの問題、私、幾つか申し上げました。そしてもちろんそのように少しずつ前進もさせる努力をしておられるということは認めます。だけれども、それじゃ全部についてそうかと言へば、いま申し上げましたたとえば番組審議会の公開の問題とか構成の問題とか、やはり何となくいままでのところ若干のそうした前進はするけれども、基本的なところではやっぱりNHKを全部国民の前にさらつと出して、そして本当に国民と一体となつた放送事業として前進させていこうと、こういうことにはふつ切れてないというふうには私は言わざるを得ないというふうに思ふんです。それで、これは繰り返しになりますが、小野前会長の辞任問題というのを本場に教訓として口だけで表向き言うのではなくて、本場にそうしたNHKの使命と、それから放送事業のあり方、こういうことを踏まえて今後とも運営に当たつていただくよう強く要望いたします。NHKに関する質問を終わります。

続いて、郵政一般問題について具体的な数点にわたつて質問をいたします。

まず初めに、目黒郵便局で、これは全通信労働組合の目黒支部が出しているビラなんですけれども、「大幅料金値上げの裏で「不正な金」支給」ということで出しております。これは当然郵政当局としても御存じだと思ひます。これは当然郵政資金をいけば山分けしている。つまり空超額を出している。こういう点についての労働組合の訴えろいろの問題も出てきております。それは十分御承知だと思ひますが、この点について、まずどのよう把握されていらっしゃるか、お伺ひいたします。

○政府委員(浅尾宏君) お答えいたします。

いま先生お持ちのビラ、私まだ見ておりませんが、問題の所在をよく承知をしております。

そこで、いま先生御指摘の超過勤務手当に関連した問題でございますが、実際超過勤務をしていないのに、この超過勤務手当を山分けしておるという事実がある、こういう御指摘であつたわけござ

います、私たちが把握いたしましたところにより
ますと、おっしゃるようになります。この三月
月に支払われた超過勤務手当は非組合員に多
額に支払われておるといふことがわかれる次
第でございます。しかし、これはこの目黒郵便局
の十一月それから十二月の年末繁忙で非組合員に
超過勤務が増加したものであるものでございま
して、非組合員に実績どおりその時点で支払いを
いたしますと経費に不足を生ずるおそれがある、こ
ういふ状況でございましたので、一部を保留をし
ておきました。一般職員の実動につきましては、
その時点で優先的に支払っておったところござ
います。そこで経費の見通しがつきましたこの三
月に従来の未払い分でございます分を支払った
と、こういう関係に相なっておるわけございま
す。

それから、こういう事例がまだ他の郵便局にも
あるのではないかと、こういう御指摘ございま
すが、かつて郵政省といたしましてこういう経理の
仕方自体を是正するようになつたこと……
○山中郁子君　そこまでまだ指摘してないわけ
ですが、いいです、どうぞおっしゃってください。
○政府委員(浅尾宏君)　ことはありますけれど
も、全国的に見ました場合に、断じて皆無だとい
うわけには私はまだ把握はいたしておらないわけ
でございますけれども、もう先生おっしゃったよ
うな他に目黒局以外にそういう局が、事例がた
くさんあるのではないだろうかという御指摘に對し
ましては、私はそのようには認識はしてない、
かように申し上げさせていただきますと思うわけ
でございます。

○山中郁子君　それじゃちょっといまのことに関
連して伺いますけれども、目黒局だけどうしてそ
んなに三月まで持ってきて仕事しなきゃならな
いという超勤を年末段階にやつたんですか。どう
いう特別な事情があつたんですか、目黒だけに。
○政府委員(浅尾宏君)　その辺の状況を私つま
びらかにいたしておりませんが、いま申しましたよ
うに十一月、十二月年末繁忙が非常に強ござい

ました。特に、郵政省の場合、年賀郵便等で繁忙
度が増します。それをその時点で全部支給するこ
とができなかつた、こういうような状況であつ
たのではなからうかと、かように考えておる次第
でございます。

○山中郁子君　そういうのはいいかげんなことだ
と私は言うんです。そんなに莫大な金を三月
月まで持ち越して、超勤しないのにつけるとい
う目黒局だけが去年繁忙だったなら、目黒局
は人が足りないということじゃないですか、すぐ
人を措置しますか。

○政府委員(浅尾宏君)　定員の問題につきまして
は、それぞれの郵便局に對しまして、その局の事
務量に應じた定員を私は配置をしておると考
えております。特に目黒の局が、いま先生御指摘のよ
うな状態はおかしいと、こういう御指摘ございま
すが、この年末の繁忙に加えて三六協定が切
れておつた、こういう事情も私はあつたかと記
憶いたします。そういう状況で、この目黒局がこ
のような状況が出てきたと、このように理解をし
ております。

○山中郁子君　ちゃんとね、ごまかさないで答
へてもらわなきゃいけないの。それじゃ目黒局だ
け三六協定切れてたんですか。

○政府委員(浅尾宏君)　そのときの全国的な三六
協定の締結状況を私いま資料を持ち合わせてお
りませんが、的確にお答えすることができないのは
残念だと思ひます。

○山中郁子君　私とってもこういう答弁は容認で
きません。というのはね、当然のことながら三六
協定が切れていたら、それは年末の超勤拒否で年
末闘争をやつてたんですよ。目黒局だけ三六協
定切れてははずがないじゃありませんか、そうで
しょ。

そうして、私ちょっといま数字を申し上げま
すけれどもね、たとえば庶務課の課長代理、八十六
時間、十萬五千三百五十円の超勤手当がついてま
す。けれども、これは私の方で調べたところによ
りますとね、実際にはかぎの授受簿とか、かぎ点

検簿とか、そういうもので積算していけば、だれ
が、これは一人ですよ、いま私が言ったのは八十
六時間で十萬五千何百が払われているんですよ
けれども、実際には三十二時間、もし目いっぱい一
人の人がやっていたとしても時間外に残った時間
というのは三十二時間しかないんですよ。明らか
にこれ空超勤つけてるとしか言ひようがないと思
うんです。

それでね、もしそれを前の年の年末繁忙でも
てやつたんだというふうにおっしゃるんだつた
ら、資料出してください。だれが何時間やつたか
一人一人について出してください。

そうしてもう一つ、それじゃどうして目黒局だ
けこういうふうになつたやんなつたのか。あ
なたいまほかのところにはそういうことがない
というふうにおっしゃつていましたでしよう。それ
じゃ目黒局だけどうしてこんなに繁忙なのか、そ
のことを明らかにしてください。定員は事務量に
見合せて配置してあるとおっしゃるなら、目黒に
どういふ事件があつて郵便がそんなに混雑した
か、そのことを明らかにしてください。

○政府委員(浅尾宏君)　庶務課の課長代理の事例
を先生いまおっしゃつたわけでございますが、
〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕

十一月、十二月、一月、二月の実動を合計いた
します。それから十一月の分は十二月に支給いた
します。一カ月おくれで支給いたしますが、そう
いふ関係で十二月、一月、二月に実際支給をいた
しました時間数を合計いたしますと合致をしてお
ります。というところは、十一月、十二月、一月に不
払いになった原資――超過勤務手当経費の経理上の
問題があつたかと思ひますけれども、その関係で
不払いになつておりましたのを三月にまとめて支
払いをした、こういうことに相なつております。

そこで、そういう全体の資料でございますが、
後刻よく調べましてまた御提出をさせていただきます
たいと思ひます。
○山中郁子君　その資料はそれじゃ出していただ
きます。

でもう一つ、だからどうして目黒局だけそんな
に大変な超勤しなきゃならなかつたんですか。合
理的なお答えをいただいてないです。

○政府委員(浅尾宏君)　特に目黒局だけのその状
況はいまつまびらかにいたしません、超勤経費
のそれまでの使用の仕方等にも影響があつたのか
と思ひますけれども、その点につきましても、後
刻、詳細調査いたしましてお話をさせていただきます
たいと思ひます。

○山中郁子君　これはさっきあなたどこにもほ
かにない、こうおっしゃつたんですけれども、
それじゃそれ訂正なさる、ほかにあるかもしれな
い、調査してみますとおっしゃいますか。

○政府委員(浅尾宏君)　全国的に調査いたします
ことは非常に大変な事務量に相なからうかと思ひ
ます。したがらして……

○山中郁子君　調査もしないで、ないと言つてい
るの。

○政府委員(浅尾宏君)　先ほど私申しましたの
は、皆無だと申したわけじゃございせん、過
去にもそういう点での経理の仕方について指導を
したこともございまして、ほとんど私は私はないの
ではなからうかというぐあいには思つております
けれども、ゼロだというぐあいには私は自信を持
つて申すような状況ではないという意味のお話を
申した次第でございます。

○山中郁子君　いいかげんなことを言わないでく
れというのはそのことなんです。あなたはさ
っきや調査もしないでないとおっしゃつたわけ
ね、そうでしょう。私がほかにもこういうのが出
ていると言つたら、ほかにはない、目黒局だけ
だと、こうおっしゃつたわけ。目黒局以外にはま
るつきゼロだとまではおっしゃらなかつたわ
よ。だから、一般論としてほとんどないといふこ
とでしよう、例外だということでしょう、あると
しても例外だということでしょう。だから、な
ぜ例外的な現象が起きているのか、そのことをは
つきりさせる必要があるんじゃないですか。
ちょっとお伺ひしますけれども、これは郵人給

第七二号の一〇で、通達ですけれども、この中で「超過勤務手当、祝日給、夜勤手当及び次にかがける手当はその月の一日から末日までを一期間として計算し、翌月の俸給の支給定日に支給すること」と、こうなっていますね。これは郵政省の通達ですが、これとの関係はどうなるんですか。

○政府委員(浅尾宏君) いま先生御指摘のように、正常な措置といましては、先生いま御指摘のとおりでございます。

○山中都子君 だから、それなのに、いまあなたに答えられたような措置をとったということは、違法の措置をとったということですか、そのことを伺っているんです。

○政府委員(浅尾宏君) 正規の取り扱いではなかったわけでございます。したがって今後ともそういう正規の扱いがなされるような手立てであるいは指導というものが私たちとしては再度していきたい、かように考えておる次第でございます。

○山中都子君 私が問題にしているのは、超過を実際にしたのにその超過が払われていない、それを「払っちゃいけない」と言っているんじゃないんです。問題は、ここでも言っているように、空超過を払っているという、そういう指摘で、そういう組合の抗議であるし、また職場の人たちの抗議なんです。非組合員だけが、管理者だけが超過手当を、超過原資を山分けして、そして大変なものですよ、低賃金だつてみんな苦しんでいるのに一カ月十万円からの超過原資を山分けするみたいなことが実際に行われているとすれば、これは私は重大問題だと思ふんです。

で、それが行われていないんだというふうにあなたはいまはつきり証拠をもって言えないわけでしょう。つまり何でも目黒局だけそれじゃどうしてこんなにくさんの超過を一月、二月とかけて、そして三月にまでつけないかならないような年末の仕事があったのか、そのことについて何ら解明できないでしょう。そのことを解明していただかなければ、これが空超過ではないという証明にはならないんですよ。その点どうですか。

○政府委員(浅尾宏君) 先ほど私御説明いたしましたかと思うわけですが、実際超過勤務をしないのに超過勤務手当を払ったということではないというお話を私申し上げたかと思うわけですが、これも、それは先ほども庶務課の課長代理の十一月から二月までの実際働きました超過勤務の時間と、それから実際支給いたしました時間数をお話を申し上げた次第でございます。したがって、いま先生が御指摘のように、実際超過勤務をしていないのに超過勤務手当を支払っておるということではないわけでございます。

そこで何月には何時間の実際の超過勤務をやりました、それからその翌月にはその分に対して何時間分支払ったという、その事実関係は私いま承知をしておきますけれども、たとえば十一月にたくさん超過勤務をやった、それに対してある一部不払いになったと、それじゃたとえば十一月なら十一月になぜそれだけの超過勤務をさせる必要があったのかという点になりますと、当該局のそのときの事情なり何なりを私が十分把握いたさなければ御答弁できませんので、その点につきましては、いま詳細は把握していないということを申し上げた次第でございます。

○山中都子君 一月、二月、三月とつけて、たとえば先ほど例にとりました庶務課の課長代理の場合の一月、二月、三月分を合計しますと百五十時間超えるんですよ。実質的な超過もそれはこの中にあるかもしれません。だけれども、そこまで繰り越してまで超過勤務を年末にしなきゃならなかったという点自体、これは異常でしよう。私は異常だと思ふんです。もし実際にそうならばね。そうしてあなた方が資料を出していただいている、実際どういう状況でどういう仕事があつてこういう事態になったのか、その結果によつては目黒局に定員の要員を措置すると、こういうことをお約束していただけますか。もしあくまでもこれが空超過でないとおっしゃるなら、そうしなきゃならぬほどの異常な事態でしよう。ほかではそういうことは起こっていないと、これは目黒

だけの問題だと、こうおっしゃるならば、そうした要員を配置しなきゃいけませんでしよう。そのことのお約束を、じゃ、まずいただきたいと思ひます。

○政府委員(浅尾宏君) 定員の問題につきましては、先ほど私が申し上げましたように、事務量に基づいた一般処理事務員というものが配置をされておるわけでございます。そこで、いま超過をし、その時点で支払えなくて繰り越した職員は課長代理とかあるいは主事の監督要員でございます。そういう関係から一般の職員が三六協定等が切れまして時間外労働をしないという場合に、こういう職員が時間外にたくさん残りまして、長い時間超過労働をいたしまして、そうして仕事を回していく、こういう実態に相なっておりますので、普通、この超過勤務協定が締結しておりますと、いま先生がおっしゃるような定員の問題というように考えると私は波及はしていかない、かように考えておるわけでございます。

○委員長(森勝治君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(森勝治君) 速記を起こして。
○政府委員(浅尾宏君) 私が先ほど御説明を申し上げました監督要員の人の超過勤務時間でございますが、この時間も、それこそ非常識にわたるほど長時間の超過勤務というものは、これはもう郵便局長といましては十分配慮してやらなきゃならぬ問題はあろうかと思ふわけでございます。したがって郵便局長がそういう配慮をいたしまして、非常識にわたるような超過勤務をさせないようにというような指導も再度私は徹底をさせていきたい、かように考えるわけでございます。

いままでも申しましたように、課長代理等の監督要員が当該局の業務確保を図る、こういう意味から、従来、多少長時間にわたった超過勤務時間というものがあつたことは事実でございますが、もちろん、これもその郵便局の業務運行確保という問題ともかかわりはあろうかと思ひますけれども、

も、やはり非常識にわたるほど長時間の超過勤務をしなくてもいいような措置というものを再度私は指導をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○山中都子君 超過が空超過の実態があるならば、それはそれとして問題だし、解決をする。もし本当の超過でこれは超過をしなきゃならぬような事態が目黒局にあるならば、当然、要員も含めて措置を考えると、こういう御答弁だと伺いました。

それで大臣にちょっとお尋ねしたいんですけれども、これは目黒局の問題だけじゃないんです、いろいろほかにも出てます。これは、いつでしたか、四月の段階で、社会党の議員団の方たちがやはり調査に入られて新聞が報道しておりましたけれども、何が問題かといふと、一つは、もし実際にそうした過大な超過をしているということならば、それはそれで問題です、労働条件として。定員の問題とも関係します。だけれども、もう一つ、職員の中に疑惑と不信があるのは、管理職だけにそうした空超過をつけたら、実際には超過をしてないにもかかわらず、そうした手当的にして、そして労働対策費に使われると、そうしたことがいろいろ取りざたもされていまして、現実には具体的な話としても上がってきているのです。私は、いまここで具体的にだれがこういふふうに言ったからそうじゃないかといふことまで言いませんけれども、そういう問題として労働関係の問題の一つの大きながんになっている、こういう郵政省の労務政策ですね、これと決して無縁でないといふ私は言わなくちゃいけないというふうに思ふのです。ぜひとも大臣が新しく就任された初めての

の身のある仕事として、こうした点についての一掃をお願いしたい。所信を承りたい。

○国務大臣(福田繁泰君) 労使関係の安定、協調は基本的な問題でございますので、御指摘のような、たとえば超過勤務について公正、的確に支払われないというふうな事情がもしあるとすれば、これはやはり見逃すことができないことで、

十分調査いたしました、適正に処置いたします。
○委員長(森勝治君) 速記をちょっととめてください。

〔速記中止〕

○委員長(森勝治君) 速記を起こして。

○山中郁子君 重ねて、言い逃れじゃなくて、真剣にそうしたことについての対応をするということとを郵政省の幹部として確立をしてください。そのことを私は大臣に強く要求をしておきます。
次の問題に移ります。電波監理の問題で一点質問をいたします。

初めに、いま電波障害がいろいろ問題になっておりますけれども、全国的な電波障害の状況を郵政省としてどういうふうに把握していらっしゃるか、地域的な件数とか、それからそれに該当する人の数の総数ですね、そうしたものに付いてお聞かせをいただきたい。

○政府委員(石川晃夫君) 電波障害の問題でございますが、実は、電波障害にもいろいろ種類があるわけでございます。その中には、いわゆるこれは電波監視と申しますか、合法無線局あるいは不法無線局から出てきたためにいろいろ障害を起こしているもの、それからまた普通の一般のラジオとかテレビ、こういうものに、何と申しますか、蛍光灯とか、あるいは自動車のノイズとか、こういうものが障害を起こしていると、こういうものもいろいろ種類がございます。

で、われわれはそれを二つに分けてまして、無線局の電波障害と申しますか、いわゆる混信とか、そういうものを含んだ問題はこれは電波監視といたしまして、そして電波監理局においてこのようなものをずっと一年じゅう監視しているわけでございますが、また電波障害につきましては、これは障害を受けた方からの申告によりまして、そしてそれを処理するという方法をとっておりまして、これにつきまして、電波障害の問題につきましては、これは電波障害防止協議会というものがございまして、この中で、これは郵政省とかNHKとか、あるいは無線局を持っておられる方がこのメンバー

1 になっておるわけでございますが、電波障害防止協議会におきましてその申告によつての障害を排除する、こういうようなことになっておりまして、両方の問題につきまして、いま実は手元にその詳しい件数とか、あるいはそれに対する人員とかという資料がございませんので、これは即刻調べてみたいと思っております。

○山中郁子君 じゃ、その点についての資料を後ほど提出をしていただきたいと思います。委員長においてお計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(森勝治君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森勝治君) 速記を起こして。

○山中郁子君 で、普通は、一般的にはテレビの視聴者が電波障害で日常的なテレビの受信に障害があるということでも苦情も起こってきていますし、いろいろ問題も起こってきていますが、郵政省として、こうした電波障害の苦情を持ち込むとか解決を図ってもらうとか、そういう国民との接点というのをお持ちですか。まあ相談所みたいなものですね、各地域の。私が考えるところによると、ほとんど皆NHKがそういうことで電波障害についての御相談承りますみたいになっていくわけけれども、郵政省としてその辺はどうなっているか、お尋ねいたします。

○政府委員(石川晃夫君) これは、ただいま申し上げました電波障害防止協議会というのがございます。これは郵政省とそれからNHKあるいは民放、そういう無線関係の方が構成員になってつくり上げた会でございますが、ここにその障害の問題を言っていただけばいいわけでございます。したがってNHKの方にそういう問題を持ち込まれる方もございまして、また郵政省の方、これは地方電波監理局がその事務局になっておりますが、その地方電波監理局へ申し込まれる方もございます。いずれにいたしましても、そういう障害問題が入ってまいりますと、相互に連絡をとりまして、ことに放送受信関係につきましてはNHKが中心になってこの障害の排除ということに努

力していただいておりますし、また無線関係の方でございましたら、これは郵政省が中心になって動いているというのが現状でございます。

○山中郁子君 私がここでちょっと問題提起も、指摘もしたいと思うのは、無線とかあるいはテレビなんかに限らず、電波監理というのは郵政省の責任なんですよ。だから、そのことについてもう少し郵政省が積極的なイニシアチブを持つた姿勢を確立する必要があるんじゃないかということなんです。で私は確かにいまおっしゃいました電波障害防止協議会というものの存在も知っております。しかし、実際問題として、それでは郵政省はこのことについてどういう積極的なイニシアチブを発揮して解決に当たるといふ役割りを果たしているのかということについては、ほとんど果たされてないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま申し上げましたように、電波監理局といたしまして、この電波障害防止協議会というものを中心にしてこの問題と取り組んでいるわけでございます。

これにつきましては、御承知のように、この十月一日から一カ月間を電波障害一掃月間ということで、大臣もテレビによりましてPRしていただいたわけでもございますし、われわれもそのような団体と一緒にこの障害防止の問題を扱っております。また、この障害の技術的問題につきましては、電波技術審議会において中に部会をつくりまして、電波障害の技術的な面からこの問題を技術者の集まりによって調査検討を進めて、その答申を得まして、われわれが電波法の中に使います技術基準等に採用をいたしております。

○山中郁子君 でも、実際問題としてはなかなかそうじゃないんですよ。

それじゃ具体的に伺いますけれども、いま新宿副都心の超高層ビルによる電波障害で中野区の住民の人たちが取り組んでおられます。これだけに限りませんけれども、たとえばこのことで申し上げますと、中野区電波障害被害町会連合会と

いうのをつくっているんですね。そして原因者側のSKKと言っている例の新宿副都心の組織ですけれども、そこときょうまで交渉を重ねてきている、四年間にわたって交渉しているんですね。ただ、この中で被害者住民と原因者との間での交渉が四年間もこう続けられてきて、そしてなかなか解決を見ないというふうな事態のもとで、郵政省がどういう役割りを果たしてきているのか、私は余りにも郵政省はそういう点では傍観者の過ぎるというふうに思うんです。

いま電波監理局長おっしゃいましたけれども、実質的な問題として全国でこうした障害に対する住民運動がたくさん起こっておりますけれども、それはたいがい住民側とそれから原因者側とのいろいろな交渉ですね、そういうことでそれが難航したりなんかして長いこと続けられているんですが、その中であくまでもいままで再三国会においても郵政省が約束されてきたように、原因者負担ということで住民の利益を守り受信の権利を守る、こういう立場で郵政省がイニシアチブを発揮してきていないんですね。そのところはどのよう

に考えておられますか。

○政府委員(石川晃夫君) いま中野の問題が例に挙げたわけでございますが、この問題につきましては四年前から問題が起きているということも事実でございます。これにつきましては四年前ごろから急にあのあたりの高層建築物による受信障害というものがクローズアップされてまいりました。われわれといたしまして、今後、この種の問題が相当多発するであろうということで、省内に学識経験者から成る調査会をつくりまして、その答申を昨年いただいたわけでございます。この中では、原因者責任というたてまえが述べられておりまして、われわれといたしましては各地方電波監理局に対しましてそのようなたてまえで解決すべきだということの通達を行っております。なお、この問題につきましては、いわゆる障害原因者責任ということになりますので、障害を与えた側、いわゆる建築主側と住民との間でこの問

題を解決していただきたい、ことに原因者側はこれに伴う経費の支出というものがございまして、やはりその辺の事情は住民にお話をし納得していただくようなところで進まないといけないだろうというところで、その方法といたしましては有線を使う方法あるいは無線を使う方法というのがあると思いますが、まあ無線を使う方法はまだ未開発でございまして、もう間もなくでございと思いますが、したがって、とりあえずは有線において障害を克服してほしい、こういうこともその通達の中に述べてあるわけでございます。

そのようなことで、この新宿の問題は、S K Kとそれから中野区の住民との間でその問題の解決がなかなかつかずに、ここで約二年近くたちまして、最近においては、ようやくその工事に着手するという段階にまでなつたようでございます。ただ、あと何か維持費の問題でまだ最終的に詰まつていないというふうには聞いておりますが、そのようなことで原因者側と住民との間で第一義的には解決していただくと、そのバックアップといたしまして、われわれはそれの考え方というものを通達で流した、こういうことでございまして。

○山中都子君 そういうことであるのはわかるんですけれどもね、それじゃ問題があるんじゃないかというふうに私は申し上げておるんです。つまり電波障害でさつき申し上げましたような障害が起つて受信者が迷惑している、そういうことは電波監理の行政の一つの問題なんですよ。だから電波監理局ってあるんですよ。それだけのためにやないでしようけれども、電波監理局あるわけですよ。だから実際に受信者の住民と原因者にけた預けちゃって、そして何でそれじやもつていて原因を認めないで、そしてお金も出さないし、解決のために積極的な役割も果たさないというところが主要な問題になつておるんですよ。それで結局いつまでたつても明かなくて、それがたつておるわけでしょう。そういうとき

に、郵政省は、それじゃ原因者に対してちゃんと原因者負担の立場から行政指導をしているのかどうか、行政指導をするのであれば、一片の通達を出したからそれで済むという問題じゃありませんでしよう。それなりにその仕事に携わる人だつて必要だというふうな思ふんですけれども、実際に、こういうふうな電波障害に絡むトラブルやあるいは苦情なんかについて、電波監理局ではどういう方たちがどのくらいの人数で当たつていらつしやるのですか、そのこともあわせてお答えをいただきたい。

○政府委員(石川晃夫君) この問題につきまして、先ほど申し上げましたように、原因者と住民が第一義的には接触して問題の解決を図るというたてまえにいたしておられます。したがって、われわれの方から直接現地に赴いて人を出してこの問題を解決するということはやっております。

ただ、これを解決しやすいような方法というのはいろいろ考へておまして、先ほど申しましたように、昨年の八月に調査会から報告をいただきました。その中には、当面の措置と、それから今後のあり方ということで、そこに基金構想というものが出されておられます。われわれといたしまして、政府といたしましては直接電波障害の問題を個々に当たるといふことは、実はテレビの問題でございましてNHKなどにお願ひいたしまして、実動的な仕事をやっていたらいいわけでございますが、こういう政策的な面につきましては、それは郵政省がどうしてもやらないといけない問題であらうというところで、調査会の報告を受けまして、また、中に事務次官を長とする委員会をつくりまして、このような政策的な面の解決に鋭意努力しているというところでございまして、いま先生御指摘のような、八月以降に顕著な効果が出てきたかと言われますと、まだこれは検討段階でございまして、効果としてはまだ外へは出ていないかと思ひますが、その点は、今後、さらに進めていきたいというふうに考へております。

○山中都子君 重ねて質問いたしますが、実際に、こうした電波障害その他について、電波監理局でそれに直接当たつておる人はそれじやないというところですか、それともどういう人たちがそういうことに当たつておるんですか、ちょっとそれを聞かしていただきたい。

○政府委員(石川晃夫君) これは、現在、電波監理局の中の組織といたしましては、放送部の方でこれに当たつておられます。放送部の職員全員がこれにかかるといふわけにはいきませんが、放送部の中の職員の一部がこの問題に専門に取りかかつております。これには調査官を置いております。

○山中都子君 私がこのことを郵政省との関係で強調しますのは、御承知のようにNHKの予算、決算のこの委員会における審議のときにも必ずそのことが重要な問題として出るわけですね、電波障害の問題がね、受信障害です。これはだからやはりかなり基本的な問題だし、さらに都市難視というものは、高層建築物がこれからふえることはあつても減ることはないわけですから、相当急速にこのトラブルはふえていくというところは十分考えられる問題なので、私は、単に郵政省がいままでのような姿勢でなくて、もう一つ積極的に人も配置し、そして具体的に直接郵政省がそうした苦情だとか解決に当たると、そこまでの姿勢に踏み込んでいくべきだというふうに考へておりますが、そのようなお考えがあるかどうか、電波監理局長並びに郵政大臣にお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま先生から御指摘ございましたように、これは電波障害としては基本的な問題でもあり、また今後都市難視というものはふえていくであろう、その点につきましても私たちは同様な考へでございまして、今後やはりこれは相当ふえていくと思ひます。現在、約四十万といわれておりますが、今後高層ビルができていくに従つてこの問題はふえていくというところは事実でございまして、われわれといたしまして、この問題には真剣に取り組んでいきたいとい

うふうに考へております。

なお、その具体的な実働部隊としての人の補充とか、そういうものにつきましては、やはり役所の方は定員もなかなかふえないものでございまして、から困難な点もあると思ひますが、しかし人の足りない点はさらに何らかの方法を考へまして、今後、この問題に真剣に取り組んでいきたい、かように考へております。

○山中都子君 大臣にお答えいただく前に、いま電波監理局長がおっしゃつたのですけれども、実際に今年度の概算要求で教えていただきましたら、こうした関係の直接的な要員要求としては三名の要求をなすつておられるというお話でした。それで私は三名ぐらいでどうにもなるものじやないという気もいたしますけれども、ぜひともそのところ、いま電波監理局長がおっしゃつたような方向で、郵政大臣としても具体的なお仕事の身の一つとして取り組んでいただきたいというふうに考へておりますが、見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(福田繁雄君) 定員その他の関係で、なかなか直接当たる事務当局は大変だと思ひますが、やはり受信者の利益を守るといふ原則に立つて積極的に行政指導すべきものとして考へております。

○山中都子君 次に、簡易保険事業団の保養センターに關係いたしましたして郵政省の姿勢をお伺ひしたいと思ひます。

具体的なお話がございまして、これは郵政省としても御存じだと思ひますが、現在、建設が計画されている三重県熊野市の簡易事業団の保養センターが地元の旅館組合の反対があつてトラブルが起つておるというところを、どのように、事実の問題としていまだどうなつておるかを含めて、知らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(永末浩君) 簡易保険保養センターの御質問でございますが、保養センターは、簡易保険に關係された方々——契約者であるとか被保険者であるとか保険金受取人であるとか、こういった方々の福祉を増進するために設けておるもので

でございます。

で姿勢という御質問でございますが、ただいまホームを含まして全国で七十二カ所ございいます。大変好評をいただいているわけでございいます。また所得水準の向上あるいは余暇の増大等に伴いまして、非常にもっともつとつとくというふうな要望が強いと聞いています。したがって、今後とも、大いにこの施設は拡充、発展させていかなくちゃならない、また、いくべきだというふうな考えでおります。

それから熊野のセンターのトラブルの件でございますが、私も十分把握いたしております。で経緯を申し上げますと、熊野市への保養センターの設置につきましては昭和四十五年ごろから熊野市より熱心な陳情がございました。で検討いたしました結果——これは設置の基準というものを一つ一つおぼろげに申し上げます。具体的には簡易保険事業団が業務方法書というので決めているわけでございいます。が、この熊野のセンターの土地を見ました場合、非常に現在施設が不足しておりますところの近畿・東海圏に位置しているということ、それから既成観光ルートにあり、今後観光地として大きく発展する可能性がある、こういったようなことで本年の三月に土地を買収したわけでございいます。で、この決定後、同市の旅館組合が保養センターの設置に対して反対を始めたということが判明いたしました。現在では、市の側とそれから旅館組合との間で話し合いが行われているというところを聞いています。円満に解決することを私も期待いたしているわけでございいます。

○山中都子君 これは前に、私、郵政省からも担当の方においでいただいて少しお話し、郵政省の見解も伺ったことがあるんですけども、いま局長が言われるような事態ではないんですね。ずっともう膠着状態になっているんです。そして実際問題として、市がそのことについて承諾をした、賛意を表明したということは、市長が旅館組合の代表だといって連れてきた人が、そ

して旅館組合としてもそれでよろしいですというふうに言ってきた人が旅館組合の人じゃなかった。商工会議所の副会頭だそうですよ。そして旅館組合の代表だということを僭称して簡易保険事業団の保養センターをつくることを旅館組合として承認すると、こういうことをおやりになったんです。このことについては御存じないですか、私は郵政省にはそのことを再三申し上げているはずでございませぬ。

○政府委員(永末浩君) いま全く膠着状態というお話でございますが、私もはそういうふうな把握いたしております。市といまして、市の発展のためあるいは観光開発のために一生懸命であるわけでございまして、目下、旅館組合の方々とええよその保養センターなどに連れていって、そして簡易保険の保養センターができてもう旅館に迷惑がかからないんだというふうな形で説得に努めておられるというふうな私には聞いております。それから旅館組合の代表だという名前を僭称してというお話がございましたが、私はその点については存じておりません。

○山中都子君 これはぜひお調べいただきたいと思うんです。郵政省のいまの立場は、市の方でいいと言ったからその計画を推進してきたんだ、だけれども、いま旅館組合から異議が出てきているから話し合いをしてもいいというふうな任せてある、円満に解決を図りたい、こうおっしゃっているわけですね。そうすると、ちょっと確めておきたいんですけれども、円満な解決がされないままに工事が始められたり進められたりするとはしない、このようにには郵政当局としては指導なさるおつもりですか。

○政府委員(永末浩君) 先ほども申しましたように、お互いに話し合いの途中でございまして、円満に解決することを私たち望んでいるわけでございませぬ。また市としまして、十分にその自信があるやに聞いているわけでございませぬ。

それで円満解決しない場合はどうするのかというお話でございますけれども、これは最終的には、決めますのは事業団であり、また郵政省であるわけでございませぬ。で円満に解決ができなかったと、まあこれは仮定の問題でございませぬけれども、市側から話がございまして設置する主体としてののは郵政省であり事業団でございませぬので、責任を持って、私もどういふことかというところをその際には調査をいたしまして、決めていかなくちやならないというふうな存じております。

○山中都子君 では、私、念のためにちょっと経過を申し上げておきましょう。これは前に私も郵政の担当者の方にお話ししているんで、局長ちゃんと御存じになっていると思つてたんですけれども、

実は、商工会議所の副会頭の宇城さんという人が旅館組合の代表だということで、そして市と一緒に結んで、これについては旅館組合としても賛成ですと、こうおっしゃっていたそうです。だけれども、実際にその方は旅館組合の代表でも何でもない、なかつたわけなんです。旅館組合としてはそのことについて何ら結構ですというふうにはなつてなかつた。旅館組合としては、自分たちの営業の観点からいろいろ意見がある、進めてもらつては困る、こういう経過がありました。このことはいま私にお知らせしておきますので、ぜひともそのことも含めて、郵政省が把握をされた上で責任のある解決をしていただきたい、こういうふうに思います。

それで、そのことの問題はそういうことで、いまのお話によれば、地元の意向を、反対を無視してトラブルがあるまま工事を進めたりなんかするようにはしないということで御答弁があったというふうな承つてよろしいでしょうか。

○政府委員(永末浩君) 先ほど僭称というお話が出たわけでございませぬが、たくさんこの件については陳情がございませぬ。で名刺を交換しないことあるわけでございまして、あるポストの人の代

理人の形で来られることもあろうかと思ひます。僭称というふうな言葉になりますと、意思の異なつた人間がAでないにもかかわらずAであるということを言つてきたというふうなことではないかと思うわけでございませぬけれども、その点につきましては、私も初めての言葉でございませぬので、よく調べてみたいと思ひます。

○山中都子君 後の方の質問はいいかがでしようか。つまりトラブルが解決しないで工事を強行するということはなさらないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(永末浩君) これはまあトラブルが全く解消しなければ設置はしないという約束は、いまの段階で、私、できないと思うわけでございませぬ。トラブルの仕方がどうであるかということ、これは本省、事業団が積極的に行つて調査してみないとわかりませんが、一人、二人の反対があつたと、市の総意というものはやはり誘致に賛成だということになれば、反対がないことを望むわけでございませぬけれども、その時点ではやはり踏み切らざるを得ない結果になるんじゃないかというふうに思います。ただ、現時点におきましては、旅館組合の大方の方々が反対しておられるというふうな話でございまして、先ほども申しましたように、市との調整、これを非常に強く期待しているというふうなことでございませぬ。

○山中都子君 私も、これの建設自体に反対だとか問題があるというふうな申し上げているわけではないんです。ですから、私がいまトラブルというふうなことを申し上げましたのは旅館組合の問題です。やっぱり旅館組合として問題が解決しないという工事を強行するということはなさらないというふうに理解してよろしいかというふうにお尋ねしました。いまの御答弁によりますと、そのように理解してよろしいというふうな私は判断いたしました。が、全国的な問題も含めて、つまりこれはまたまた熊野の問題を取り上げましたけれども、簡易保険事業団の保養センターや、あるいは貯金会館その他郵政省の管轄の中でそうしたものの

が建設されるということが、やっぱり一番可能性のある問題としては、日照権とかそうした建物独自の問題を別にすれば、現地の地元の旅館組合との関係だろというふうな推測されますけれども、一般論としても、郵政省としては、そうした地元との円満な話し合いがあった上で、了解がされた上で、こうしたものの建設については進めていくと、このようにお約束いただければ幸いです。

○政府委員(永末浩君) 具体的に申しまして、熊野の場合は、五十一年度の計画には上がっていないわけですが、したがいまして、まだ来年の三月まであるわけですが、市側と旅館組合とが十分に話し合って円満に解決ができることを望んでいるわけですが、ただ、それならば、ごく一部の反対があつても強行するなというふうなお話になりますと、こういった問題はケース・バイ・ケースによるわけですが、設置しないんだというふうなことをお約束するということもいかがかと思う次第でございます。

○山中都子君 だから旅館組合として、私、申し上げていきますでしよう、そういうことをはっきりしていただきたいということです。だから一人や二人の反対がある場合があるかもしれないし、そういうことも何か解決できるかもしれないけれども、つまり地元と旅館組合として反対だと言つて、白紙に戻してくれと言つていてるわけですから、旅館組合は、郵政省にも陳情に来ているわけだから、そういう状態のまま強行するといふうなことはなさらないでしよ、こういうふうに申し上げているわけです。私は重ねて答弁いただかなくてもいいというふうな思ふんですけれども、どうしてもそれでもそういう約束はできませんか。それだったら御答弁ください。

○政府委員(永末浩君) 一般的、抽象的な形で必ず何かがあればセンターを設置しないんだという約束はともかくとしてはできないわけでございます。

ただ、熊野市の場合、先ほど申しましたように、まだ来年度の関係でございますので、十分に郵政省あるいは事業団といたしまして実情を調査したいと思つております。

○山中都子君 誠意を持って地元との円満解決を前提として進めてくださるものというふうな理解をいたします。よろしいですね、それ。

じゃ次の問題に移ります。

これは、昨年、私、予算委員会の分科会で郵政省に質問をした問題ですが、通信病院の院内保育所の関係でございます。このときに、当時の人事局長が、五十年予算で東京通信病院の院内保育所に組んで二百四十四万補助金を支出するよう予算に組んでいふに答弁をされましたが、その後の実施の問題と、それから来年度の予算の見直し、お考えについて伺いたいと思つて、これは国立その他と遜色のないようになると思うというお話が当時ありました。私は、その後もいろいろ進展も見ておりますので、郵政省としてもその点について前進的な予算措置がされていふものと期待をしておりますけれども、その辺の経過について御説明をいただきます。

○政府委員(浅尾宏君) 五十年予算審議の分科会で前人事局長が御答弁申し上げました。いま先生御指摘の二百四十四万という要求をいたしておりますというお話をいたしました、それはそのとおりの額で予算が成立しております。

それから五十一年度についてでございますが、これは総額で二百六十五万三千円という予算が成立しております。

それから五十一年度の概算要求でございますけれども、これは三百七十七万という数字で現在概算要求中でございます。

○山中都子君 実際の手当の方法ですね、どういふふうな、どういふ形で予算措置をしていふのか、そのことをあわせて聞かせてください。

○政府委員(浅尾宏君) 来年度概算要求の三百七十七万の内訳でございますが、うち二十万というものが……

○山中都子君 もうちょっと大きな声でおっしゃつて。

○政府委員(浅尾宏君) 保育施設の備品の維持費というところで二十万要求しております。それから、あとの二百九十七万円、これは保育施設の保母二名を雇い上げをするという賃金というやつで要求をしております。

○山中都子君 幾らですか、賃金。

○政府委員(浅尾宏君) 二百九十七万円でございます。

○山中都子君 人件費の一日一人当たりの金額を伺います。

○政府委員(浅尾宏君) 賃金でございますので日額でお話をさせていただきますと思いますが、五十二年度の要求額は四千八百円という日額で要求をしております。

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕

○山中都子君 日額で一人四千八百円ですか、一人。

そうしまして、父母負担がいま現実に三万——ミルク代なども含めてかなりの父母負担がありまして、そして国立並みになるのではないかと、いふうに昨年の予算委員会でおっしゃいましたけれども、なかなか国立並みにならないと、いまの今回の要求でもなっておりますので、ぜひともこれは最低でも国立並みの援助を郵政省としても保証をしていただきたいということを要望いたします。もう少し改善していくという可能性があればお聞かせをいただきたいと思つております。

○政府委員(浅尾宏君) 五十二年で要求しております。いまお話を申し上げました金額は、国立病院との均衡を考へまして要求をした数字でございます。したがって、これが成立をいたしますと、これに従つて措置をしていきたい、かように考えております。

○山中都子君 それから、同じく通信病院の問題に関連しますけれども、厚生省が新たに今回深夜のタクシー代の負担についての予算の要求をしております。これは郵政省としてはどのように扱つ

ていらつしやいますでしよ。同じようにやはり深夜の看護労働者の帰宅の問題についてお伺いいたします。

○政府委員(浅尾宏君) 東京通信病院の場合というところでございますが、勤務終了後、帰宅のためにタクシーを利用している看護婦が一日当たり何人おる、あるいはまたどのくらいの金額で着いておるかということにつきましては、詳しい実態は把握はいたしておりますが、いま夜勤等の勤務に要するいわゆる病棟勤務の看護婦でございますが、これが現在百六十名おります。そのうち通勤時間が一時間三十分以上の者、これは三人、それから一時間以上一時間三十分未満の者が十四名というふうに相なっておりますけれども、このうち勤務の都合でやむを得ずタクシー等を利用して帰宅する者がごくわずかであらうと、こう考えております。予算要求については五十二年で要求はしていないという状況でございます。

〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕

○山中都子君 要求はしていないけれども、何らかの便法でもって措置するといふ、こういうお考えですか、厚生省の基準並みに。

○政府委員(浅尾宏君) タクシーの所要料金につきましては、厚生省の措置を少し調べてみますと、毎年二、三年要求はしておるようでございますが、予算成立が成っていないように私聞いております。そこで東京通信病院といたしましては、先ほど申しましたように、対象人員として、先ほど申しましたように、こういうことから、実際の勤務配置と申しますか、そういう面から、問題として配意していきたい、かように考えておる次第でございます。

○山中都子君 私は、やっぱりちょっとそれは大いに問題があるというふうな思ふんです。つまり厚生省は要求しているけれども、これは認められないだろうと、だからどうせ成り立たないだろうと言つて見ているということも私はずいぶんおかしい話で、実際問題として、看護婦の方たちが大変困難な状況の中でそうした勤務をしていらつ

しやるということは一番あなた方がよく知っていらつしやるはずでしょう、人事局長が一番よく知っていらつしやるはずでしょう。だつたら、何で郵政省として厚生省に先駆けてそうした問題についての要求をするなり何なりという積極的な姿勢をおとりにならないのかということが一つは私は問題だと思ひます。

そのことは今後もおやりになるつもりはないんですか。それにどのぐらいの人数が該当するかといいことについても私はたしか事前にお願ひをしておいたと思いますが、いま把握をされてないというお話ですが、把握をされてないのに、ごくわずかにだといふふうなこともまた私は解しかねます。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(浅尾宏君) 五十二年度は要求はしなかったわけですが、先ほども申しましたように、郵政省といたしましては、勤務終了後、帰宅した場合はタクシーを利用しなければならぬような通勤状況になる職員に対しては、勤務の割り振りをお願いしますか、そういうものを配慮していくと、こういうことで実問題としてタクシーが要らないような、こういう措置を可能な限り私はとっていききたいと、かようにいふ考へておる次第でございます。

○山中郁子君 人数も把握できないで、勤務に支障がないように勤務時間を割り振ることだつてできるかどうかかわからないじゃないですか、そうでしよう。何人しかいませんと、したがって、こういうふうにするればタクシー使わないでも帰つてもらうようにできますというふうにおっしゃるなら話はわかるけれども、私は、改めて、もう時間がありませんから、最後に答弁を求めますけれども、いずれにしても早急に何人がどういふふうにか該当するかというところをお調べいただきたいと、そしてそれを報告していただきたい。

それからもう一つは、どつちにしても勤務を無理な形で、いまだって大変無理な形になっているわけですから、そういうことができないことは十分考えられるわけですから、必要な場合にはタク

シーのあれを出すということ、厚生省の最低基準は郵政省としても確保する考えを明らかにしていただきたい、この二点について質問をいたします。

○政府委員(浅尾宏君) いま先生御指摘の勤務の実態、時間別に何人という状態になっておるかという点につきましては、詳細、調査をいたしましてお話をさせていただきますと思ひます。

それから後段の、厚生省と均衡をとつてというお話でございますけれども、厚生省の方の五十二年度の実情等もよく私勉強させていただきました。東京通信病院の看護婦がそれに劣らないような措置をしていきたい、かように考えております。

○木島則夫君 まず、郵政大臣に私の意見を申し上げながらお答えをちょうだいしたいと思います。非常に基本的な問題一点だけについて申し上げたいと思ひます。

郵政三事業について、特に郵便事業について私は非常に大きな関心と、またそこからくる危惧といふものを持っています。一人でございます。郵便の大幅の値上げが実施されますと、果たせるかな郵便物の減少が起つております。当初は二〇%、最近では一〇%ぐらいにあるようでございすけれど、五十年の十二月の十一日の委員会でも郵務局長の言われた五%程度の落ち込みをはるかに上回っていることは事実でございます。もともと、この数字は年間を通してということでございますから、この後の推移を見ないと何とも断定しかねることでございます。それは一応お断りしておきます。

で、私は、郵便事業の独占が保たれる範囲で料金が維持されませんと事業自体が非常に危うくなつてくる、大幅な値上げは郵便の独占を危うくする要素を多分に持っている、この点はシビアな認識に立つてほしいと要望を申し上げた次第でございます。そうでないと、必要な要素を持つ郵便はもろちんのこと、必要なものであつても郵便局に依頼をしないではかの手段に移行すること

も考えられる。で余り料金が高くなりますと、欧米ではすでに台頭している民間業者的なものが日本でも必ず起つてくる。そうなりますと、郵便事業といふものは必然的に縮小をしていくわけですね。郵便事業が縮小すれば値上げの加速が当然起つてくる、悪循環が繰り返されるわけでありす。もう次の値上げの問題が議論をされるというのも私はこういった因果関係にあるからだと思います。

通信手段の多様化が郵便の地位を変えてしまつた現状の中で三事業の独立採算制を固執するとなりますと、これは赤字どころか郵便事業そのものがやせ細っていくこともまた必定でございます。だから一般会計からの財政援助が必要だと言つてもなかなか平行線がかみ合わない、こういう議論を繰り返しているうちに情報化社会、こゝに通信手段の進歩はこういう議論を置き去りにして前進をいつてしまつていく、これが現状に対する私の認識でございます。

つまり、申し上げたいことは、郵便の本質論、社会的機能論をもっと早くから徹底して論ずべきであつたといふのが私の主張でございます。そして郵便の置かれていく地位、機能をきちつと把握できれば、そこから、果たして三事業の独立採算制といふものをこのまま踏襲をしていった方がいいのかどうか、あるいはあまねく広く、しかも安い料金で便宜を提供するためには一般会計からの財政援助の必要があるかどうかといふことは、きちつと決まってくると思ひます。極端な言い方をいたしますと、郵便事業の過去の亡霊にとりつかれておりますと、体質改善なり前進ができませんという私のこういう認識が間違つていないかどうか。

以上、郵便事業の基本的な認識を申し上げたわけでございますけれど、大臣は、冒頭、過去の慣習にとらわれないで郵便事業を推進する、郵政事業を推進するとおっしゃつた。私はそこに大きな期待をかけている者の一人でございますけれども、私の基本認識の上に立つての現状把握、そこ

から、であるならばどういふ具体策を講じ、どういふ提案をしていったらいいか。ひとつつきようは、具体的に――まだ具体的なものは持っていないしやらないという大変謙虚なお言葉ではございますけれど、やっぱり大臣の御出席がある以上は具体的に伺ひたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(福田繁憲君) 社会情勢の変化あるいは客観的な諸問題の激変、こういうことについて郵便事業は今後どうなるかといふいろいろな御懸念の点は、私どもも十分認識をいたしておる次第でございます。

何といひましても労働力依存度が非常に強いという特徴もありますし、将来の的確な見通しに基づいた郵便事業のあり方、あるべき姿をたゞいま検討中でございます。御承知のとおり、現在「郵便の将来展望に関する調査会」また「郵便事業基本問題特別委員会」がございまして、各専門家を動員いたしまして種々検討を進めている段階でございます。これらの得ました貴重な資料をもととして、いま申し上げたような基本問題について具体的な施策を考えたい。

また、いままでの経緯を見ますと、今度の値上げの幅は大幅でございましたので、落ち込みもかつてないほどの落ち込みがあつたことは事実でございます。ただ一定の限度、たとえば一年ぐらいたちますとば安定に向かうといひます。その経過を見ておきますと、長期的見通しでは、そう私は落ち込みが長く続くものとは考えておりません。ただ、一般会計の繰り入れにつきましては、やはり独立採算制の立場からあくまで自力で更生するといふたてまえは今後も堅持したいと考えておりますが、しかし、従来のままで果たして激変する新しい事態に对应できるか、あるいは悪循環に陥ることがないだろうか、という懸念は残つておりますので、今後、具体的に検討を進めていきたいと思ひます。

○木島則夫君 従来のままで破綻をするといふおっしゃりようの中には、やっぱり現在のこの三

事業独立採算制なり一般財政、一般会計からの財政援助というものも一応はお考えの上での御発言でございましょうか、それとも何かほかに具体的な御提案があるのでしょうか。

いま大臣がおっしゃったように「郵便の将来展望に関する調査会」ここでもって私は鋭意御検討中だろと思う。しかし、こういうものは幾ら検討しても、やっぱり早いと結論を出して、その結論ののちできちんと対策を講じなければ、さっき私が申し上げたこの激変、非常に速いスピードで変転をしている世の中には間に合っていないですね。だから、そういう見通しを一体いつお持ちになるのか、その中でやろうとしているやっぱり片りんとか具体性というものは私はあつてしかるべきだと思ひますけれど、いかがでございましょうか。

○国務大臣(福田繁憲君) 一般会計繰り入れは、先ほど来申しているとおり、やはり経営の姿勢を安易に陥れる危険もございまして、いまのところやはり独立採算制で自力更生と、収支均衡を目指すという方針でいきたいと考えております。

ただ、果たしていままでの、従来のやり方で今後の経営の健全化を図れるかどうかということにつきましては、いろいろ懸念される状況も出ておりますので、将来展望調査会あるいは特別委員会等でいろいろと専門的に掘り下げていただいて、これを指標として、なるべく近い機会に、新しい試案があればこれを採用したいと、いま検討中でございます。

○木島則夫君 問題を一点だけにしぼって、しつこいようですけれど、もう一回伺います。

独立採算制は維持をしていく、しかし郵便の置かれてある社会的地位、情報化社会、非常に多様化した通信手段の中で郵便のあるべき姿というのは、悪いけれど、低落をしていったと私は思います。一時は電報が日の出の勢いであつた。そのときに、これは電報公社の問題ですけれど、電話を補って余りあるものがあつたけれど、もうその王座は入れかわってしまったわけですね。これか

ら、じゃ電話がそのまま続くかと必ずしもそうではない。そういうふうな情報化社会、ことに通信手段の技術革新が著しい現状では、そうゆつくりしていられないわけですよ。だから、いま大臣がおっしゃったように、独立採算制は維持していくけれど、郵便の社会的地位、その機能というものはどんどん変化をしていって、片っぱはきちっと枠をつくっておく。その中で郵便のあるべき姿というものはどんどん変化をしていく。しかし、このままではやっぱりいけないじゃないかという、しかしこのままではという、その辺のところを、就任早々ではございませうけれど、何かいい具体的なお話があつたらば、ひとつこの際聞かしていただきたい、こういうのが私のお願いでございまして。あるいは郵務局長でももちろん結構でございまして、いかがでございましょうか。

○政府委員(廣瀬弘君) 木島先生の御指摘でございませうけれども、ただいまあらゆる通信のメディアの中で確かに郵便が電気通信その他のメディアに代替されているという事実はあると思ひます。しかしながら、いままでの郵便の流れを見てまいりますと、一方で電気通信は伸びてきています、と同時に、郵便も各国において伸びてきているわけではございませう。そういう意味で電気通信の果たす役割りと郵便の持つその現物性と申しますか、あるいは記録性と申しますか、そういった分野は今後も残されていく分野ではないかというふうなことを考へてございまして。したがって長い目でながめてまいりますと、郵便の果たす役割りというものは今後とも非常に大きなものがあると思ひ、今後とも安定的な増加というものを見込むことができるのではなからうかと思ひます。

ただ、先生の御指摘のように、過去、高度成長下にあつて非常に急激な伸びを見せました郵便の傾向が今後とも続くかという点になりますと、そこは大変問題があらうかと思ひます。それと同時に、郵便のサービス自体も新しい社会の需要にこたへることを考へていかなければならないかと思

います。そういう意味では、新しいメディアとして電子郵便というふうなものが外国、たとえばアメリカとかイギリス等において現在すでに行われておるわけではございまして、そういった郵便自体の変貌というものは今後は考へていかなければならないと思ひます。しかしながら、全般的に見て、私は今後とも郵便の果たす役割りというのは、電気通信の同時双方向性の利点と違つた意味で、先ほど申しました記録性あるいは現物性という意味での役割り、これを今後とも引き続いてその役割りを果たしていく、そういうふうな形になるのではなからうかというふうに考へております。

○木島則夫君 これは別途細かい議論はさしていただきますけれど、きょうは、大臣に基本認識といたしまして伺ひをしたわけでございまして。そういう非常に非常に郵便事業が置かれてるシビアな環境の上に立つて、あるべき郵便の姿をどうぞひとつ御研究をいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

このほか労使の協調とか職場秩序の確立の問題もゆるがせにできない私は緊急な課題だと思ひ、ございませうけれども、これも結局せんじ詰めて言いますと、郵便事業そのものの将来に希望と可能性というものが生まれたい限り、そこで働いてる方たちにとりましては、やっぱり前途に不安を抱いて陰うつ、憂うつになるのは当然だと思ひます。だから、そういう意味でも、この社会状況、情報化社会に適合した郵便事業のあり方というものをしっかりと把握をする。その中で古い制度はもう遠慮なく捨てていく、新しいものに変わっていくというやっぱり勇氣と決断の時代ではないだらうかというのを申し上げまして、大臣への提言と御質問を終わるわけでございまして。ありがとうございまして。

続いて、NHKにお伺ひをいたします。遅くまで御苦勞さまでございまして。五十二年度予算の審議の折に問題になりましたのは、NHKの経営基盤をどうするかというのと、難視聴解消の問題、公共放送としてのNHK

のあり方など幾多の問題が出たわけでございまして。その中で放送の中立性、公平とは一体どういうことなのかということもございまして。たくさん議論が出たわけでございまして。一様にNHKの放送は公平であるべきだとか政治的に中立であるべきだ、NHKは国民のための放送局でなければならぬ、私もよくわかるわけでございましてけれども、そのときも指摘したんであります。

公共性、中立性、国民のためのNHK、実にいいまいもこととして抽象的な表現である。これもNHK前会長の小野さんはお認めになりました。私はちょっと前置きとして、新聞の問題をここで論評をしながら、公共放送のNHKが背負っている宿命というものをひとつ御指摘申し上げたい。ちよつと前置きが長くなつて恐縮でございまして。それに新聞はかくこういうものなんだという釈迦に説法的なことはまことに申しわけないんですけれど、ちよつとお聞きをいただきたいと思ひます。

新聞というのは、これは報道機関であると同時に言論機関でございまして。したがって、ある価値に基づいた編集方針をとっていることは当然でございまして。このある価値に基づいての編集方針を最も端的にあらわしているテーマは何かというふうに分ける私はストライキの問題が適当なテーマだろうと思つて、ひとつストライキを扱った新聞の見出しをひっくり返してみたいんであります。

時期は四月の二十日の新聞の見出し、朝刊のまづ読売は「交通七二時間スト突入」。毎日「交通ゼネスト突入」。サンケイはわりあい具体的に「七二時間の交通ゼネスト突入」。東京新聞は「交通ゼネスト突入」。朝日はちよつとニュアンスが違ひまして「交通ゼネスト入り」となつております。ここで一つ一つ私はこういう問題を論評したくはございませうけれども、ここに一つの価値意識を持った新聞の見出しというものがはつきり読み取れる。大体、私の立場で言わせると、やっぱり国民の多くが迷惑を感じるストにあえて入る

言ひ方は大変感覚的な表現の仕方でおしかりを受けるかもしれません。

そこで本題に入らしていただきます。

たとえば一つNHKのニュースをとって考えてみますと、与党からしますと、大変野党的でこいつは困るとか、また野党から見ますと、体制べつたりで、何だいあのニュースはけしからぬと言う。当然、私はこういう議論が起こるのはいいと思います。そのほかNHKに対する言ひ分、要望というものは、それぞれ国民の立場、国民の要望という言葉をかけてNHKに殺到をしてくるわけですよ。大変都合がいい言葉ですね、国民のNHKというのは。実に都合がいい。言う方にも都合がいいけれど、言われる方のNHKも、これを、後で申し上げるように、都合よく料理をしてい

だから、ここで私が新会長に対して申し上げたいことは、NHKに対して、かねがね公共性、中立性ということは大いに意識をしていただきたいんだけど、このことを余り重荷に感して萎縮を

していただきたくないというのが新会長に対する私の第一声なんです。意識はするけれど萎縮をするなどということなんです。意識をし出しますと、やっぱり自己規制が起こりまして、かたくなって萎縮をする。そうすると事なかれ主義になるわけですよ。そうなると、どうも生気のない、つまらないNHK、ことに聴視料問題がシビアになり、

前会長の引退問題などが起こっていると、間違ひを起すまい起こすまいとして、どうしてもガードがたくなる。ヒットは打たなくても三振はするなというふうな番組、NHKの姿勢は私はつまらないと思います。

だから、会長のいわゆる就任最初にお願いをしたいことは、何か余りにも公共放送とか中立性ということを重荷に感じてしまおうと、そうしてNHKが置かれている現在の環境を余り意識をし過ぎると、自己規制が起こって萎縮をして、つまらないう、事なかれ主義のどこからつかれても問題点がない番組づくりに集約をされることがあつてけ

ならない。意識はするけれど萎縮はするなというこの第一声に対して、会長はどういうふうにお受けとめになりますか。前置きが長くてまことに恐縮でございます。

○参考人(坂本朝一君) 大変NHKについて御理解のある御指摘だと思えます。おっしゃる通りに、ともかく二千六百万世帯、ほとんど全世界を契約の対象とする報道機関でございますから、最近のように価値観の多様化、いろいろな御意見のある聴視者に対応する放送でございますので、そういう点についての中立性ということについては御指摘のようになかなかむずかしい面がございます。

ただし、やはりそれだけのポリシーを対象とする報道でございますので、何が中立で何が公正かということを考えます際に、やはり独善に陥るということこそ最も私としては恐れる次第でございます。したがっていまして萎縮するなという御指摘はまことにありがたいと思えますけれども、その反面、独善になるということについては、極力、われわれ謙虚に対処しなければならぬんじゃないかというふうに考えております。

また報道番組等について、ニュースなどについての御指摘がございすけれども、私はニュースというものは事実を伝えるということがまず第一前提である、そしていわゆるセンセーショナルリズムになつてはならない、事が起こったときにわれわれはまず冷静にならなければいけない、取材合戦の現場はともすればホットになるのはこれは当然でございますけれども、それを編集し、マネージするわれわれが一緒にホットになつたんではいけません、われわれはあくまでも冷静で、事実を報道するというところに徹して編集すべきであるだろう、そう考えておる次第でございます。しかしながら、具体的な問題に当たりますと、御指摘なような点が多々出てくるということもこれまた否めぬ事実かと思ひますので、いまの木島先生の御指摘を十分腹に据えて、私も今後の方針にしたいというふうに思う次第でございます。

○木島則夫君 萎縮をするな、萎縮をしてもいい、たかぬいと私が申し上げた、それもよくわかる、しかし、もう一つの反面として独善に陥らないことであるという、まさにそのとおりだと思ひます。それをどこでバランスをとるかという、それはその時点でその社会情勢なり経済情勢なり、そうですね、ケースケースによつて私は違つていいと思ひますね、違つていいと思ひます。いつもある一定の目盛りのあるところを針が指すように、そこを指していなければいけないというもののじゃないと思ひます。揺れがあつていいと思ひますね。

で政治の問題について申しますとね、NHKの放送が自民党にとつて気に入らない場合もございましょうし、また野党の側から言いますと、余りにもそれは体制べつたりであり、与党的なつまり取材の仕方であり、表現の仕方であると目に映る場合だつてあるわけですね。で気に入らないことがいつも一方に偏つていことが問題だといふふうには私は御指摘申し上げたい。その時点で、あるいはそのケースケースでは問題が起るかもしれないけれど、しかし総体的に見ると、いま言った萎縮と独善になるなというこの関係のように、総体的にいこうとバランスがとれていこうというのが一番いいんだらうと思ひますね、私はそう思ひます。で私が恐れていることは、NHKがどこからもつつかれないように、問題を起さないうように起さないうようにするに、つまり独善的なもの、やっぱりそつちの方に重みがかかつて、自己規制なりいふ言つたようなことになりかねない、だから六十点から七十点の平均主義的番組が生まれかねない、そういうことを私は危惧をするわけでございます。

で、私は、五十一年度予算を審議しました折にも、前会長にこういふことを申し上げたんです。NHKというものは国民の広場であつてほしいというところを申し上げました。この広場にそれぞれが表現で多くの価値意識を私はもうやたらめつたらに持ち込んでもらいたいということですね、そこへ。この広場というものは、原則として欄がない方がいいですね。NHK広場に集まつてくる関心あるいは期待、要望、批判という国民の複雑な価値意識をフランクに広場に入れていただきたい。そういうして、この価値意識をできるだけ直接的に番組に反映するようにお願いをしたいというのが二番目の私は要望でございます。

もつとも、さつき会長がおっしゃつたように、余りホットになり、余りセンセーショナルになつてしまふことはこれは避けなければなりません。だから、ある種の番組についてはあまり生々しいものをそのまま出すことは、これは刺激的であり過ぎる場合もございましょう。これは当然配慮があつていいことだらうと思ひますが、概してNHKが扱うものは、私のこれはおはこんですけれども、せつかく鮮度のいい素材でも、それを何らかの形で料理をしまひまして生で食べさせてくれないんです、本当に。たまにはとれたての野菜とか、とれたての魚を生でガリガリかじりた。NHKの側から言つて、そういうものを生でお食ふ願うことは不消化を起したり、おなかを壊すとか大変だからと言つて、それをいつも煮沸したりポイルをしまひまして。せつかくの生の鮮度、ビビッドな生き生きした素材というものが何かなつた形で提供されると、それが私はパターン化した平均主義的番組になつてくるおそれがある。こういうことを、釈迦に説法です、こんなことは、だれど、私はそのことを常にNHKに希望もし望んできたわけでございます。

現場育ちの会長に言わせまうとね、それは理想であつてなかなかそうはいかないのが放送だよというお言葉が返つてくることは私はよくわかるんだけれど、NHKがいまもう一つ脱皮をしなきゃならない、その脱皮というものは、これは後日問題にしますよ、内部的な一つは規制があり過ぎるというところ。これは後日問題にします。しかし、いまはそうではない。公共性とか中立性とか政治的不偏不党、国民のためのNHKという、そういう重きにむしろつぶされて、そこから出てくる萎縮から起る問題の方をいまは問題にしているわけでございます。いかがでございますか、NHKは公共放送を意識はするけれど決して萎縮をするな、むしろ生き生きとなつてほしい。愛宕山の放送施設時代から現在の放送の隆盛時代まで、いわゆる放送の歴史を表現をされて、体で体験をされてきた、もう数少ない私は生き証人、まあ生き証人という言葉はよくないかもしれないけれど、そういうお立場にいらつしやる会長だと思ひます。で現場を知つていふことは非常にこれは強いことですね。また知り過ぎるというところは、その枠の中から出られない可能性というのか、枠もしがらみもここにぶら下げていふ宿命を負つていふわけでございます。NHKが置かれていふシビアナ環境の中で、あるべきNHKの本来の姿は何なのかということを踏まえまして、いまの私の提言にお答えをしいただきたいと思ひますが、いかがでございますか。何か釈迦に説法なことを申し上げたと思ひますけれども、やっぱり私はNHKのよきなりNHKのありべき姿をもつともつと引き出したい、出してもらいたいという、こういう気持ちから申し上げたわけでございます。

○参考人(坂本朝一君) NHKの現場育ちというお言葉でございましたけれども、現場については私以上に熟知しておられます木島先生の御発言で、まあそれこそ釈迦に説法の御答弁になりかねないのでございますけれども、確かにいま比喻でおっしゃいました、生の野菜をガリガリかじるような番組であるべきものがポイルしたりしてしまつて新鮮さを失つていふではないかという御指摘、それはむしろわれわれの未熟さがなせるわざだらうと思ひます。われわれはそういう御指摘を受けたい、生で提出するものは生で提出するといふ、そういう料理人であるべきだと思ひますが、しかし、何と申ししましても、毎々申し上げておりますようなNHKの置かれていふ環境の中で番組づくりをするということが、とかく御指摘のよう

なことになりがちだということも大いに反省しなければならぬと思っております。

したがって、そういう点についての一層の勉強をして、その未熟さから脱皮して御期待に沿えるような番組づくりをするというのが、少なくとも私に課せられた使命の一つであらうというふうに認識しておりますので、今後、一層努力したいというふうに思っております。

○木島則夫君 大要前向きな回答ありがとうございます。やっぱりとつ脱皮してほしいと思えますね。それをおやりにすることが新会長に課せられた私は責務だらうと思えますし、国民の多くの期待だらうと思えます。

ボイルするものは、煮沸するものはやっぱりしていただかなきゃならない、それは私もよく承知をしております。しかし、全部そういう状態で提供されますと、これは鮮度を失ってはおもしろくないです。やっぱり見る者はおもしろくないや、生き生きしてなきゃつまらないですよ、放送が。だから、そういう生で出したいと御判断になったものは遠慮なく生で出す。そのときには賛否いろいろの刺激的な反応があるかもしれない。それはそれで処理をする。しかし、NHKのあり方、番組全体を総合してみたときには、ちゃんとさっき言った萎縮をするな、片っ方では独善になるなというバランスがとれている、言うはやすくして要望は大変大きいのでございますけれど、新会長に期待するところの大きい、その期待をひとつ体現をしていただきたというのを最後に要望として申し上げて、私の質問を終わります。

○青島幸男君 私、当委員会におきまして発言の機会を得るたびに、また大臣が新しく御就任になるたびにこの問題をしつこくお尋ねして、通告してありますんで大臣もある程度の御答弁御用意になっていらっしゃると思うんで申し上げます。

長年懸案になっておりますオールVをUに転換するというお話でございます。四十二年、小林郵政大臣の際に、閣議決定ということで方針が打ち

出されました、その当時、十年を目途にそういうことにするんだというお話でございましたけれども、もはやことしは五十一年でございまして余すところ一年、その間に何人か大臣がおかわりになられまして、そのたびにこの御質問を申し上げますと、狭い日本でなぜにそんなに急ぐんだ青島君、というような交通標語まで持ち出されまして、いろいろはぐらかされたりしている経験もございまして、改めてお尋ねするんですが、もはや十年になんたとしてお尋ねでございますが、私漏れ承ねるところによりまして、新大臣大要率直なお人柄だと承っております。もう十年も前に、十年を目途としてやると言っておりますが、十年たつて何のめどもたないんですから、十年前には確かにそういうことも望ましかつたけども、いまとなつてはやはりこれは無理だった、あるいは再検討しなければならぬのではなからうかぐらいの御見解は承れるんではないかという期待を持って御質問申し上げますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(福田繁憲君) この点はVからUへ全面移行する問題、たしか小林元郵政大臣のところから長い間の懸案と承っております。この点につきましても、治安、警察、災害等の問題とVの関係、それから一般テレビとUの関係、いろいろ事態の進展で色分けもできておりますから、政府としては、郵政としては、従来からの方針に従って今後さらに検討を続けていきたいと思います。

具体的には、事務局から答弁させていただきます。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま大臣から御答弁ございましたように、このVU移行の問題につきましても、いろいろむずかしい問題がございまして、やはり基本的には従来からの方針を引き継いでいるわけでございます。

いいます、このときはVHF帯の重要通信が非常に窮屈になってまいりました、そのためにあのような方針を出したわけでございますが、その後も重要通信に必要な波というものは相変わらず激増いたしております、その周波数の割り当てにわれわれ非常に苦心しておるわけでございます。その間に激増する重要無線の通信用の周波数の需要につきましても解決方策をいたしましては、周波数の効率的な使用、たとえばチャンネル・セパレーションのようなものでございまして、その縮小というふうなものでございまして、これですの線とか、あるいは消防とか、そういうような保安、消防、こういうような需要がますますふえてきております。したがって、われわれといたしましては、やはり従来の基本方針のもとに、こういう問題の解決を図っていくかなければならぬだろうというところでございまして、そのような意味におきまして、基本方針どおりこの問題を今後とも検討を続けていきたい、かように存じております。

○青島幸男君 ですから緊急連絡用にVがほしいということはよくわかっております。しかし、かつて十年をめぐらしたというところで閣議決定されたのだけれども、もはやもう十年たつていっているわけですから、あのとき言われたことは、現今の状況と引き合わせて見て、これは無理だったと、今後ともその方針に変わりはしないけれども、あのとき打ち上げたアドバンスは事実上行えないで無理だったと、つきましては今後何年後をめどにどういうようにしたいというふうなことが明らかにになりまさんと、いつまでたつても、この議論を繰り返しているうちまた十年たつてしまふのじゃないかというところで、非常に聞いている側はすっきりしないのです。その辺を何とか明快に、一般の国民にもわかるように御答弁いただけると大変幸せだと思っておりますが、重ねて御答弁をお願いいたします。

われといたしましても非常にむずかしい問題でございまして。先ほども申し上げましたように、われわれといたしましては、この重要無線の増加につきましてもいろいろ技術的な手段を講じまして、そうして効率的な使用などを図ってまいりましたが、やはりそれにしてもこの重要無線関係の伸びというものが、当時に比べまして社会的な状況も変わってきております。ですから、そのような点なども含みまして将来の重要無線というものの対する周波数の需要動向、増加の状況、こういうものを図っていくかないといけないわけでございまして。したがって、ただいま先生から何年をめどにということの御質問を受けたわけでございまして、その点につきましても、私たちがいたしましては、なるべく早くということには言えるわけでございますが、何年ぐらいということにつきましては、やや御返事に不十分な点があるのはお許しいただきたいと思います。

○青島幸男君 とてもお許しできない問題です、これは。実際に全面移行、VからUにするということは、NHKのカバレッジを考えましても、いまの財政状態を考えましても、できないことは皆さんの方が百も承知なわけですね。いつまでにはできない、だったら、もうあの看板はおろしてもいいんじゃないか。

だから私は緊急無線用に帯がほしいことはわかるのです。十年をめぐらしたけれども、もう十年たつてできない。今後も見通しは立たない。これは大変むずかしい問題だから、何らか再検討しなければならぬのじゃないかというふうなことを率直にお認めになったらどうですかということ、大臣、申し上げているわけですよ。これいかがでございますでしょうか。

○政府委員(石川晃夫君) 先ほど申し上げましたように、基本方針といたしましては、われわれこの重要無線をどういうふうな解決していくかということが基本的な考え方でございます。したがって、そのVU移行の問題とか、あるいはチャンネル・セパレーションの問題、こういう問題は

一つのテクニクでございまして、その辺の問題をわれわれとしても十分検討したいと思っております。したがって、この基本方針自体については、われわれとしては基本方針を再検討するということではなくて、やはり基本方針についてはあくまでも従来の考え方を維持しながら、それを解決する方法というものを考えていきたいと、かように申し上げておるわけでございします。

○青島幸男君 この問題もうやめます。画期的な発明として同軸ケーブルがあらわれまして、いままでワイヤーでやっていた容量をはるかに上回るものができましたね。ああいうふうに画期的な発明があらわれるかもしれませんし、そうなったらこの問題も一挙に解決するだろうと思ひまして、私もそういう新発明に期待をいたしまして、今後、この問題は質問いたしませんけれども、何とか、一般の国民が非常にはがゆく思っている問題ですから、早急に片をつけていただきたいというふうに御要望申し上げます。

大臣、こういう公式の席ではなかなか御発言なれないのももともとなんですけれども、歴代の大匠の方々も、新聞記者などの雑誌の間などでは気をお許しになるせいか、やっぱりあれは無理だったんだよなというふうなことを述べられていたというふうなうわさも聞きます。ですから、いつの日にか率直にこの問題と対決していける日があるんではなからうかと思ひますけれども、この問題はこの程度でとどめます。

先ほどから、NHKの公共性を踏まええた中立性という問題が大変問題になっておりますけれども、今度、新会長御誕生のいきさつにつきましても、私も大変喜んでおる者の一人でございます。まして、少なくとも経営委員会というものがNHKの会長を選んだというふうな認識が国民の間に行き渡ったと、このことだけでも勝手に政府がしかるべき人を連れてきて経営委員会に据える、あるいはその経営委員会の中から勝手に政府の息のかかった人が選ばれるんだという認識はぬぐわれた

と思うんですね、一応、ですから、ここをもう一つ押し広めてまいりまして、新聞の投書欄なんかを見ますと、やはり経営委員を公選にする、あるいは私も聴視者の声が経営委員会の人選のあり方に反映できるようなふうなことにしてくれたいとNHKは私も身近なものになるんじゃないかならうかというふうな意見も幾つか出ています。この際盛り上がり過ぎてきているのですから、一挙にNHKを国民の側のものという認識を国民に与えるためにも、その点の配慮がなされてしかるべきだと思います。

前郵政大臣のときに、公選制を、経営委員の公選も含めて経営委員の任命のあり方については考えますという約束を郵政省からいただいております。その後、どういふふうにお約束が進展しておりますか、その辺の事情をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま先生から御質問がございましたように、この問題はさきの国会の五月に御質問があったわけでございします。で、その後、われわれといたしましては、先生を初め各方面からいろいろな御意見をいただいております。この経営委員会の委員の任命方法とかあるいは制度という問題でございしますが、これは非常に重要な問題でございします。省内に現在設置してございします電波放送関係法制調査委員会というものがございしますが、その委員会でも慎重に調査検討を進めておるわけでございします。

われわれといたしましては、先生のお示しのような経営委員の選出方法といたしましては公選的な手続、こういうようなことにつきましても検討いたしましたけれども、やはりいろいろ検討いたしました経過において、現在の制度は内閣総理大臣が任命に先立ちまして、国民を代表する両議院の同意を得ることによって国民の総意が反映できるといふような形で現在その経営委員の任命方法、選出方法が決まっております。で諸外国の状況を見ましても、やはり公共放送事業体の経営委

員の選出方法、あるいは国内における——これは日本の国内でございします、ほかの公共企業体の経営委員の選出方法、こういうものなども調べてみますと、やはりほとんど公選の方法というものは類例を見ないようなものでございします。で、われわれとしては、これをにわかには取り入れたいというふうには考えております。

○青島幸男君 にかに公選にしないまでも、NHKを大事に思う国民のその人選に反映するようにしなきゃならないとお考えになるわけですね。少なくとも聴視者の声がNHKの人選に何らかの影響を持った方が望ましいとお考えになりますか、それともそんなことは一切関係なく、総理大臣が任命するに先立っていろいろ人選が行われるんだから、それで十分だというふうにお考えになりますか、いずれですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま申し上げましたように、NHKを見ておられる聴視者の方の御意見というものが何らかのところでやはりそういう経営委員のところに届くというところは望ましいこととございします。それにつきましても方法としていろいろあるかと思ひます。NHKでは、NHK自体といたしましていろいろなそういう番組を国民の皆様から御意見をちょうだいするという方法などもあるようでございします。しかし、われわれといたしましては、NHKというものの存在といたしましては、やはり現在のようないろいろな法律にとりまして、そして国民の皆様が反映できるようなふうなことにしているというふうなことを考えております。

○青島幸男君 少なくとも契約者ですからね、視聴者というのは。ですから、契約者は契約して放送の対価として金を払っているわけですから、それから私どもが考える放送に近づくと、しかもそれを具現化する経営委員のあり方というのは、私ども考えるような人々が経営に臨むのが正当だといふ考えが反映されるようにしなければ、国民の一人一人あるいは視聴者の一人一人が実際にわれわれのNHKなんだという認識は持ちにくいわけ

です。ですから、そのようにすることが望ましいといふおっしゃいましたから、これからまたまだ検討の余地があると思ひますから、その方向で御検討いただくように重ねて御要望申し上げます。

見ている人間たちが、本当に私たちの代表が、少なくとも私の意見の反映がこのNHKの経営の実態を握っているんだと、経営に私も参画しているんだという認識を国民が持ち得るような線で御努力いただくことが一番妥当だと私申し上げているわけで、その辺の認識は間違っていないと思ひますし、そういうふうな方針で、今後その方向で御努力いただくように要望したいということですから、いかがでしょう。

○政府委員(石川晃夫君) 先生の御発言よくわかったわけでございしますが、われわれ、NHKの立場といたしまして、国民の、いわゆる聴視者の意見というものは非常に重要でございしますし、また公共放送としての立場というものは重要だと思ひます。したがって両方からみ合せて、今後、検討を進めさせていただきますと、かように考えております。

○青島幸男君 それは前々から厳正中立ということとを言われているわけですが、それが厳正でどれが中立なんだかということとはだれが決める問題でもないわけですね。これは大多数の人間がそう考えているということが中道なんじゃないかというのが民主主義の原則になつていくわけですから、ですから一部の考え方だけで独善に陥るといふことは、先ほども会長おっしゃられておりましたけれども、独善に陥ってしまうということがこれだけの大きな組織を持つていて経営の実態の中にあつたとしたら、これは大変恐ろしいことになるわけですから、その辺が国民も一番恐れるところだと思ひますので、そういう御認識を持っていたいただきたいということを申し上げます。NHKの問題はそのぐらいいたしまして、今度、料金の問題ですけれども、大臣がいずれかの

場で御発言になったというのを私ららっと思たんですけれども、いまの状態でも二年か三年先にはもう一回郵便料金の改定をしなきゃならないようなことになるかもしれないという御発言があったやに伺いましたけれども、これは事実でございますか。

○国務大臣(福田篤泰君) 少なくとも来年度はまず絶対に回避できるという見通しがございます。その次の再来年については、値上げがまた必要になる人件費の高騰その他の要素が出てくるんじゃないかという懸念もあるようです。しかし、私としては、半年でも一年でも値上げはなるべく回避したいという方針には変わりございません。

○青島幸男君　いま電信電話料金の問題が大変議論的になつてゐるわけですが、おおむねいつも料金改定ときはそうですけれども、せつば詰まってもう赤字が累積してゐて、上げなければにっちもさっちもいかないのだ、どうしてもこの国会で事実上値上げの内容を持ったこの法案を通してくれ、いや通さない。それで野党が攻めたいしまして、時間切れ、あるいははなはだしきときは強行採決というようなかつこうで事が決まつてしまふというようなことが往々にしてありますね。このことが一番私は実は国民がきらつたところだと思ふのです。どうしてもぎりぎりになつて通すか通さないかで力ずくの争いになるみたいな状況の中からは納得のいく解決が生まれるわけはないわけですから、いまみたいに少し余裕のあるうちに実は基本的に料金体系をこう改めれば、国民の方にも納得いただけるのじゃないかと、そういう幾つかの考え方を煮詰めておく期間があるということとは私は大変幸せだと思ふのですね、一年でも二年でも。本質的な議論がなされる期間にそれをしておかないと、またぎりぎりになつたときに力づくでということになつたら、いつまでたつても国民の理解が得られないままに泣く泣く国民は料金改定に従わざるを得ないという結果になるわけですからね。

で、私、郵便料金の値上げの際に、幾つかの提言を申し上げました。たとえば、はがきにコミーシャルを刷り込むのはどうだろうか、あるいはダイレクトメールというようなものが実態として大変大きな数字を占めているし、郵便事業発足の当時は考えられなかったことだろう。その意味からして郵便の扱う内容が非常に変わってきているから、企業間通信とかあるいはダイレクトメールの占める分量が圧倒的に多くなりましたね。その分の本当の私信に対する影響が非常に大きいので、実は、郵政省はそういう企業の配達機関の一部に成り下がったんではなからうかという部分さえある。そういう部分をわれわれの私信の料金値上げで補われてはかなわないんだというところが一般にある。

その点を考えても、ダイレクトメールと私信とを何らかの形で区別する必要があるんじゃないだろうか。少なくともダイレクトメールを出すということは、受益者負担という法則を貫かれておるわけですけれども、実際には何かの金銭的利益を得るために行うわけですから、それと私信、ふざけとからの便りなんかとは違ふのだから、明確に区別したらどうだろうか。しかし区別するためには文書の中を改めなければならぬこともあるし、それは大変むずかしい繁雑な問題であるということをおっしゃられた。ですから、あらかじめこういうダイレクトメールを出しそうな企業は前もってその金をプールしろ、あるいは税金みたいなところで別途徴収したらどうかというような提言も申し上げました。それにつきましては、いろいろ考えてみますというお言葉をいただいておりますので、その後、どういうふうに進展しておりますか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（廣瀬弘君） いろいろ郵便法改正の際に有益な御意見を賜ったわけでございますが、はがきにつきましては、その際にも申し上げましたけれども、慶弔通信とかそういう場合等を考えますと、広告の種類を選択するというのが非常にむずかしい。

ずかしいことではなからうかということでございますまして、どのような広告を取って官製はがきに印刷するかということは、私も技術的に見ても大変むずかしい問題ではなからうかと現在も考えておるところでございます。

それからもう一つ、業務用通信とそれから一般の通信とを区別して扱うということ、先生御指摘のように、内容を調べなければなりませんので、これは技術的にきわめて困難であるということとは先生お説のとおりでございます。ただ、それにかわる目的税のようなもので、たとえば資本金に応じてこれを取るというようなお話もございましたけれども、ただ税ということになりますと、出す企業の郵便の中で果たしてそういう企業の利益にはね返るような郵便物がどのくらいあるかと、そういうなことを明確にしないと、なかなか税負担の公平を欠くかと思われまします、そういうような点、払う主体の問題、それからその税の払い方の問題というのを詰めてまいりますと、実は、私、専門家がございませんで、私から答えるものが果たして適当かどうかわかりませんけれども、そういうようなことなどを私なりに考えますと、技術的にも非常にむずかしいものではなからうかというふうに考えておるわけでございまして、先生の御意見は私どももその際十分拝聴したわけでございますけれども、なお郵便取り扱いの問題並びに税の問題というものをあわせて考えますと、なかなかこれは実現しにくい課題ではなからうかと現在は考えております。

○青島幸男君 お話よくわかります。で、私も素人で突拍子もないことを言うかもしれないですけども、もう一つ提言があるんですけども、料金別納というのがありますね。あれは何通以上まともれば料金別納がいいとか、そういう決まりがあるんですか。

○政府委員(廣瀬弘君) 決まりがございます。ちょっと調べますので……

○青島幸男君 いいです。それは後でお調べいたなだけ結構です。

時間がありませんから話を先に進めますけれども、料金別納というのは幾つか数がまとまるわけですよ。これはおおむね企業通信かあるいは業務用通信でしょうね、当然。ですから、ここは内容は改めなくても私信と区別はできますね。ダイレクトメールあるいはそれに類する企業通信とか、あるいは業務用通信は大抵一括別納になりますね。それだけ第一種郵便物から外したらどうですかね。それだけまた別途料金体系の中に組み込むということをお考えいただくというのはどうでしょう。

たとえば、いまだ一番国民が疑念に思っているのは、筆書したあて書きの第一種郵便というの
は、それとは全く区別されるべき筋合いのもので
すね、業務用通信とかその他の商業通信は。です
から、あれとふるさとからの便りとデパートから
来るダイレクトメールと同じ料金で、しかも、そ
ちの方で赤字抱えているからおれが払うのはい
やだという部分の疑念は、少なくともそのことだ
けでも解消されるのじゃないかという気がしま
す。これは明確に区別してしかるべきものだと思
いますけれども、私信とそれから業務用通信
です。ですから一括料金別納の分だけ別建てに料
金を組んで、その分だけ高くしろということにす
れば、私信を上げなくて済むんじゃないかとい
う気がしますけれども、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(廣瀬弘君) 先ほどの料金別納とし
る郵便物は五十通以上になっております。
それから、ただいまの別納郵便物を別の料金建
てにしたかどうかというお話でございますけれど
も、なかなかこれもむづかしいかと思うのは、料
金別納で出される郵便物の中にはやはり公共性
があるいは公益性の強いものも含まれてくると思
います。その場合に、企業の利益にそのままだ
返るかどうかという判定が非常にしにくいので
ないかと思ひます。明らかにその郵便物が差し
出される人の利益にはね返ってくるという認定
ができる場合にはお説のような議論があろうか
と思いますが、その辺については少し勉強さして

きたいと思ひます。

それからもう一つ、全般的な料金体系の問題でございませうけれども、これは郵便物がある程度需要があるという前提に立つて全体の料金が立てられていかなければならないと思ひます。で、ある程度割り増し料金を大きくいたしますと、そのために全体の郵便通数の需要が減少してまいりますと、勢い非常に大事な第一種あるいは第二種の通信、先ほど先生はふるさとからの便りというふうにおっしゃいましたけれども、そういう一、二種の料金を安定的にいたしまして、そして一般の通信、そういう一、二種の通信を安定的な料金で確保し、そしてサービスを提供するというためには、やはり全体の郵便物量というものを確保していかなければならぬのではないかとこのように考へます。そういう意味で、料金体系はやはり全体の需要等のことも念頭に置きながら立てていくということも必要かと思ひます。その意味で大量郵便物といふゆる私信といふもののバランスというものをどこで決めたらいいか、これは非常に大きな郵便料金体系の考へ方の問題だと思ひます。私ども、実は、そういう問題も含めまして、ただいま郵政審議会の特別委員会の方に諮問をいたしておるわけでございまして、郵便の本来的なあり方は何であるかという中に、いま先生御指摘のような郵便料金体系の本来的なあり方は何であるかということもあわせて求めていきたい。また、そういう結論が得られれば非常に幸いだというふうに考へておるところでございまして、私ども自身もいたしまして、将来の郵便体系について今後真剣に取り組んでまいりたい、かように考へております。

○青島幸男君 いまのお答えでも幾つか不満の点もあるし、もう少し申し上げたいこともありますがけれども、話が細かくなりますから、時間もございませうし、また別の機会にその問題についてはお伺いをいたしたいと思ひます。

○委員長(森勝治君) 本日の調査は、この程度に

とどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時十七分散会

十月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、身体障害者の電話料金割引等に関する請願
(第七九八号)(第八七五号)

第七九八号 昭和五十一年九月二十九日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 北海道釧路市昭和町一ノ二ノ四全
国脊髄損傷者連合会釧路支部内
京谷清外百四十名

紹介議員 相沢 武彦君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第八七五号 昭和五十一年九月三十日受理
身体障害者の電話料金割引等に関する請願
請願者 福島県郡山市大槻町中ノ平五九
浦山正二外百五十五名
紹介議員 棚田 四郎君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

十月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案
一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)
の一部を次のように改正する。
目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を
第九章 郵便貯金振興会」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条(施設の設置) 郵政大臣は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。

前項の施設は、会議、集会及び展示のための設備その他多数の者の利便を図るための設備を備えて、広く国民の利用に供される施設とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 郵便貯金振興会

第六十九条(目的) 郵便貯金振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに第四十一条の施設の運営を行うことにより、郵便貯金の普及に寄与することを目的とする。

第七十条(法人格) 郵便貯金振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

第七十一条(数) 振興会は、一を限り、設立されるものとする。

第七十二条(名称) 振興会は、その名称中に郵便貯金振興会という文字を用いなければならない。

第七十三条(登記) 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十四条(民法の準用) 民法(明治二十九年法律第四十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、振興会について準用する。

第七十五条(発起人) 振興会を設立するには、第八十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務について専門的な知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

第七十六条(設立の認可の申請) 発起人は、定款、業務方法及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

前項の業務方法及び事業計画書に記載すべき事項は、省令で定める。

第七十七条(設立の認可) 郵政大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その業務が健全に行われ、郵便貯金の普及に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法及び事業計画書の内容が法令に違反するときは、

二 定款、業務方法及び事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

第七十八条(役員) 郵政大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、振興会の理事長及び監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長及び監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、第八十四条第一項の規定によりそれぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第七十九条(事務の引継ぎ) 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八十条(設立の登記) 理事長となるべき者は、前条の規定により事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第八十一条(定款記載事項) 振興会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 業務
- 五 役員に関する事項
- 六 資産及び会計に関する事項

七 定款の変更に関する事項
八 事業年度
九 公告の方法

第八十二条(役員) 振興会は、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第八十三条(役員及び権限) 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、振興会の業務を監査する。

第八十四条(役員及び職員) 理事長及び理事は、郵政大臣が任命する。

理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

振興会の職員は、理事長が任命する。

第八十五条(役員) 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第八十六条(役員) 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十七条(代表権) 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

第八十八条(業務) 振興会は、次の業務を行う。
一 郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行

二 第四條第一項の施設の運営
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
四 前三号に掲げるもののほか、郵便貯金の普及に寄与するために必要な業務

振興会は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第八十九条(定款及び業務方法書の変更) 振興会は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第九十条(予算等の認可) 振興会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

第九十一条(財務諸表) 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

振興会は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第九十二条(利益及び損失の処理) 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第九十三条(施設の運営の委託等) 郵政大臣は、第四條第一項の施設の運営を振興会に委託する。この場合において、郵政大臣は、当該施設

における国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。第三項において同じ。)の管理を振興会に委託するものとする。

郵政大臣は、当該施設に備え付ける物品(物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項に規定する物品をいう。)を振興会に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

当該施設の運営(当該施設における国有財産の管理を含む。)に關し、通常必要とする費用は振興会の負担とし、生じた収入は振興会の収入とする。

前二項に定めるもののほか、第一項に規定する委託に關する必要な事項は、政令で定める。

第九十四条(監督命令) 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

第九十五条(報告及び検査) 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十六条(設立の認可の取消し) 郵政大臣は、振興会の業務が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第九十七条(解散) 振興会は、前条の規定により設立の認可の取消しがあつたときは解散する。

振興会が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に關する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条前段、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、振興会の解散及び清算について準用する。

(罰則)

第九十八条 第九十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八条第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十四条の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

五 第九十七条第三項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第九十七条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第一百条 第七十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団法人郵便貯金振興会からの引継ぎ)

第二条 昭和四十四年十二月一日に設立された財団法人郵便貯金振興会(以下「財団法人」という。)は、寄附行為で定めるところにより、振興会の発起人に対し、振興会において財団法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

振興会の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、郵政大臣の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、財団法人の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於いて振興会に承継されるものとし、財団法人は、その時において解散するものとする。この場合には、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

前項の規定により、財団法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に郵便貯金振興会という文字を用いている者については、改正後の第七十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 振興会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第九十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会 郵便貯金法

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会
二年法律第四百四十四号

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本勤労者住宅協会」を「日本勤労者住宅協会及び郵便貯金振興会」に改める。

第七百一条の三第四項及び第七百一条の四十一第一項の表の第二号中「法人」の下に「(これに準ずる法人で政令で定めるものを含む。)」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第八条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 法令の定めるところに従い、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けること。

十八の三 法令の定めるところに従い、郵便貯金振興会を監督すること。

第九条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 郵便貯金振興会に関すること。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に

関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に、「売さばき人」を「売りさばき人」に、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に、「百分の七」を「百分の九」に、「百分の六」を「百分の八」に、「百分の二・五」を「百分の四」に改め、同条第三項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「五千円に満たない場合」を「一万円に満たない場合又は当該月に同項の規定による買受けをしなかつた場合」に、「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に、「その買受けした郵便切手類及び印紙の月額を五千円」を「その者が月額一万円の郵便切手類及び印紙を買受けしたもの」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第五条第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買受けした郵便切手類及び印紙に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

昭和五十一年十一月一日印刷

昭和五十一年十一月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局